

全 員 協 議 会

平成31年2月4日(月)
10時～ 時 分
全 員 協 議 会 室

〔議 員〕

川神議長、田畑副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員

小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員

芦谷議員、永見議員、佐々木議員、道下議員、西田議員、澁谷議員

西村議員、牛尾議員

〔執行部〕

~~市 長~~、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長

教育長、総務部長、地域政策部長、財務部長、健康福祉部長、市民生活部長

産業経済部長、産業経済部参事、都市建設部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長

三隅支所長、教育部長、消防長、~~上下水道部長~~、(広域行政組合事務局長)

〔事務局〕 局長、次長、議事係長

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市生活路線バスの事故について (地域政策部)
- (2) 浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会について (産業経済部)
- (3) 文化庁への日本遺産認定申請について (同)
- (4) 浜田市立原井幼稚園の休園について (教育委員会)
- (5) その他

(配布物)

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する (地域政策部)
連携協定について
- 第2次浜田市地域公共交通再編計画について (同)
- 浜田市自死対策総合計画(案)について (健康福祉部)
- 平成31年度国民健康保険事業費納付金(本算定)について (市民生活部)
- 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について (同)
- 萩・石見空港の状況について(報告) (産業経済部)
- 平成30年度 ふるさと寄附について (同)
- 優良乳用牛導入支援事業の状況について (同)
- 漁業別水揚げについて (同)
- リフレパークきんたの里の現況報告について (金城支所)
- 旭温泉あさひ荘の入湯料金の改定について (旭支所)
- (仮称)杵束コミュニティ施設の整備について (弥栄支所)
- 平成30年度卒業(園)式及び平成31年度入学(園)式日程 (教育委員会)
- 「LINE Pay請求書支払い」を導入します (上下水道部)

2 その他

浜田市生活路線バスの事故について

浜田市生活路線バスの運行中、下記の事故が発生いたしましたので報告します。
乗車されていたお客様並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、さらに安全管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

- 1 発生日時 平成 31 年 1 月 25 日(金) 13 時 40 分頃
- 2 発生場所 島根県道 5 号浜田八重可部線 貝崎橋バス停手前
(浜田市立市木公民館付近) [裏面地図参照]
- 3 発生運行便 浜田市生活路線バス(定員 28 人) 旭路線 瑞穂線
まんてん前 13 時 8 分発 瑞穂インター行
- 4 運行委託先 株式会社 F r o m ハート
- 5 発生時の状況
 - ・ 13 時 8 分、まんてん前を出発
 - ・ 13 時 40 分頃、当該地点に差し掛かったところで、バスが進路右側路外(民家前の畑)に逸脱し、バス前部破損
- 6 乗客等の状況
 - ・ 乗客 1 名(76 歳：女性)
救急車にて浜田医療センターへ搬送
軽傷(顔面打撲、背中痛み)
浜田医療センターでの治療を終え帰宅(当日 18 時 50 分頃)
 - ・ 運転士(62 歳：男性)
怪我無し
- 7 事故原因 注意散漫によるわき見運転(委託事業者からの報告による)
- 8 事故後の状況
 - ・ 事故後のバス運行は、予備車両にて対応し、支障なし
 - ・ 事故車両は、翌日 1 月 26 日(土) 撤去
 - ・ 乗客・畑の所有者への補償及び車両の修繕は委託先加入保険にて対応
 - ・ 乗客と委託先との間で物損事故として示談成立済



事故発生場所



車両の路外逸脱方向



事故直後の
車両の様子

浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会について

浜田漁港周辺エリアの活性化計画を策定することによって、各種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会」を設置し、第 1 回目となる検討委員会を開催しましたので下記のとおり報告します。

1 浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会について

- (1) 設置目的 浜田漁港周辺エリアを核とした水産業の将来ビジョンを構築し、多くの方が訪れる活気あるエリアとするための検討を行う。
- (2) 委員構成 識見者、各種団体から推薦された者、関係行政機関の職員及び市長が特に必要と認める者（名簿は裏面に掲載）
- (3) 委嘱期間 平成 31 年 1 月 23 日から平成 32 年 3 月 31 日

2 第 1 回検討委員会の開催について

- (1) 日 時 平成 31 年 1 月 23 日（水）14 時から 15 時 50 分
- (2) 場 所 浜田市役所本庁舎 4 階講堂
- (3) 議 題 浜田漁港周辺エリアの活性化検討について
- (4) 協議概要 事務局より検討の方向性や当エリアを取巻く現状及び課題等を説明。共通認識を図った上で、「新施設に期待する役割と施設機能について」の意見を各委員から書面により提出いただき、第 2 回の検討委員会において協議を行う。

3 計画策定までのスケジュールについて

- (1) 検討委員会での検討
検討期間：平成 31 年 1 月 23 日から平成 32 年 3 月 31 日
- (2) 計画書策定業務
計画書策定に係る調査・研究、検討委員会での検討内容の取りまとめなどについて、専門業者に業務を委託する。
ア 委託期間：契約締結日（平成 31 年 4 月）から平成 31 年 12 月 31 日
イ 業務内容：①調査研究業務、②検討委員会のコーディネート、
③活性化策の取りまとめ

	H30 年度	H31 年度			
	1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
機 構 委 員 会	活性化策検討 (H31.1～H32.3)				
計 画 書 策 定		業務委託 (H31.4～H31.12)		関係者協議等	策定 ●

浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会 委員名簿

（敬称略、順不同）

＜委員＞ 任期／平成 31 年 1 月 23 日～委員会の目的が達成されるまで

No.	所属団体等	職名	選出区分	氏名	備考
1	島根県立大学	教授	識見者	藤原 眞砂	
2	浜田商工会議所	副会頭	団体推薦	吉本 晃司	
3	石中央商工会	経営支援課長	団体推薦	植田 尚樹	
4	浜田金融会	会長	団体推薦	田中 修司	
5	浜田市観光協会	会長	団体推薦	岩谷百合雄	
6	浜田青年会議所	副理事長	団体推薦	名田 勝之	
7	浜田女性ネットワーク	会長	団体推薦	賀戸ひとみ	
8	漁業協同組合 JF しまね浜田支所	支所長	団体推薦	高木 繁延	
9	浜田魚商協同組合	事務局長	団体推薦	石井 信孝	
10	島根県立浜田水産高校	学校長	団体推薦	中村 公一	
11	島根県西部県民センター	商工観光部長	行政機関	伏谷 訓	
12	島根県浜田水産事務所	所長	行政機関	横田 幸男	
13	島根県水産技術センター	所長	行政機関	村山 達朗	
14	島根県浜田港湾振興センター	港湾振興課長	行政機関	武田 淳	
15	浜田自治区地域協議会	副会長	その他	竹山 勝彦	
16	金城自治区地域協議会	委員	その他	梶原 和志	
17	旭自治区地域協議会	副会長	その他	塚崎 育生	
18	弥栄自治区地域協議会	委員	その他	岡本 均	
19	三隅自治区地域協議会	委員	その他	石田 義生	

＜事務局（浜田市）＞

No.	所属	職名	氏名	備考
1	産業経済部	部長	田村 洋二	
2	産業経済部水産振興課	課長	永見 監	
3	産業経済部水産振興課漁港活性化室	室長	戸津川美二	
4	産業経済部観光交流課	課長	岸本 恒久	
5	産業経済部水産振興課	水産係長	松井 友和	
6	産業経済部水産振興課漁港活性化室	漁港活性化係長	田中 寿	

文化庁への日本遺産認定申請について

1 主旨

「神々や鬼たちが躍動する神話の世界 ～石見地域で伝承される神楽～」の日本遺産認定に向けて、本市が中心となり石見 9 市町連携で作成したストーリーを平成 31 年 1 月 18 日（金）に島根県を通じて文化庁に申請しました。

今後の予定については、例年のスケジュールと同様であれば、平成 31 年 5 月下旬頃に文化庁から認定結果が公表されます。

2 申請の概要

(1) ストーリーのタイプ

「シリアル型（ネットワーク型）」…複数の市町村にまたがってストーリーが展開し、構成文化財はシリアル型を形成する各市町村に所在する。

(2) 申請自治体

浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

(3) ストーリーのタイトル・概要

神々や鬼たちが躍動する神話の世界 ～石見地域で伝承される神楽～

島根県西部、石見地域一円に根付く神楽は、地域の伝統芸能でありながらも、時代の変化を受容し発展を続けてきた。その厳かさと華やかさは、人の心を惹きつけて離さない。神へささげる神楽を大切にしながら、現在は地域のイベントや商業施設などでも年間を通じて盛んに舞われ、週末になればどこからか神楽囃子が聞こえてくる。老若男女、観る者を魅了する石見地域の神楽。それは古来より地域とともに歩み発展してきた、石見人が世界に誇る宝なのだ。

(4) 構成文化財 53 件（下表は浜田市関連のみ）

石見神楽(未)	神楽木彫面(市)	石見神楽面(未)	長浜人形(未)	石州半紙(国)
石州和紙(未)	井野神楽(県)	有福神楽(県)	紙本墨書神楽台本(市)	紙本墨書藤井宗男著書(市)
石見神楽蛇胴(未)	石見神楽衣裳(未)	お初の碑(未)	鏡山(未)	角寿司(未)

（ ）は文化財としての指定の状況〔伝統(的)工芸品はここでは(未)としています〕

3 認定後の文化庁からの支援

日本遺産として認定されたストーリーの魅力発信や、日本遺産を通じた地域活性化については、「日本遺産魅力発信推進事業」として、日本遺産に関する①情報発信・人材育成、②普及啓発事業、③調査研究事業、④公開活用のための整備に対して文化芸術振興費補助金の交付を受けるなど、文化庁からの支援を受けることができます。

4 参考（これまでの日本遺産認定）

- 平成 27 年度開始、過去 4 年間で累計 67 件が認定済み
- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックまでに 100 件を認定（残り 33 件程度）
- 現在までに認定された島根県内の日本遺産は 4 件
 - ① 津和野町「津和野今昔～百景図を歩く～」
 - ② 雲南市・安来市・奥出雲町「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」
 - ③ 出雲市「日が沈む聖地出雲」
 - ④ 浜田市「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

浜田市立原井幼稚園の休園について

浜田市立原井幼稚園について、次の理由により今年度末で休園といたします。

1 経緯

浜田市立原井幼稚園は、今年度の新規入園申込がなく、また継続予定であった園児の転園等により、今年度の在園児が 2 名で新学期を迎え、初めて 5 月 1 日時点の在園児数が 10 名未満となりました。

このたび、12 月に平成 31 年度浜田市立幼稚園の入園児募集を行ったところ、原井幼稚園について、募集期間内での入園申込はありませんでした。

また、現在の在園児 2 名とも年長児であり今年度末で卒園となるため、来年度の在園予定児は 0 名となります。

広報や入園児募集要項等にも記載しておりますが、園児の教育環境や新年度の職員配置等を勘案し、原井幼稚園において、募集期間内に申込がなかった場合は今後の随時入園申込受付は、行わないこととしております。

2 今後について

12 月議会定例会個人一般質問において答弁いたしました幼稚園の統廃合基準として、「5 月 1 日時点での園児総数が 10 名未満の状態が 2 ヶ年度続いた場合、その幼稚園は翌年度以降の園児募集は行わず近隣幼稚園との統廃等により閉園するものとする。」という基準があります。

また、今年度末に、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査を行います。この調査の中で、公立幼稚園のニーズ調査結果も鑑みて、来年度、今後の公立幼稚園のあり方を検討する中で原井幼稚園の閉園について検討いたします。

3 原井幼稚園及び公立幼稚園全体の園児数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
原井幼稚園	24 人	23 人	14 人	13 人	2 人
全体（4 園）	135 人	143 人	122 人	98 人	78 人

※基準日：5 月 1 日時点

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する 連携協定の締結について

相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と地方創生に関する連携のための協定締結を下記のとおり行いました。

（１）協定の概要

協定事項	① 地域・暮らしの安全・安心に関すること。 ② 防災・災害対策に関すること。 ③ 産業振興・中小企業支援に関すること。 ④ 観光振興に関すること。 ⑤ 農業の振興に関すること。 ⑥ その他、地方創生に資する取組に関すること。
協定期間	締結日から1年間（以降は1年ごとに更新）

（２）締結式

日時	平成31年1月21日（月）午後1時～午後1時20分
会場	浜田市役所3階庁議室
締結者	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社島根支店長及び浜田市長

（３）今後の取組

各部署で取組んでいる事業の中で連携可能な取組について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と協議を行いながら事業構築していく。

平成 31 年 2 月 4 日
議会全員協議会資料
地域政策部まちづくり推進課

第 2 次浜田市地域公共交通再編計画（案）

平成 31 年 2 月
浜田市地域公共交通活性化協議会

目 次

序 章 計画策定にあたって.....	1
1 背景と目的	1
2 計画の期間	1
第1章 地域の現状	2
1 人口・高齢化率	2
2 通勤・通学流動	4
3 買物・通院動態	4
4 上位・関連計画におけるまちづくりと公共交通の方向性	5
第2章 地域公共交通の現状	7
1 道路網と公共交通体系	7
2 鉄道	9
3 民間路線バス	10
4 市生活路線バス	14
5 市乗合タクシー	17
6 コミュニティワゴン運送（公共交通空白地有償運送、自治会等無償運送）	20
7 敬老乗車券制度	21
第3章 第1次再編計画達成状況	22
第4章 公共交通利用動向	23
1 敬老乗車券購入者アンケート	23
2 市生活路線バス利用者アンケート	27
3 市乗合タクシー利用者アンケート	30
第5章 地域公共交通の課題と計画の基本理念	33
1 地域公共交通の課題	33
2 計画の基本理念・基本方針	36
3 施策の体系	37
第6章 実施する事業	38
1 公共交通空白地域等の縮減	38
2 中心市街地における移動性の向上	41
3 公共交通資源の適正配分	43
4 利用しやすい制度への再構築	45
5 利用しやすい公共交通環境整備	47
6 次世代モビリティサービスの導入	48
7 公共交通の観光活用	49
第7章 自治区別事業	50
1 浜田自治区	50
2 金城自治区	53
3 旭自治区	55
4 弥栄自治区	58
5 三隅自治区	60
◆事業実施スケジュール	63

序 章 計画策定にあたって

1 背景と目的

本市では、平成 28 年 1 月に策定した浜田市地域公共交通再編計画に基づき、路線・ダイヤの見直し、公共交通空白地域の縮減、敬老乗車券制度の導入等の施策を進めてきました。しかし、今後も続く人口減少や高齢化を見据えると、更なる効率的かつ効果的な運行が求められます。

一方、自動運転の実証実験が全国各地で行われるとともに、コネクテッドカー¹やライドシェア²等「移動のサービス化」が急速に進みつつあり、交通を取り巻く環境は 100 年に一度と言われる大きな転換期にあります。計画期間中には、無人自動運転による移動サービスや高速道路でのトラックの隊列走行といった有用性の高い様々な移動サービスの実用化も見込まれています。

こうした状況を踏まえ、利便性を確保しながらも、公共交通体系のより効果的・効率的な運行を図るため、第 2 次浜田市地域公共交通再編計画を策定します。

¹コネクテッドカー：ＩＣＴ端末としての機能を有する、通信端末を介して社会に繋がった車のことを指す。

²ライドシェア：自動車の運転とそれに相乗りする人、または相乗りする人同士を引き合わせるサービス。

2 計画の期間

計画の期間は、2019 年度（平成 31 年度）～2024 年度の 6 年間とします。

第1章 地域の現状

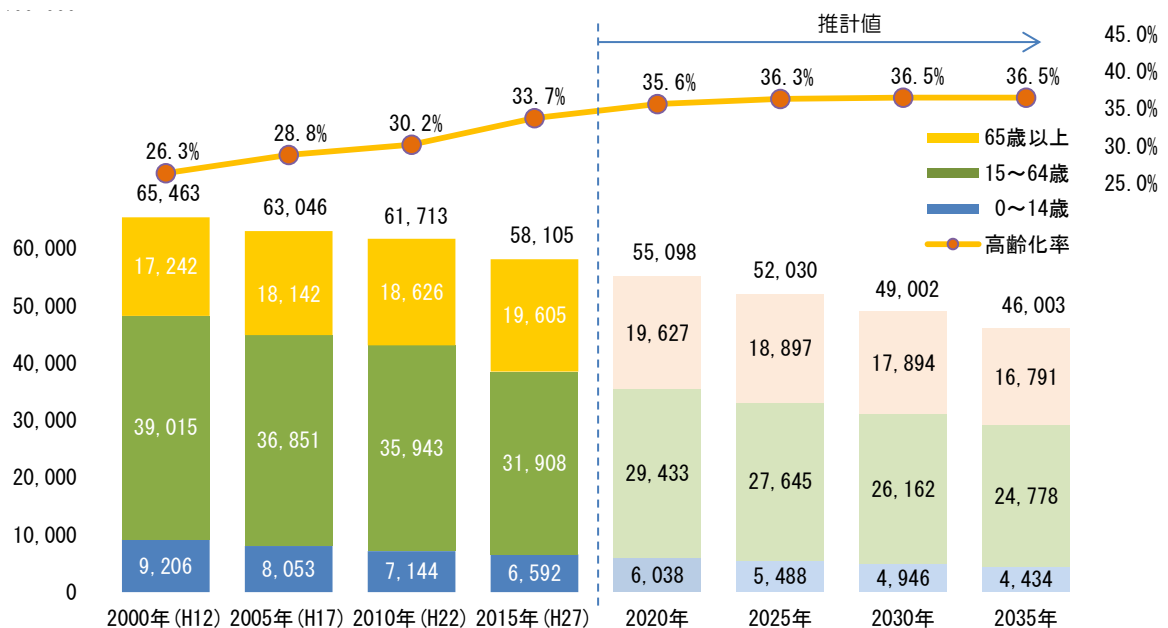
1 人口・高齢化率

(1) 総人口と高齢化の推移

平成27年(2015年)国勢調査の人口は約58,100人と、平成17年(2005年)からの10年間で約4,900人(約8%)減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口は、15年後の2030年には50,000人を割り込むものと予想されています。

平成27年の高齢化率(65歳以上の人口割合)は33.7%と、平成17年からの10年間で4.9ポイント上昇しており、2030年には36.5%まで上昇すると予想されています。一方、65歳以上の人口は、5年後の2020年をピークに減少に転じると予想されています。

平成27年の自治区別人口をこの10年間の増減率で見ると、弥栄と三隅がともに△16%台と大きく減少しています。旭は、平成20年の島根あさひ社会復帰促進センターの開設により42.5%と大きく増加していますが、この5年間では△13.2%と大きく減少しています。

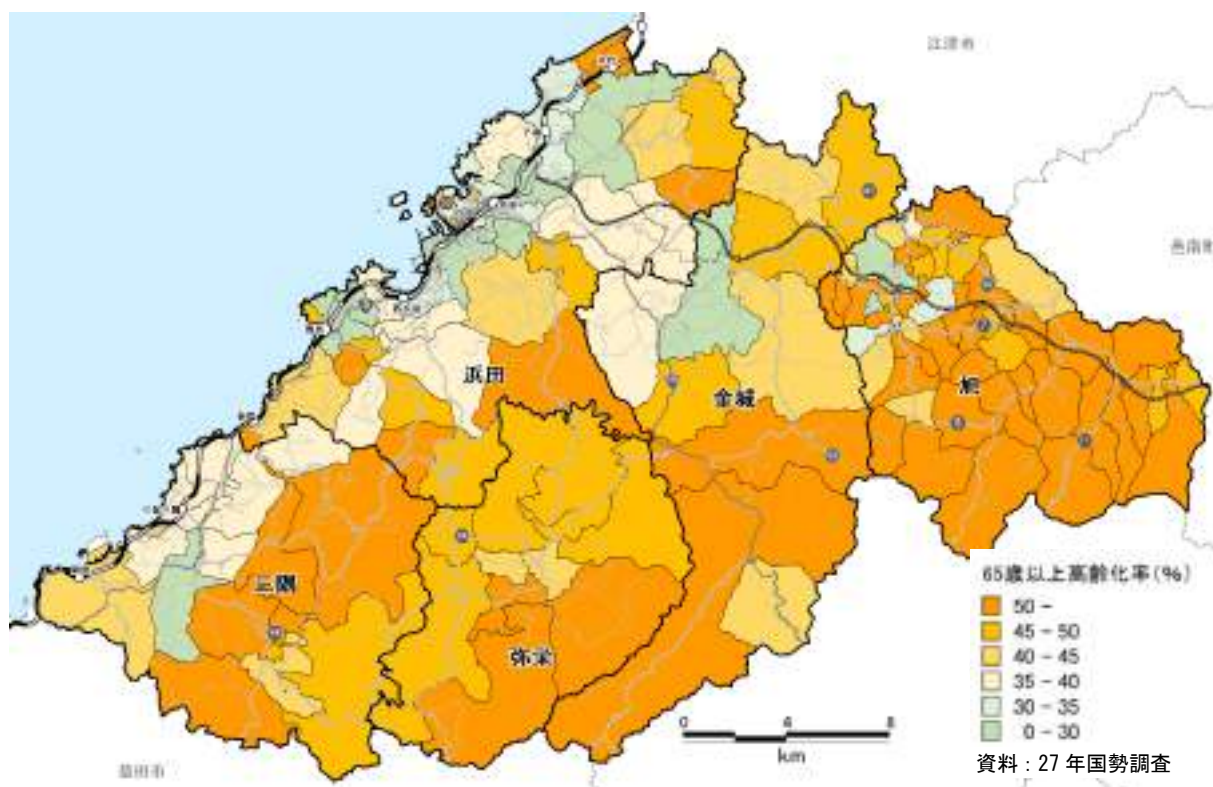


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口(平成30年3月)

▲人口と高齢化率の推移

▼自治区別人口の推移

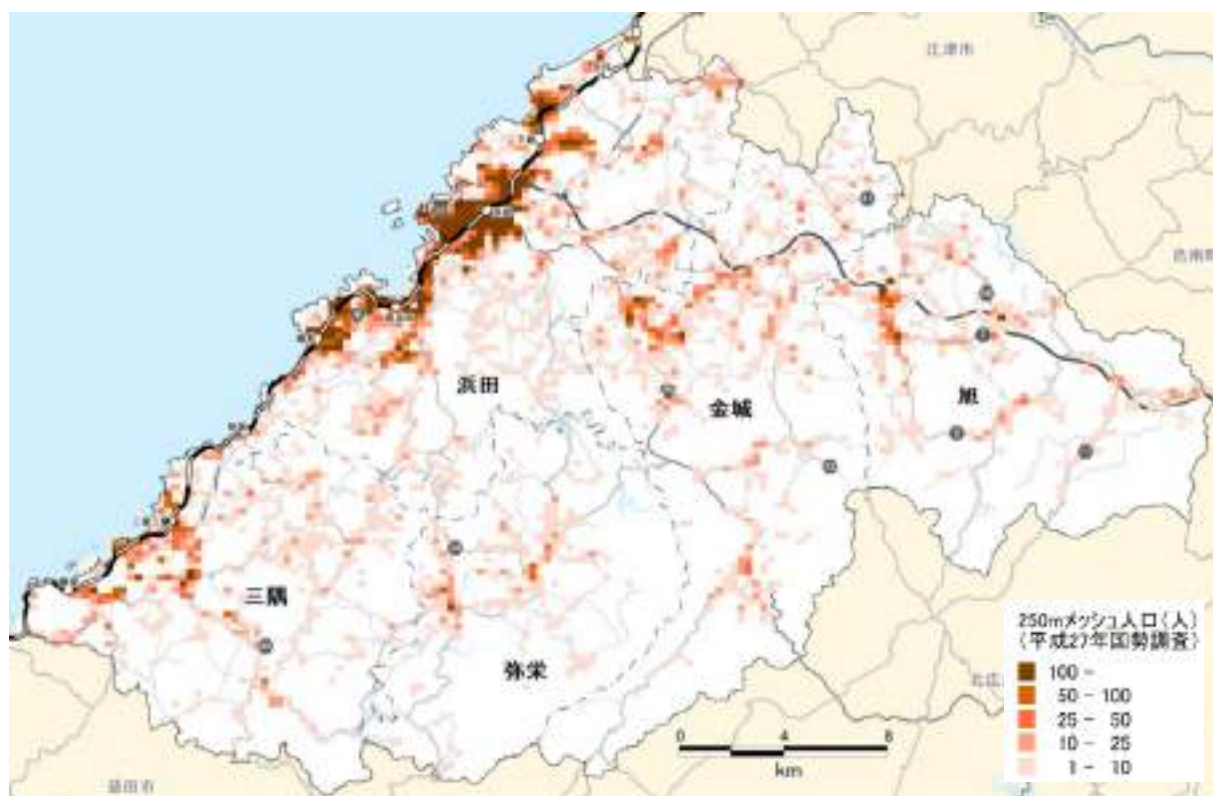
	H17年	H22年	H27年	H17年比	
				H17年比	H22年比
浜田市	63,046	61,713	58,105	△7.8%	△5.8%
浜田自治区	45,910	43,905	41,777	△9.0%	△4.8%
金城自治区	4,976	4,622	4,426	△11.1%	△4.2%
旭自治区	2,978	4,888	4,243	42.5%	△13.2%
弥栄自治区	1,612	1,494	1,343	△16.7%	△10.1%
三隅自治区	7,570	6,804	6,316	△16.6%	△7.2%



▲地域別高齢化率

(2) 人口分布

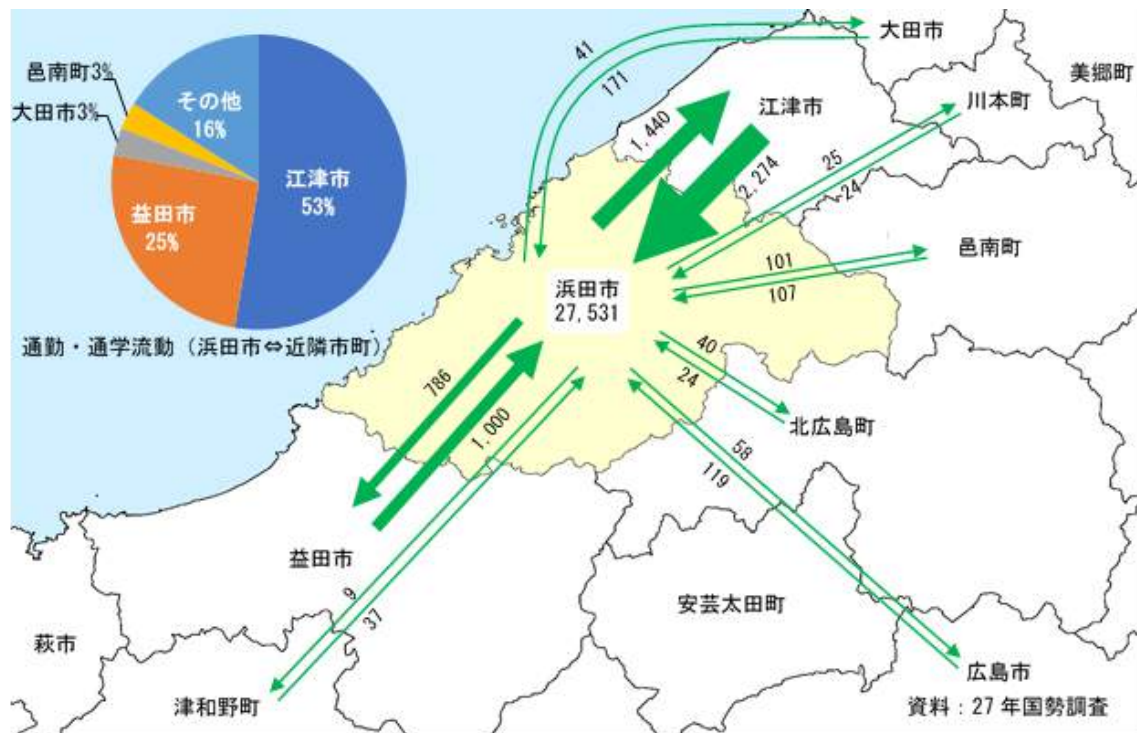
浜田駅を中心に市街地が形成されるとともに、国府から周布にかけて国道9号及びJR山陰本線沿線に人口が集積しています。また、金城支所、旭支所、三隅支所周辺にも集積がみられます。



▲人口分布

2 通勤・通学流動

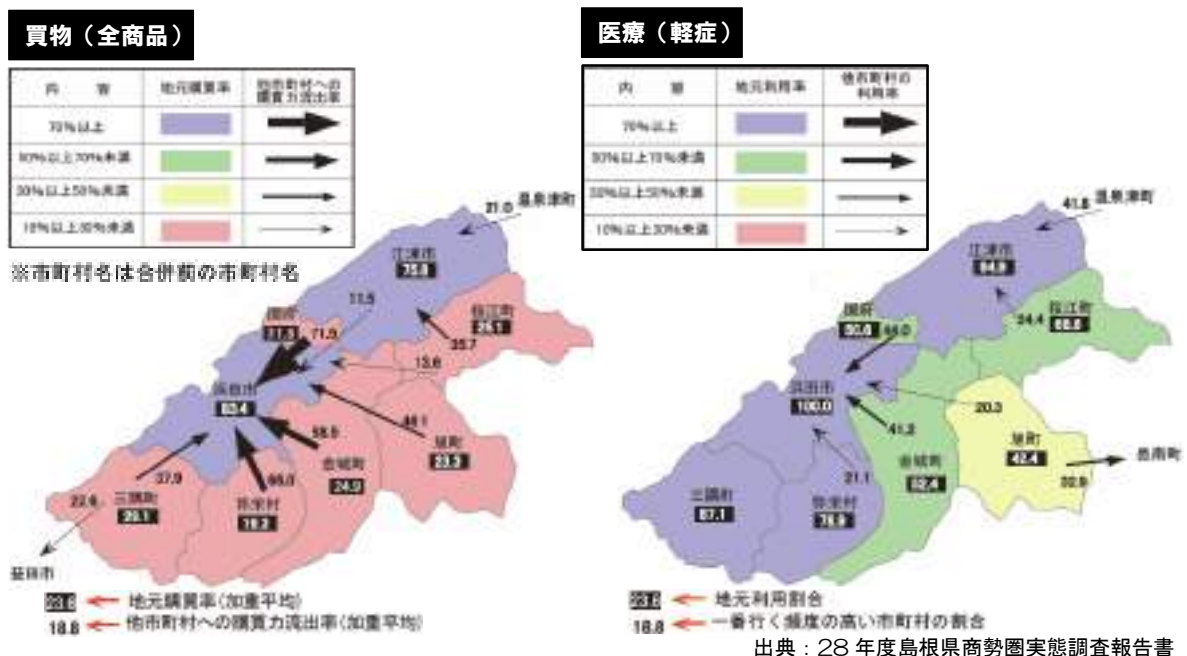
浜田市内在住者の 90%が市内に通勤・通学しており、近隣市町村との通勤・通学流動では、江津市が 53%を、益田市が 25%を占めています。



▲通勤・通学流動

3 買物・通院動態

金城、旭、弥栄、三隅の各自治区の地元購買率はいずれも 30%未満と低く、浜田自治区への流出が顕著ですが、医療（軽症）の地元利用率は、三隅 87.1%、弥栄 78.9%、金城 52.4%と比較的高い状況にあります。



▲平成28年浜田圏域生活圏（買物・医療）

4 上位・関連計画におけるまちづくりと公共交通の方向性

(1) 第2次浜田市総合振興計画（平成28年3月）

①市の将来像とまちづくりの基本方針

将来像	住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田
基本方針	● 浜田らしい魅力あるまちづくり ● 協働による持続可能なまちづくり ● 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり

②公共交通に関する施策の内容

施策名	施策の内容
1. わかりやすい公共交通ネットワークの構築	■ 通勤・通学・通院・買い物等の市民生活に必要な路線バスや予約型乗合タクシー等の公共交通を確保 ■ 地域ニーズへの対応と財政負担の軽減を念頭に、既存の交通サービスの見直し等を行い、より効率的でわかりやすい公共交通網へ再編
2. 交通弱者にやさしい移動手段の確保	■ 地域や交通事業者と連携して、高齢者等の交通弱者に配慮した「ドア・トゥ・ドア型」の移動手段を確保 ■ 敬老乗車券交付事業の本格導入により、運賃負担を軽減し、高齢者等が外出しやすい環境をつくる
3. 利用しやすい交通環境の整備	■ バス停の待合環境の改善や、乗り継ぎしやすいダイヤの設定、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等、公共交通利用者の利便性向上 ■ 地域経済の活性化を意識した新たな利用促進の仕組みづくり等を推進し、公共交通利用者の減少を抑制

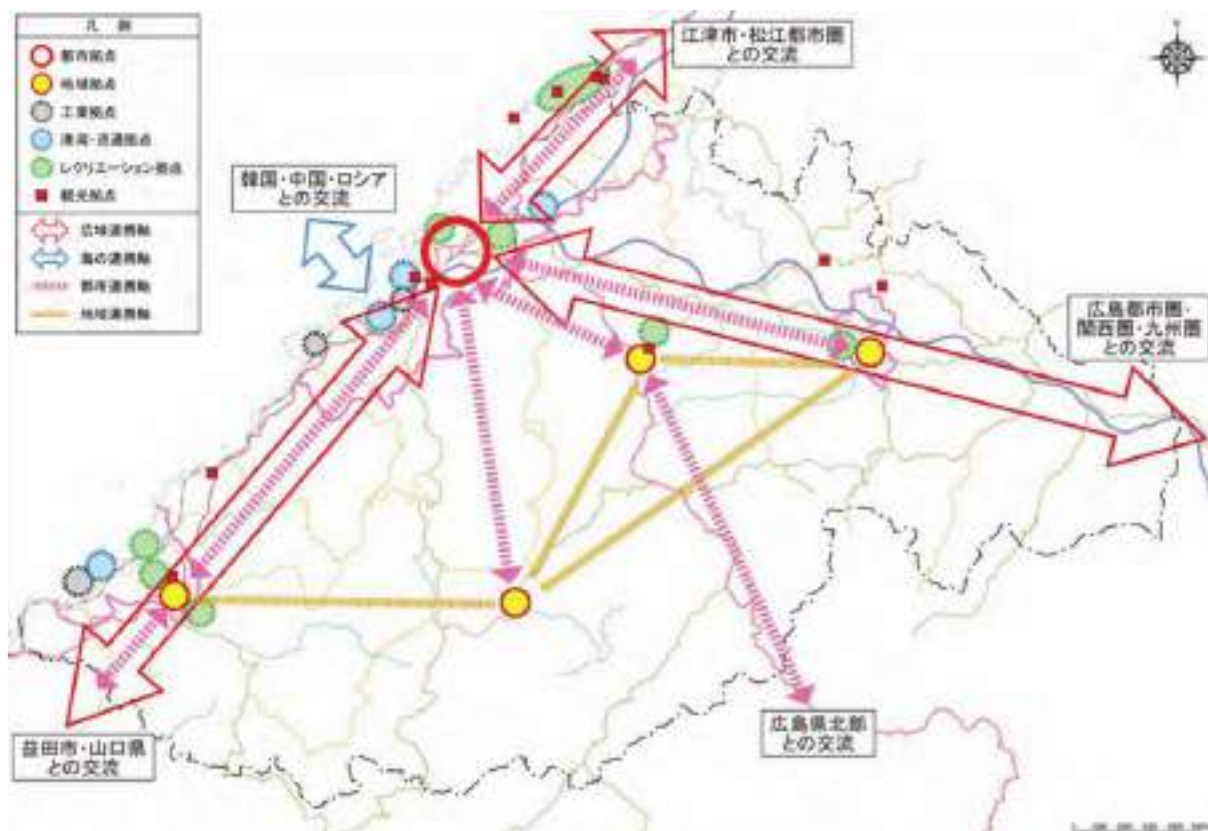
(2) 浜田市都市計画マスタープラン（平成24年3月）

①将来都市像と基本理念

将来像	自然を活かし 人々の交流と協働により活力あふれる中核都市
基本理念	【交流・連携】 人が集い働き行き交う活力あふれる都市づくり 【暮らし・環境】 都市と自然が調和した市民が安心して暮らせる都市づくり 【参加・協働】 市民・企業・行政等が協働して創り育てる都市づくり

②公共交通に関する施策の内容

施策名	施策の内容
1. 効率的な公共交通体系の構築	■ 個別交通の連携による利便性の向上：パーク＆ライド、パーク＆バスライドの充実により乗継の利便性を向上 ■ 予約型乗合タクシーの利用促進：より利便性の高いシステムの導入を検討。低利用路線の適切なサービス水準の確保と利用の促進
2. モビリティ・マネジメントの推進	■ 自動車交通依存から公共交通の利用促進に向けて、ノーマイカーデー、相乗り、自転車の活用等を促す啓発活動を行い、環境にやさしい交通政策を推進



▲将来都市構想図

(3) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）

①基本目標

基本目標	【目標 1】産業振興と企業立地による雇用の創出
	【目標 2】子どもを安心して産み育てる環境づくり
	【目標 3】U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進
	【目標 4】地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり

②公共交通関連重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（平成 26 年度）	目標値（平成 31 年度）
市生活路線バス 1 便当たり利用者数	2.0 人/便	2.0 人以上/便
市予約型乗合タクシー 1 便当たり利用者数	1.8 人/便	1.8 人以上/便
輸送事業に取り組む地域自主組織数	1 団体	3 団体
環境整備を実施したバス停数	3 か所	5 か所（累計）

※参考

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成 29 年度）
市生活路線バス 1 便当たり利用者数	1.5 人/便
市予約型乗合タクシー 1 便当たり利用者数	1.6 人/便
輸送事業に取り組む地域自主組織数	3 団体
環境整備を実施したバス停数	4 か所

第2章 地域公共交通の現状

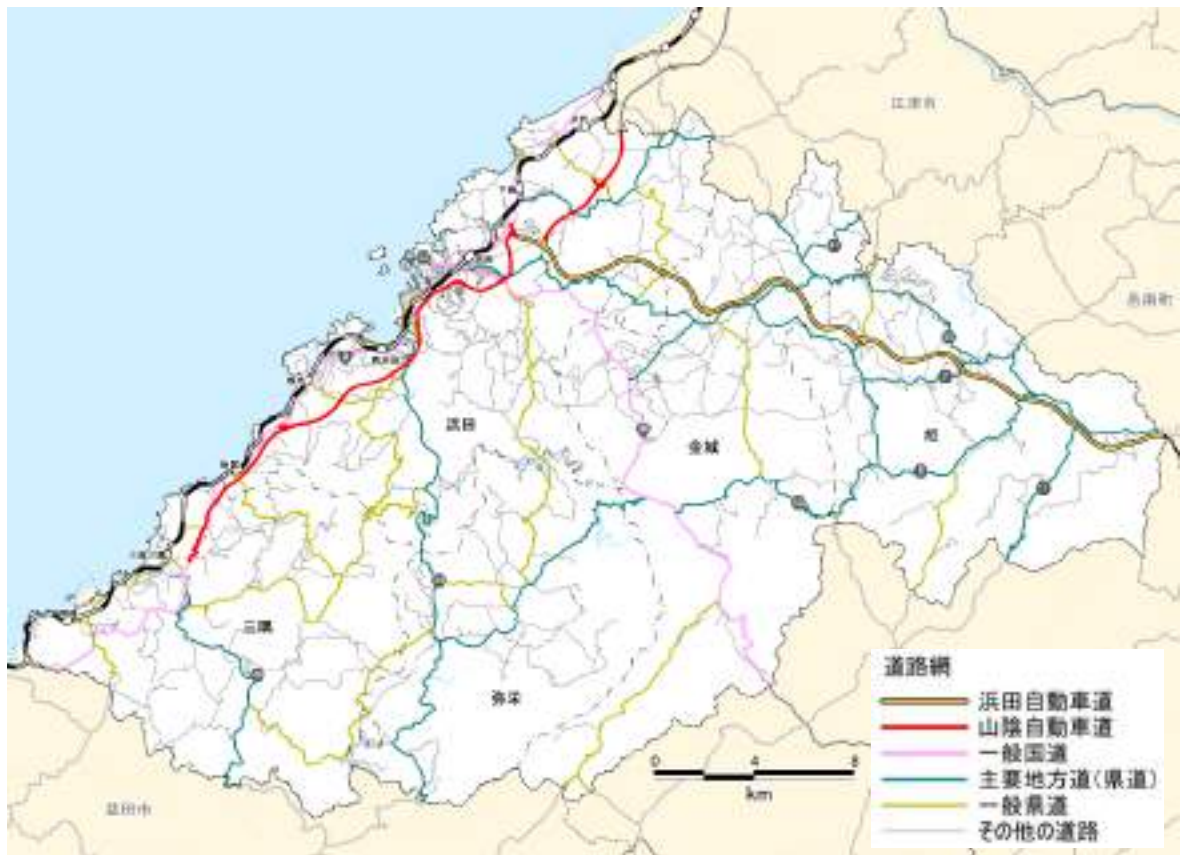
1 道路網と公共交通体系

(1) 道路網

国道 9 号が市の海岸部を東西に、国道 186 号が南北に走り、その他 9 つの主要地方道を中心に道路網が形成されています。

また、国道 9 号と並行して山陰自動車道が走り、市の東部を南北に浜田自動車道が走っています。

道路整備は、計画的に順次進められていますが、狭隘区間が残る主要地方道もあり、道路改良率は島根県平均を下回っています。



▲道路網

▼道路改良率・舗装率

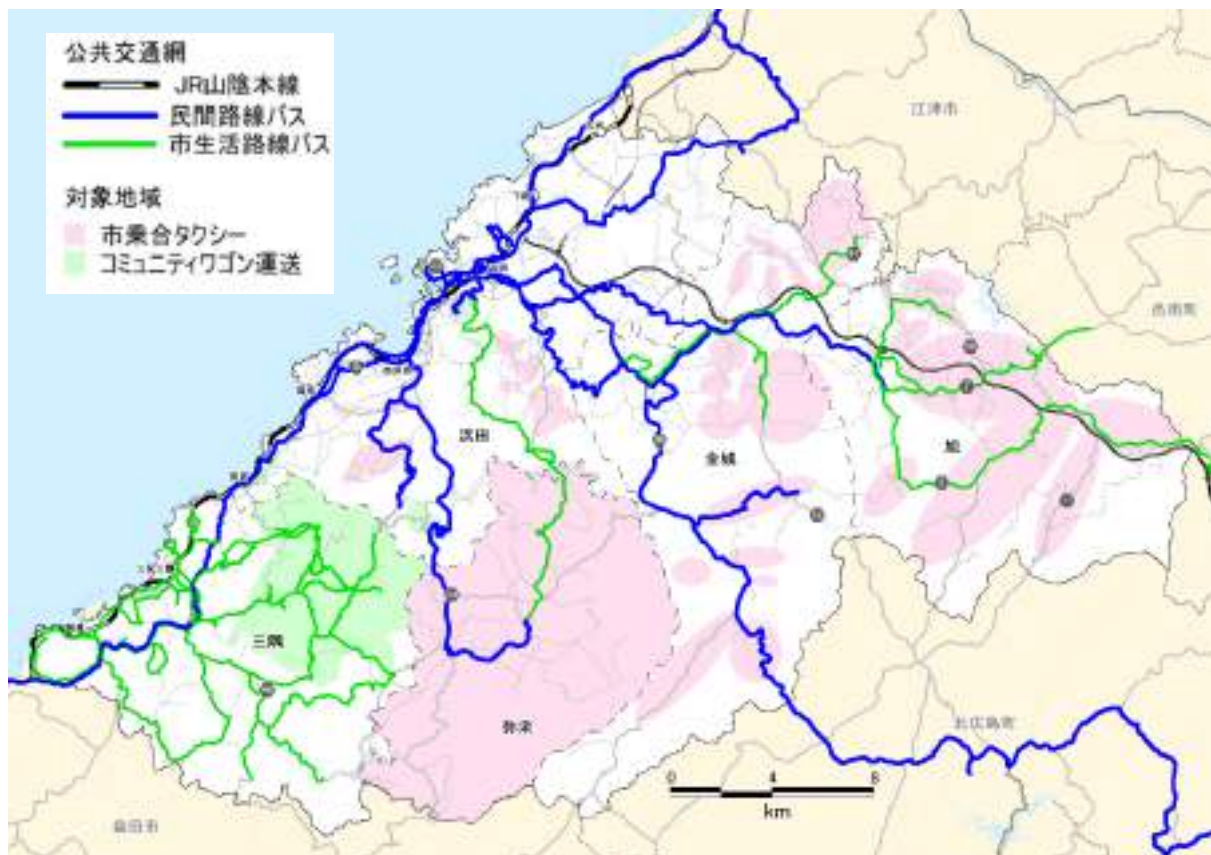
	総 計		国 道		県 道		市町村道	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
島根県	59.8%	82.9%	97.0%	100.0%	73.5%	98.7%	55.1%	79.1%
浜田市	56.4%	92.0%	100.0%	100.0%	74.1%	99.3%	50.2%	90.1%

資料：平成 28 年島根県統計書

（２）公共交通体系

本市の公共交通としては、ＪＲ山陰本線、民間路線バス、市生活路線バス、市予約型乗合タクシー（以下、市乗合タクシーという）があり、それ以外にタクシー、コミュニティワゴン運送、スクールバス等があります。

また、公共交通の利用促進の一環として、平成 28 年度から 70 歳以上の高齢者を対象に敬老乗車券制度を開始しました。



▲地域公共交通網

2 鉄道

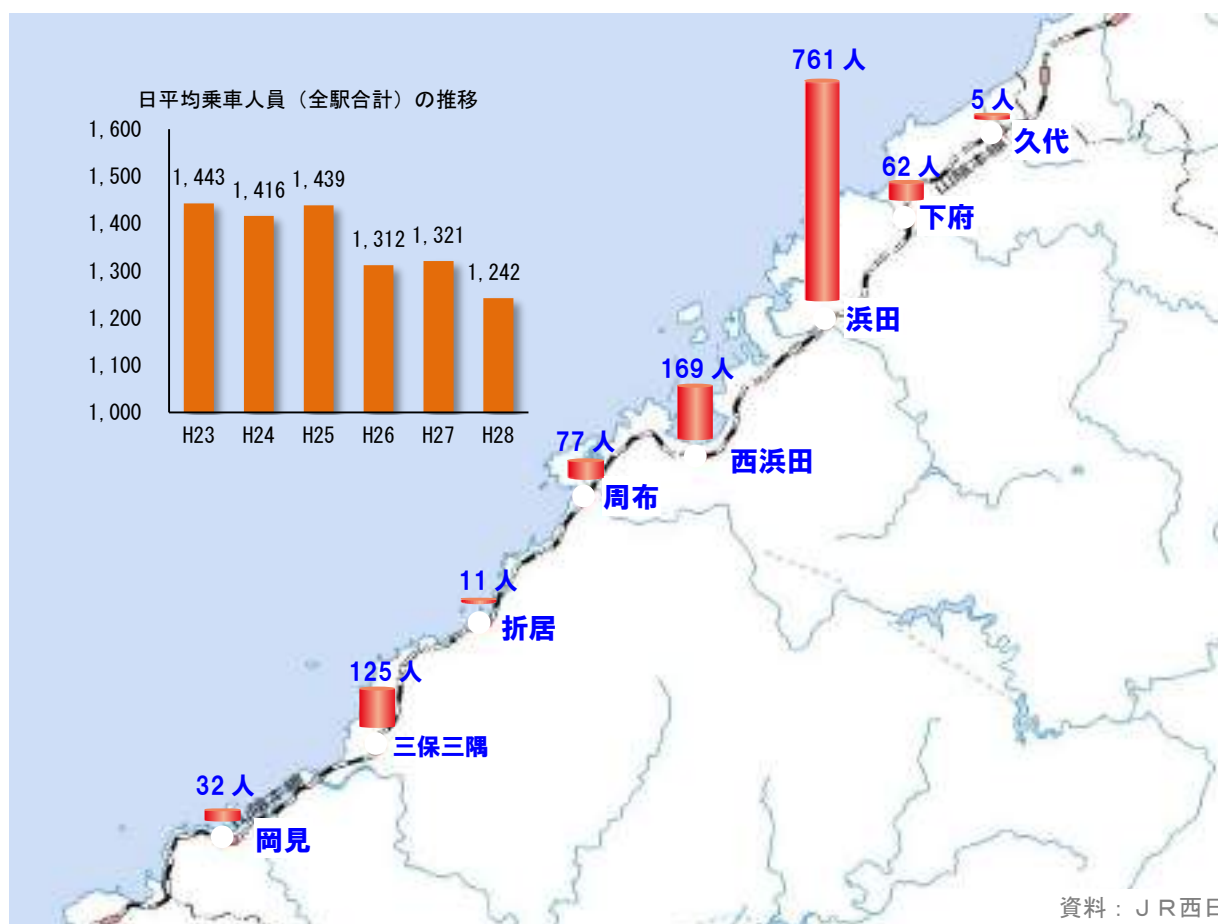
通勤・通学等の生活交通のみならず、観光など都市間を結ぶ広域交通の主軸をも担うＪＲ山陰本線は、浜田駅を起点に江津方面が上下それぞれ 26 本、益田方面が上り 21 本、下り 20 本が運行しています。（平成 30 年 10 月 1 日現在）

平成 28 年度の市内 8 駅の 1 日平均乗車人員は 1,242 人で、平成 23 年度からの 5 年間で 13.9%（年率 2.95%）減少しています。

平成 28 年度の各駅の 1 日平均乗車人員は、浜田駅が 761 人と全体の 61%を占め、次いで西浜田駅 169 人、三保三隅駅 125 人と続き、これら 3 駅で全体の 85%を占めています。

▼江津方面と益田方面の運行本数

方 面	浜田駅から見た運行本数	
	上り	下り
江 津	26 本（内特急 7 本）	26 本（内特急 7 本）
益 田	21 本（内特急 7 本）	20 本（内特急 7 本）

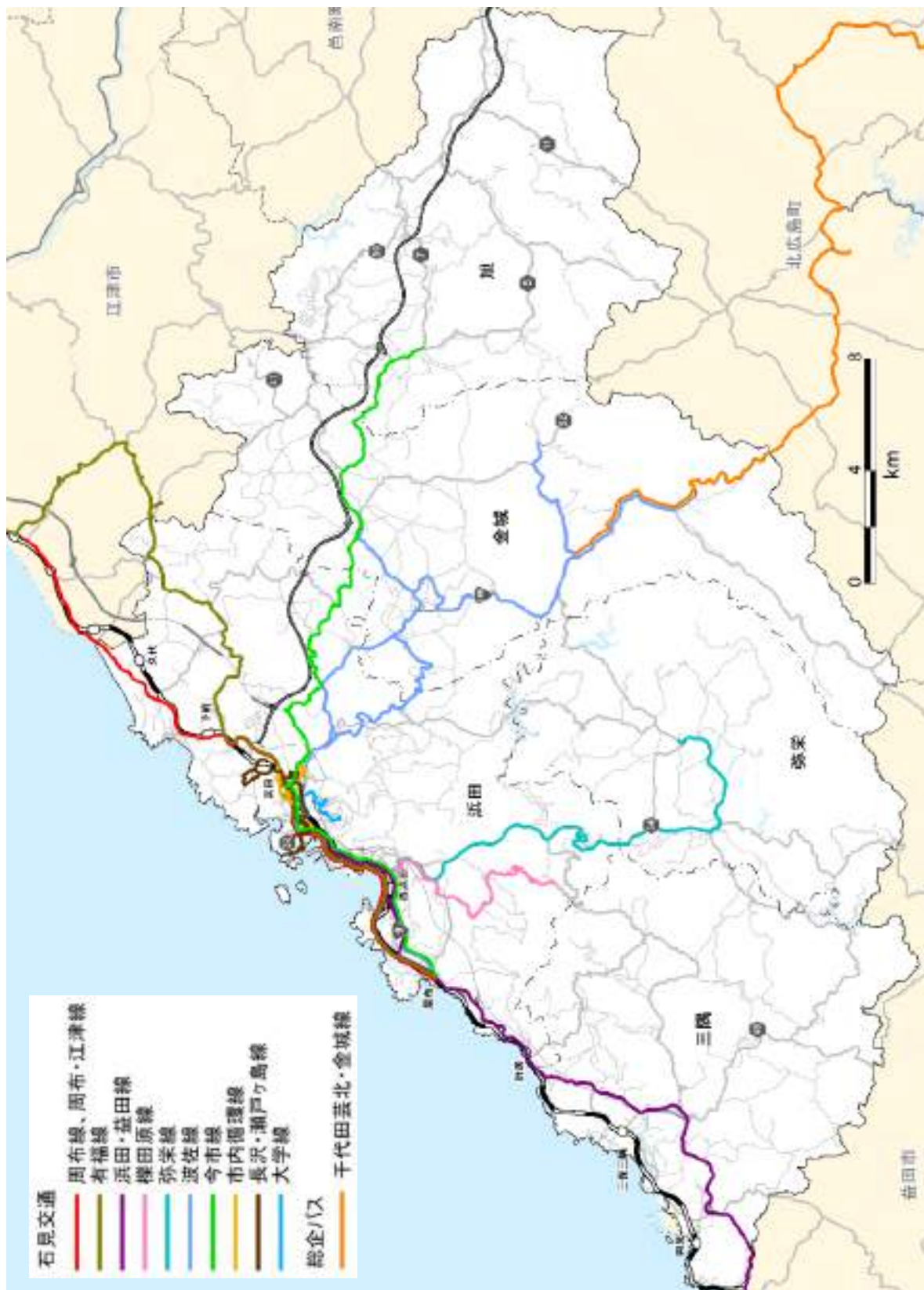


▲日平均乗車人員（平成 28 年度）

3 民間路線バス

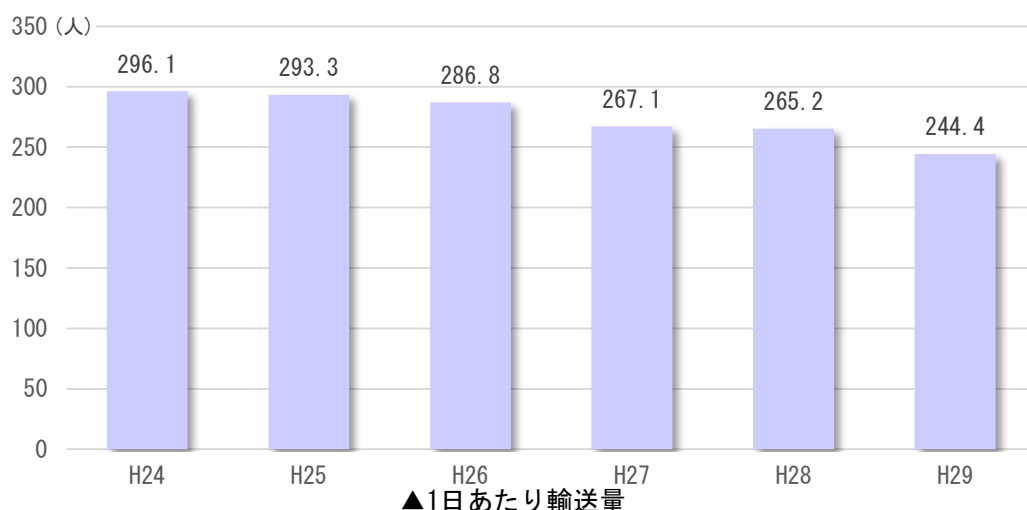
(1) 路線網

民間路線バスは、浜田駅を中心に本市各地を結ぶとともに、隣接する益田市、江津市、広島県北広島町とを結び、現在は 12 路線 54 系統が運行しています。



(2) 1日あたり輸送量の推移

平成 29 年度の市内 11 路線（石見交通）の 1 日あたり輸送量¹は、244.4 人で平成 24 年度からの 5 年間で 17.5%（年率 3.77%）減少しています。



¹ 1日あたり輸送量：平均乗車密度×運行回数（平均乗車密度：バスに乗車している人数の全区間（起点～終点）の平均、運行回数：1 往復で 1 回）

(3) 収支状況

平成 29 年度の収支率は、市内を運行する 11 路線（石見交通）のうち 6 路線が 30%以下となっており、全体では 48%となっています。

▼平成 29 年度路線別運行収支状況

路 線	系統	平 均 運行回数	乗車密度	1 日あたり 輸送量	経常収益 (円)	経常費用 (円)	収支率
① 浜 田 ・ 益 田 線	6	10.5	2.5	25.9	28,949,175	59,509,128	49%
② 周 布 線	4	9.2	0.8	7.3	3,912,886	16,866,663	23%
③ 櫛 田 原 線	3	4.5	0.6	2.9	1,929,650	8,968,080	22%
④ 弥 栄 線	2	6.5	2.6	16.8	17,160,173	26,036,266	66%
⑤ 市 内 循 環 線	3	9.5	1.2	11.1	3,685,116	13,396,954	28%
⑥ 波 佐 線	8	8.5	1.3	10.7	14,492,929	48,893,018	30%
⑦ 有 福 線	2	7.8	2.3	17.7	25,253,517	50,654,226	50%
⑧ 周 布 江 津 線	3	21.5	3.5	76.3	73,411,818	114,607,795	64%
⑨ 長 沢 ・ 瀬 戸 ヲ 島 線	6	5.0	0.6	3.2	1,225,463	9,404,595	13%
⑩ 大 学 線	6	16.9	4.0	67.0	9,639,018	14,523,322	66%
⑪ 今 市 線	1	4.6	1.2	5.5	6,827,345	24,877,839	27%
合 計	44	104.5	2.3	244.4	186,487,090	387,737,886	48%

注 1) 乗車密度：次式により求めた値で、平均乗車人員を表す。

乗車密度＝年間運送収入÷（年間実車走行キロ×※平均賃率）

※平均賃率：キロあたりの平均設定運賃であり、路線によって異なる。停留所相互間総運賃額を停留所相互間総キロ程で割った値。

注 2) 収支率：経常費用（運行経費等）に対する経常収益（運賃収入等）の割合。

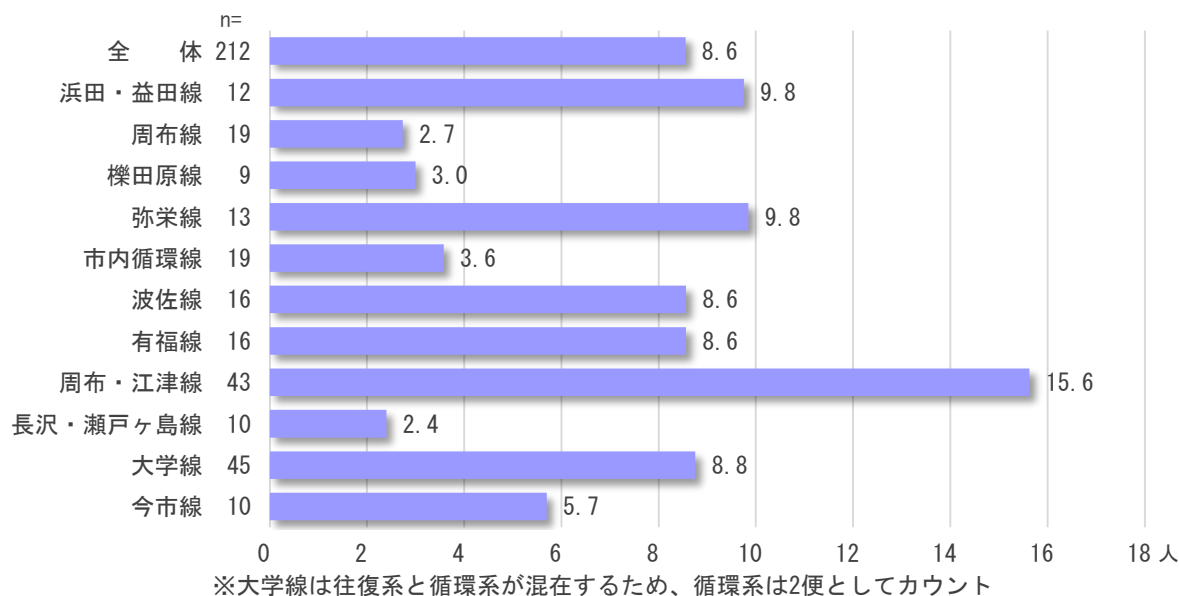
(4) 路線バス利用動向

平成 29 年度の 1 日乗降調査データ（石見交通提供）の集計分析より

※浜田・益田線は、益田市内で乗って益田市内で降りた人を、有福線、周布・江津線は、江津市内で乗って江津市内で降りた人をそれぞれ除いて集計しています。

①1 便あたりの平均利用者数

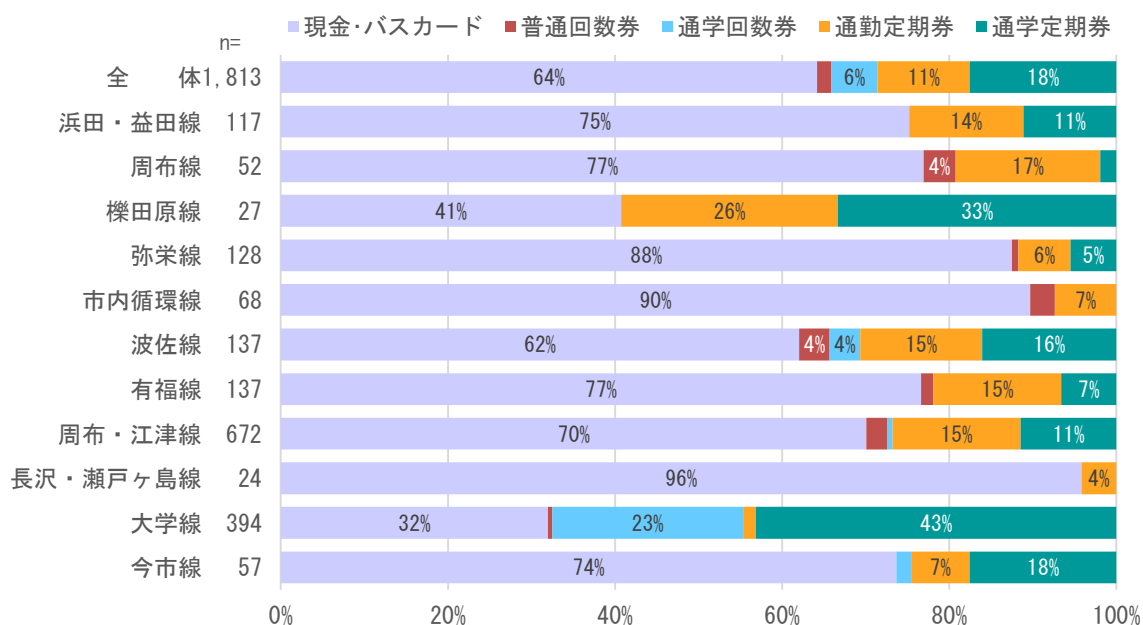
1 便あたりの平均利用者数は、周布・江津線が 15.6 人と最も多く、全体では 8.6 人となっています。



▲1便あたりの平均利用者数

②支払区分

全体では、現金・バスカードが 64% を占め、次いで通学定期券 18%、通勤定期券 11%、通学回数券 6% となっています。



▲支払区分

③利用の多いバス停

路線別に見た乗降の多いバス停は、下表のとおりです。

▼バス停別 1 日乗降者数（路線別上位 5）

浜田・益田線	周布線	櫛田原線	弥栄線	市内循環線	波佐線
三隅 22 合同庁舎前 20 周布汐入 11 浜田駅 10 山根病院前 10	浜田駅前 19 合同庁舎前 13 笠柄団地前 7 周布駅口 7 国道長浜上朝日町 4	本郷橋 10 田橋上 6 栄町 5 浜田駅前 4 笠柄団地前 4	浜田駅前 48 栄町 21 ひばりヶ丘 20 下内田 19 笠柄団地前 15	浜田駅前 28 合同庁舎前 18 医療センター 15 上朝日町 7 殿町 7 浜田市役所前 7 緑ヶ丘団地 7	浜田駅前 32 金城支所前 19 合同庁舎前 17 七条（国道） 16 上朝日町 15 金城中学校前 15
有福線	周布江津線	長沢・瀬戸ヶ島線	大学線	今市線	
浜田駅前 57 大水道 20 栄町 18 浜田市役所前 17 上府 11	浜田駅前 261 谷田 86 合同庁舎前 85 畳ヶ浦口 59 殿町 45	浜田駅前 14 下港町 7 長沢三町内 6 長沢一町内 3 団地下 2 長沢二町内 2 合同庁舎前 2 殿町（R186） 2	県立大学 325 浜田駅前 120 上朝日町 101 竹迫町 91 いわみーる 34	浜田駅前 17 黒川町 17 合同庁舎前 8 乱橋 6 浜田原町 5	

④乗り降りしたバス停

路線バス利用者の乗車バス停と降車バス停の傾向は、下表のとおりです。

▼OD¹概要

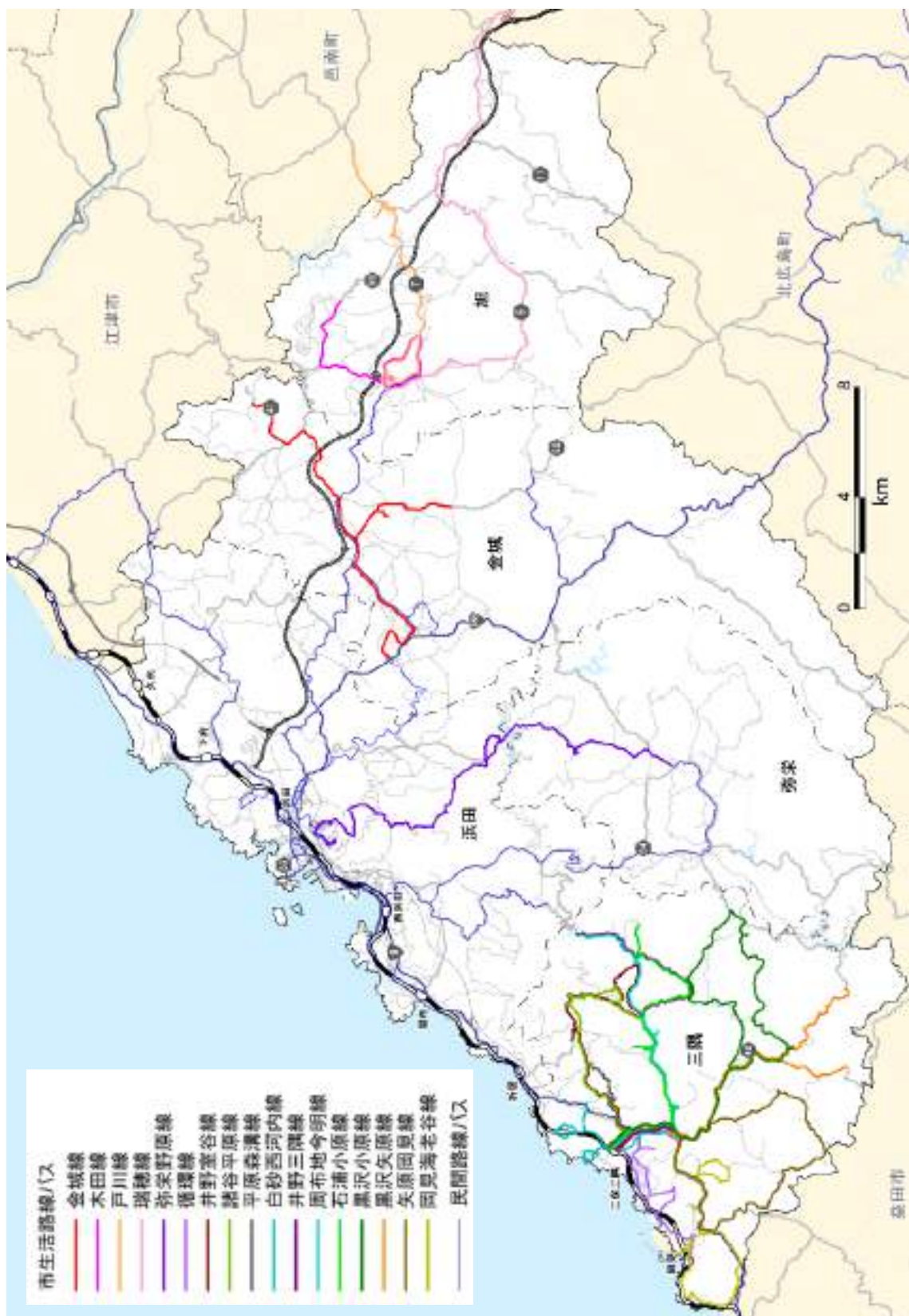
路線	乗降者数	OD概要
浜田・益田線	117人	浜田自治区内（折居～浜田駅前間）の利用 42%、三隅自治区～浜田自治区間の利用 29%、浜田市～益田市間の利用は三隅自治区のみ 29%
周布線	52人	合同庁舎前→笠柄団地前（4人）、国道長浜→浜田駅前（3人）、浜田駅前→周布駅口（3人）などの利用が比較的多い
櫛田原線	27人	本郷橋～浜田駅前間の利用 56%、上櫛田原～本郷橋間の利用（小学生の通学） 30%
弥栄線	128人	本郷橋～浜田駅前間の利用 65%、弥栄支所～本郷橋間の利用 3%
市内循環線	68人	合同庁舎前→医療センターの利用が 6人と最も多い
波佐線	137人	東谷下～浜田駅前間の利用 45%、周布～浜田駅間の利用 35%、浜田駅前を跨ぐ利用 20%
有福線	137人	江津～浜田駅前間の利用（江津市内の乗降を除く） 43%、周布～浜田駅前間の利用 31%、浜田駅前を跨ぐ利用 26%
周布・江津線	672人	江津～浜田駅前間の利用（江津市内の乗降を除く） 48%、周布～浜田駅前間の利用 33%、浜田駅前を跨ぐ利用 19%
長沢・瀬戸ヶ島線	24人	長沢局前～浜田駅前間の利用 46%、瀬戸ヶ島口～浜田駅前間の利用 29%、浜田駅前を跨ぐ利用 25%
大学線	394人	県立大学～浜田駅前間の利用 84%、浜田駅前～県立大学⇄上朝日町～琵琶町間の利用 16%
今市線	57人	石見今市～浜田駅前間の利用 40%、周布～浜田駅前間の利用 49%、浜田駅前を跨ぐ利用 11%

¹ OD：オーディー（origin and destination）人や物、自動車などが移動する起点（origin）から終点（destination）までを指し、バスの乗降調査では、乗客個々の乗車バス停と降車バス停を指す。

4 市生活路線バス

(1) 路線網

市生活路線バスは、主に民間路線バスでの運行が困難となった地域への代替交通として平成 3 年から導入し、現在 17 路線が運行しています。



(2) 運行状況

17 路線のうち 9 路線が週 1～2 日の曜日運行となっています。

▼平成 30 年度運行状況

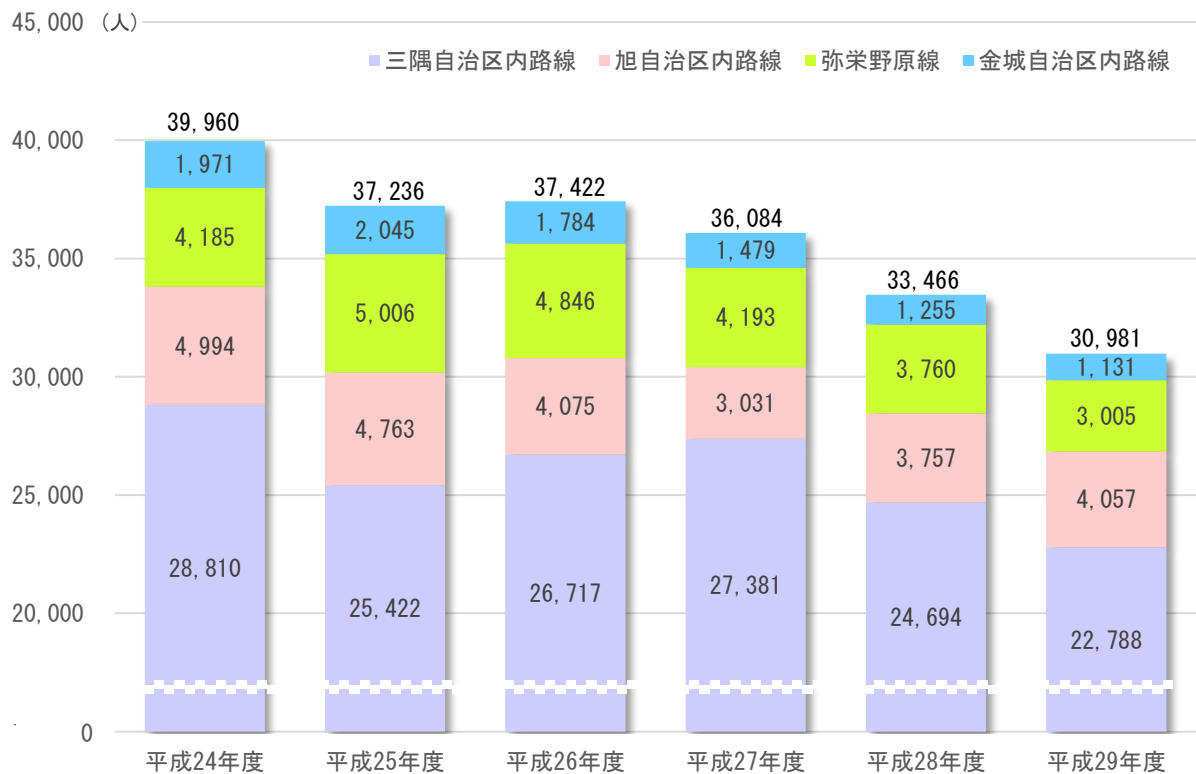
自治区	路線	運行日	便数
三 隅	循環線	月～金	14 便
		土	6 便
		祝	4 便
	井野室谷線	火	3 便
	諸谷平原線	金	3 便
	平原森溝線	月	2 便
	白砂西河内線	月・水	2 便
	井野三隅線	月～土・祝	3 便
	周布地今明線	月・木	4 便
	石浦小原線	水	4 便
	黒沢矢原線	月～木・土	6 便
		金	7 便
		祝	4 便
	黒沢小原線	火・金	3 便
	矢原岡見線	木	2 便
	岡見海老谷線	金	3 便

自治区	路線	運行日	便数
金城	おでかけバス	月・水・金	3 便
		火・木	7 便
		土	6 便
旭	木田線	月・水～金	7 便
		火	9 便
		土	4 便
	戸川線	平日	8 便
		土	6 便
		日・祝	4 便
弥栄・浜田	瑞穂線	月	9 便
		火～金	7 便
		土	4 便
弥栄・浜田	弥栄野原線	月～土	8 便

(3) 利用状況

①利用者数の推移

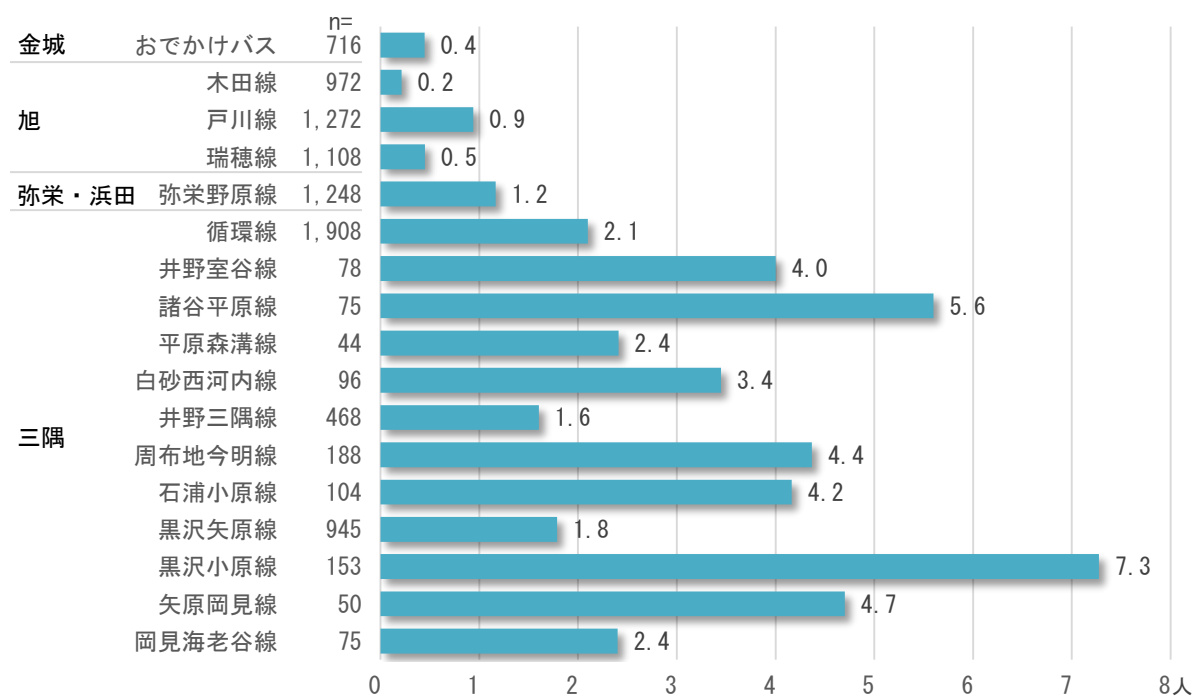
平成 24 年度から 29 年度までの 5 年間で約 9,000 人（22.5%）減少しています。



▲生活路線バス利用者数の推移

②1 便あたりの平均利用者数

平成 30 年 4 月～9 月の利用実績では、17 路線のうち 4 路線が 1 便あたりの平均利用者数が 1 人未満となっています。

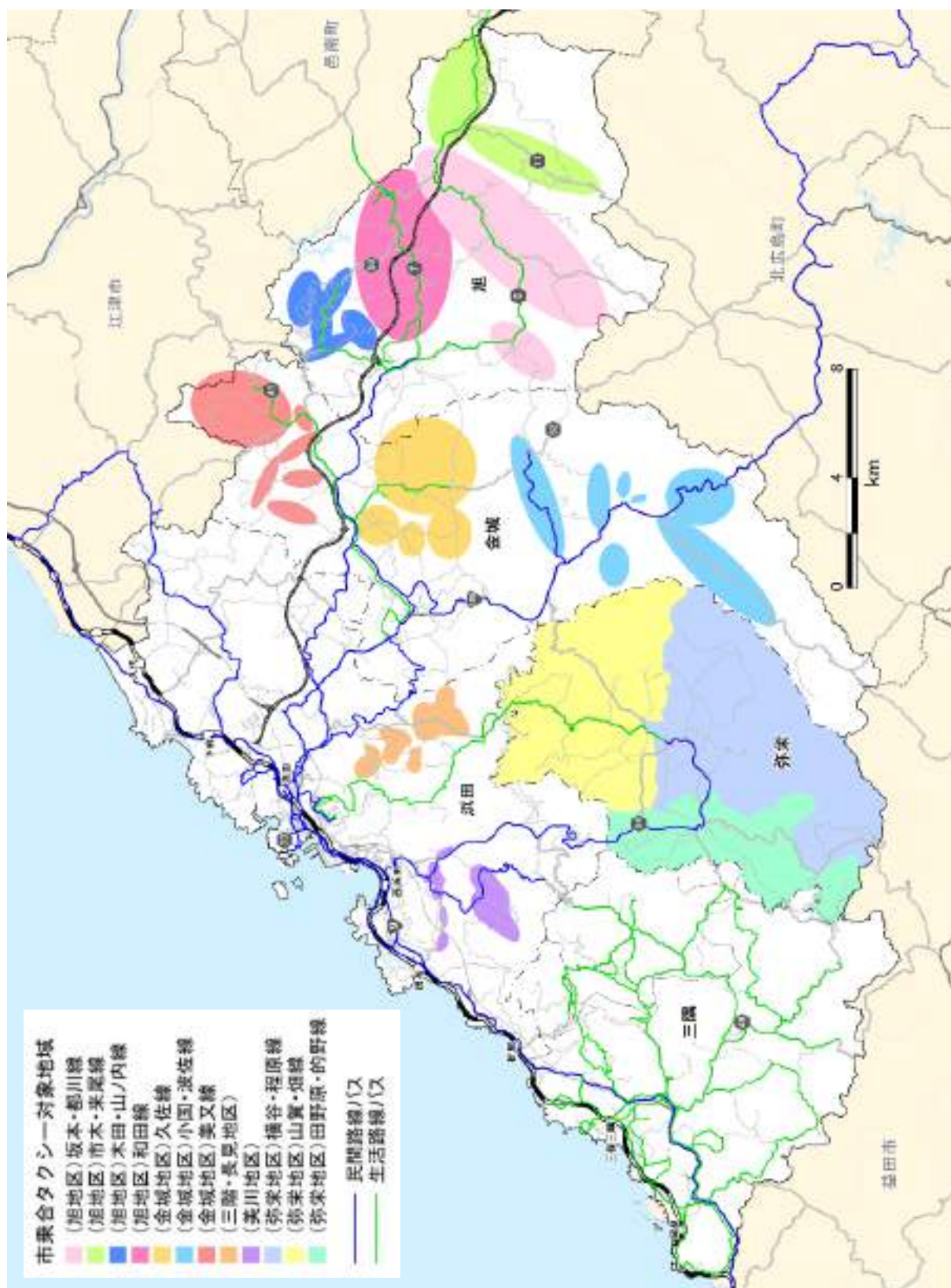


▲1便あたりの平均利用者数（平成30年4月～9月）

5 市乗合タクシー

(1) 対象地域

市乗合タクシーは、公共交通空白地域の住民などのために平成 20 年から導入し、現在、三隅自治区を除く 4 自治区で 12 路線が運行しています。



▲市乗合タクシー対象地域

(2) 運行状況

12 路線が週 1 日～3 日運行しており、このうち 10 路線は行き帰りそれぞれ 1 便となっています。この他、弥栄自治区では月に 1 回眼科便が運行しています。

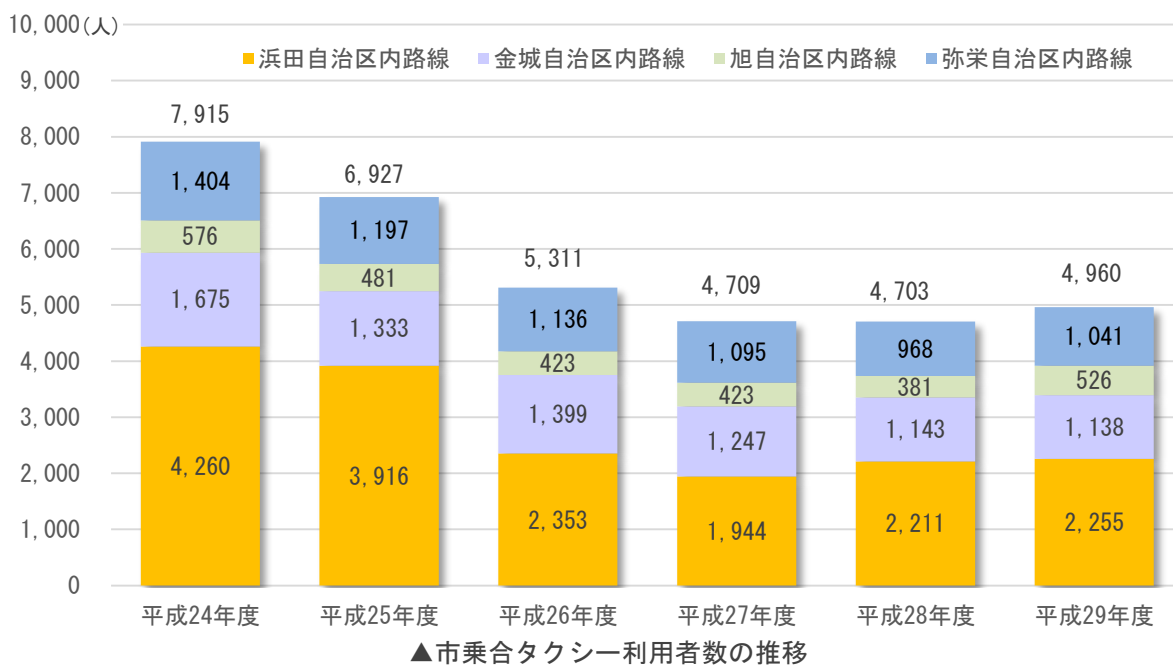
▼運行状況

自治区	路 線	運行日	運行便数		備 考
			行き	帰り	
浜 田	三階・長見線	月・水・金	2 便	2 便	
	美川線	月・水・金	2 便	2 便	
金 城	小国・波佐線	月・水・金	1 便	1 便	
	美又線	木	1 便	1 便	
	久佐線	火・木	1 便	1 便	
旭	木田・山ノ内線	月、第 2・4 木	1 便	1 便	
	和田線	月、第 2・4 木	1 便	1 便	
	坂本・都川線	第 2・4 火、水	1 便	1 便	第 2・4 火：都川-今市、水：坂本-瑞穂
	市木・来尾線	火	1 便	1 便	
弥 栄	横谷・程原線	月	1 便	1 便	
	山賀・畑線	火	1 便	1 便	
	田野原・的野線	金	1 便	1 便	
	眼科便	第 3 木	1 便	1 便	

(3) 利用状況

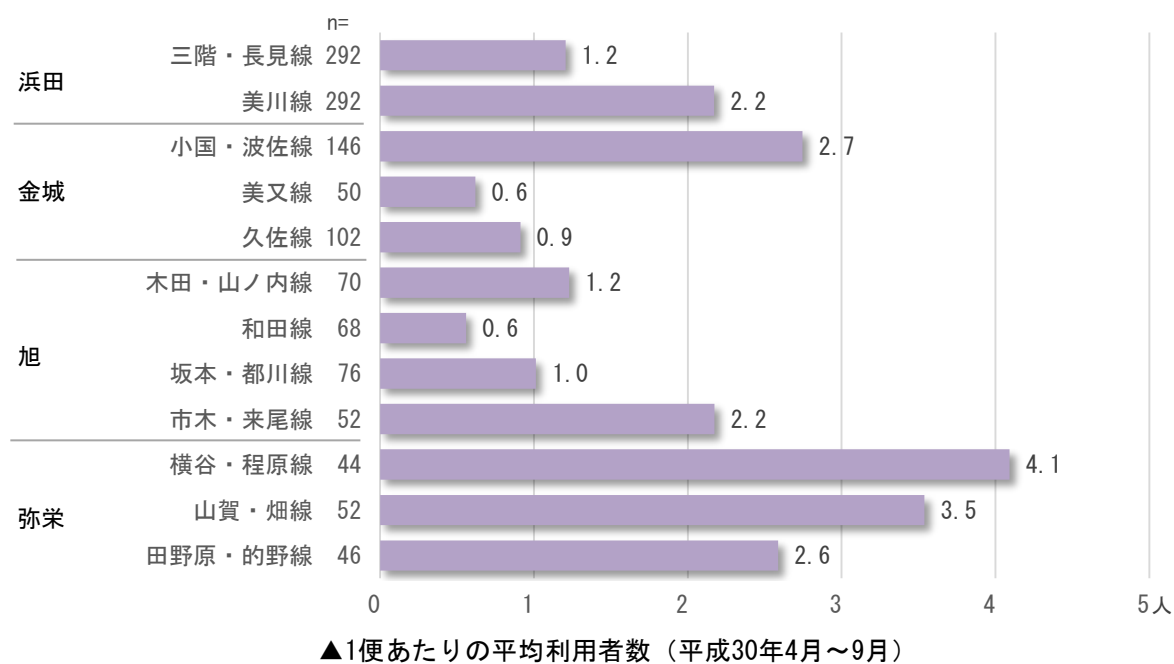
①利用者数の推移

年間利用者数は、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて約 3,200 人（40%）減少し、その後は横ばいで推移しています。



②1 便あたりの平均利用者数

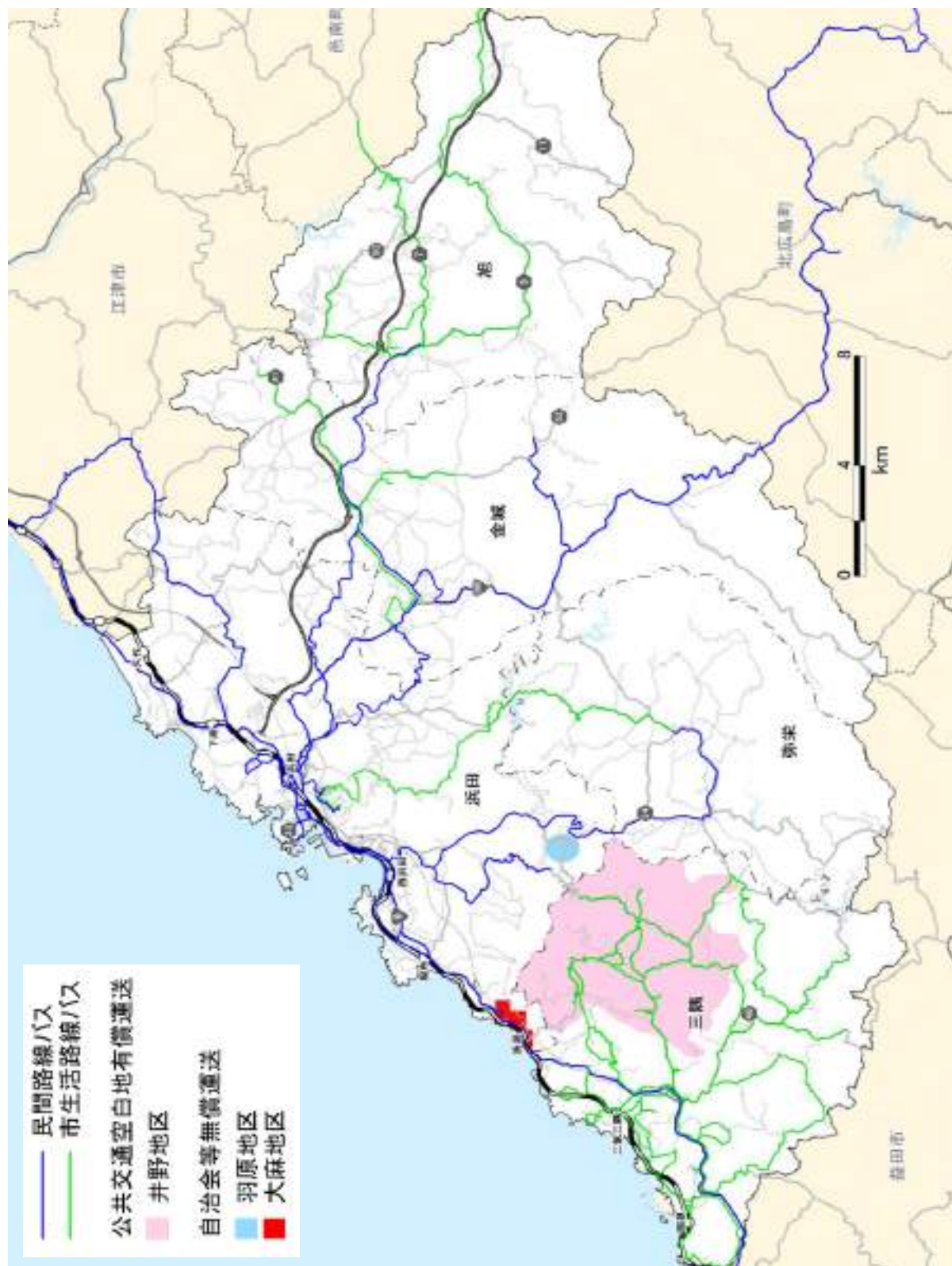
平成 30 年 4 月～9 月の利用実績では、12 路線のうち 3 路線が 1 便あたりの平均利用者数が 1 人未満となっています。



6 コミュニティワゴン運送（公共交通空白地有償運送、自治会等無償運送）

本市では、地域住民自らが主体的に高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運送活動（公共交通空白地有償運送、自治会等無償運送）に対し、運送車両の無償貸付、運送支援補助金を交付しています。

現在、三隅町井野地区で公共交通空白地有償運送が行われ、羽原地区と大麻地区で自治会等無償運送が行われています。



▲対象地域

7 敬老乗車券制度

70 歳以上の住民は、路線バスやタクシーで利用できる 3,000 円分の乗車券を半額の 1,500 円で購入できる運賃補助制度です。

項 目	内 容
対 象 地 区	本市全域
補 助 対 象 者	当該年度末（3 月 31 日）において 70 歳以上となる住民
販 売 内 容	3,000 円分の乗車券を 1,500 円で販売（補助率：1/2） 券面：100 円券（1 冊あたり 30 枚）、500 円券（1 冊あたり 6 枚）
購 入 上 限	1 年間に 1 人 10 冊まで（30,000 円分） （ただし、金城・旭・弥栄・三隅自治区、浜田自治区の一部：1 人 12 冊まで（36,000 円分））
利 用 で き る 交 通 機 関	・民間路線バス（石見交通・総企バス） ・市生活路線バス ・市乗合タクシー ・タクシー（市内事業者限定。介護タクシーを含む） ・公共交通空白地有償運送（井野っ地号） ※JRと高速バスは利用不可 ※発着のいずれかが浜田市となる区間での利用に限る ※介護タクシー乗車の際、タクシー運賃部分のみ利用可（介護保険サービス部分不可）
利 用 制 限	乗車 1 回の乗車券の利用上限は、利用者 1 人につき 1 冊（3,000 円）分まで
運 転 免 許 自主返納制度	平成 28 年 7 月 1 日以降に運転免許を自主返納した 70 歳以上の住民を対象に、敬老乗車券 15,000 円分を無料交付



第3章 第1次再編計画達成状況

平成28年1月に策定した浜田市地域公共交通再編計画の達成状況は、下記のとおりです。

項	目	計 画 概 要	達 成 状 況
1. 市街地路線の見直し	1-1 市街地ルートの一斉化	循環系路線（浜田市内循環線、長沢・瀬戸ヶ島線、大学線）を除く全路線を国道9号ルート（浜田駅前-浜田市役所前-合同庁舎前-浜田原町）に統一する方向で調整	国道9号ルートに統一するにあたり、必要と考えたゆめタウン付近へのバス停設置が出来ず、未実施
	1-2 循環系路線の見直し	- 大学線は、循環系統の一部を見直し、浜田駅と大学の直通運行を基本に再編 - 長沢・瀬戸ヶ島線は、長沢町内の商業施設への買物に利用できるよう長沢地内の運行ルートを変更。	- 大学線：利用状況を踏まえ見直し継続中 - 長沢・瀬戸ヶ島線：服部タイヨー前バス停を新設済（平成29年度）
2. 幹線交通と地域内交通の再編	2-1 旭自治区の交通再編	- 石見交通「瑞穂線」の運行区間の変更に合わせた市生活路線バスの路線新設 - 市乗合タクシーの利用対象地域の拡大	- 路線バス：市生活路線バス「瑞穂線」運行開始（平成29年度） - 市乗合タクシー：実施済
	2-2 市生活路線バス及び市乗合タクシーの見直し	利用実態を踏まえ、需要に見合った運行を基本に継続的に見直し	金城・旭・弥栄自治区において見直し済（平成30年度）
3. 高齢者が安心して暮らせる交通体系の構築	3-1 敬老乗車券交付事業の本格導入	70歳以上の住民を対象に本格導入	本格導入済（平成28年度）
4. 地域との連携による移動手段の確保	4-1 地域環境に応じた輸送モデルの検討及び実施	- 高齢化が進行する市街地の住宅団地や中山間地域の小規模分散集落に対応した新たな輸送サービスモデルを検討 - 地域と連携した実証運行等を実施	運行開始済（平成29年度）
	4-2 コミュニティワゴン（仮称）による地域活動支援	地区まちづくり推進委員会に対して、自治会輸送や買い物代行等の活動に利用できる車両を無償貸与する事業をモデル的に実施	三隅町井野地区導入済（平成30年度） 大麻地区導入済（平成29年度）
5. 利用環境の改善	5-1 バス停待合環境の改善	- 主要バス停の待合環境を立地条件に合わせて改善 - 浜田駅のバス乗降場所の配置見直しも含めた環境整備を検討	- バス停2箇所整備済 - 整備開始予定（平成31年度）
	5-2 ゆめタウン前バス停の整備	ゆめタウン付近へのバス停設置に向けて関係機関との調整等に取り組む	ゆめタウン付近へのバス停設置（バス3台分の車寄せスペースの確保）ができないため、未実施
6. 利用促進	6-1 学生割引制度の導入	高校生に対する通学定期券購入助成制度、学割回数券等の導入を検討	助成制度創設済（平成28年度）
	6-2 分かりやすいバスマップの作成	本計画における再編実施に合わせてバス路線等を網羅した分かりやすいバスマップを作成	改訂版を作成済（平成29年度）
	6-3 周辺自治体との連携	公共交通の維持存続に向けて、周辺自治体や関係団体との連携強化	連携（継続中）
7. 公共交通を利活用したサービスの展開	7-1 貨客輸送や生活支援サービス等の実現可能性調査	乗合旅客運送事業を利活用した貨客輸送やタクシーを活用した生活支援サービス等のニーズや採算性、先進事例等について調査	バス：高速広浜線貨客混載開始（平成30年度） タクシー：ニーズ喚起
8. 観光振興策との連携	8-1 公共交通の観光活用	観光モデルコースの具体化や市街地の観光資源の活用検討にあわせ、公共交通を活用した移動手段の確保策を検討	調査・研究（継続中）

第4章 公共交通利用動向

1 敬老乗車券購入者アンケート

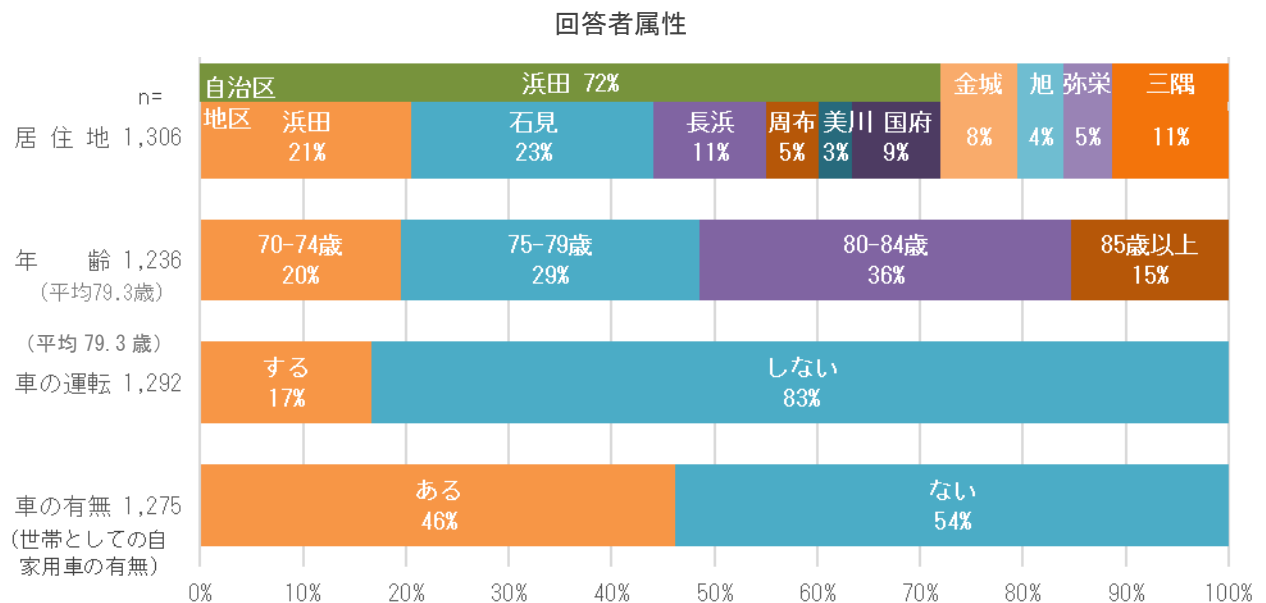
(1) 調査概要

調 査 対 象	敬老乗車券購入者を対象に、2,000 人を抽出
実 施 期 間	平成 30 年 10 月
配 布 ・ 回 収	郵送配布・郵送回収
調 査 内 容	○回答者属性 ○公共交通と利用目的地 ○公共交通利用頻度と運賃 ○敬老乗車券利用公共交通と利用額 ○敬老乗車券制度に関する意見・要望 ○利用している公共交通に関する意見・要望
回 収 率	65.3%（有効回答 1,306 件／配布 2,000 件）

(2) 調査結果

①回答者属性

- 80－84 歳が 36%と最も多く、次いで 75－79 歳が 29%を占めています。また、購入者のうち 49%が 70 歳代、51%が 80 歳以上となっています。
- 車を運転している人が 17%を占め、世帯として自家用車がある人が 46%を占めています。



②利用交通機関別主要目的地

- 民間路線バス利用時の主要目的地としては、浜田自治区の各地区及び各自治区とも中心市街地の医療機関、商業施設が上位を占めています。
- タクシー利用時の主要目的地としては、浜田自治区の各地区及び金城自治区は、民間路線バスと同様の傾向にありますが、旭、弥栄、三隅自治区では、各自治区内の医療機関、商業施設が上位を占めています。

民間路線バス利用時の主要目的地（上位 5）

	浜田地区 (n=163)		石見地区 (n=224)		長浜地区 (n=143)		周布地区 (n=69)		美川地区 (n=31)	
1	医療センター	23%	医療センター	15%	ゆめタウン	16%	医療センター	22%	医療センター	13%
2	浜田駅	18%	ゆめタウン	14%	医療センター	14%	ゆめタウン	14%	沖田医院	13%
3	ゆめタウン	9%	沖田医院	10%	浜田駅	11%	浜田駅	12%	浜田駅	10%
4	沖田医院	6%	浜田駅	7%	沖田医院	6%	浜田市役所	4%	ゆめタウン	10%
5	総合福祉センター	3%	シティパルク	5%	おさだ眼科	3%	中村胃腸科内科	4%	中村胃腸科内科	10%
5									彌重内科眼科	10%
	国府地区 (n=118)		金城自治区 (n=71)		旭自治区 (n=29)		弥栄自治区 (n=29)		三隅自治区 (n=71)	
1	医療センター	18%	おさだ眼科	18%	医療センター	52%	医療センター	24%	医療センター	18%
2	浜田駅	13%	金城沖田内科	14%	おさだ眼科	10%	浜田駅	17%	益田赤十字病院	14%
3	ゆめタウン	8%	医療センター	13%	ゆめタウン	7%	ゆめタウン	10%	もりわき眼科	11%
4	沖田医院	8%	ゆめタウン	11%	あさひ診療所	7%	おさだ眼科	10%	浜田駅	7%
5	シティパルク	4%	浜田駅	4%			中村整形外科	10%	イオン益田店	6%
5	浜田市役所	4%								

市生活路線バス利用時の主要目的地（上位 5）

	弥栄野原線 (n=28)		金城自治区 (n=12)		旭自治区 (n=25)		三隅自治区 (n=148)	
1	浜田医療センター	19%	金城沖田医院	33%	上田医院（邑南町）	20%	中村医院（三隅町）	20%
2	シティパルク	9%	波佐診療所	17%	あさひ診療所	16%	寺井医院	18%
3	沖田医院	9%	浜田市金城支所	17%	A コープあさひ	16%	A コープみすみ	14%
4	笠田医院	9%	キヌヤ金城店	17%	浜田市旭支所	12%	サンプラム	11%
5	島根県立大学	9%			JA しまね旭支店	8%	野上医院	7%
5	おさだ眼科	9%			大山歯科医院	8%		

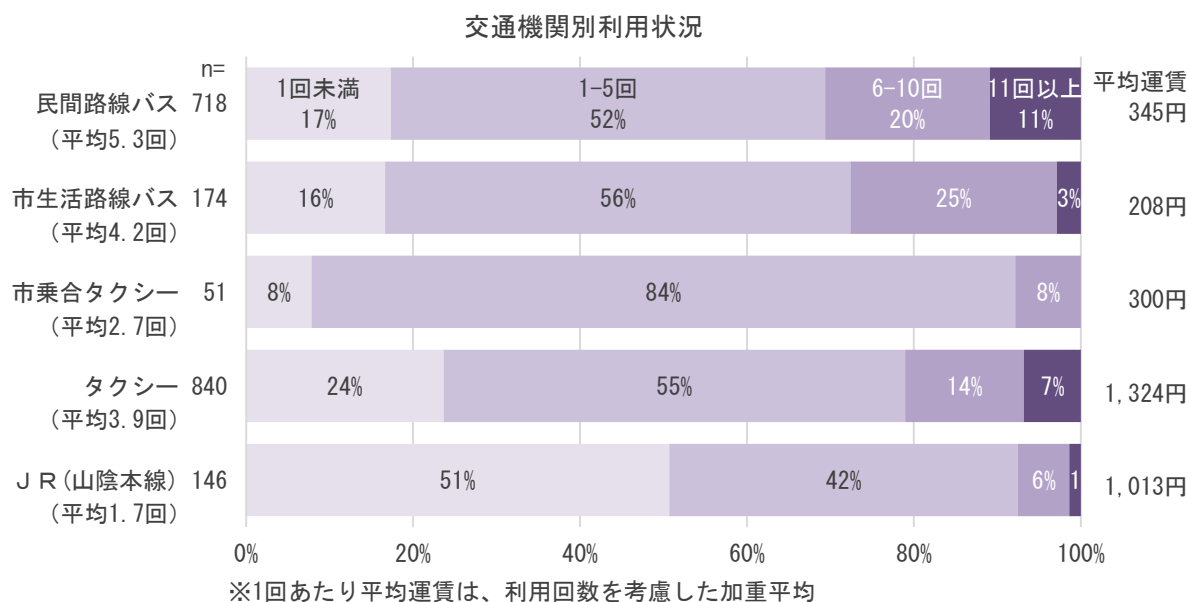
タクシー利用時の主要目的地（上位 5）

	浜田地区 (n=257)		石見地区 (n=260)		長浜地区 (n=81)		周布地区 (n=45)		美川地区 (n=34)	
1	医療センター	21%	医療センター	15%	ゆめタウン	14%	浜田駅	16%	医療センター	9%
2	浜田駅	14%	浜田駅	13%	医療センター	12%	医療センター	11%	ゆめタウン	9%
3	ゆめタウン	9%	ゆめタウン	8%	浜田駅	9%	トライアル	11%	中村整形外科	9%
4	沖田医院	9%	沖田医院	7%	おさだ眼科	9%	都医院	9%	沖田医院	6%
5	おさだ眼科	5%	おさだ眼科	5%	トライアル	5%	三隅整形外科	7%	中村医院	6%
5					山根病院	5%			キヌヤ笠柄店	6%
	国府地区 (n=95)		金城自治区 (n=53)		旭自治区 (n=40)		弥栄自治区 (n=18)		三隅自治区 (n=60)	
1	医療センター	28%	医療センター	23%	A コープあさひ	18%	弥栄診療所	33%	寺井医院	20%
2	やすぎクリニック	12%	沖田医院	9%	あさひ診療所	13%	杵束郵便局	11%	中村医院（三隅）	13%
3	浜田駅	8%	金城沖田医院	9%	旭インターチェンジ*	13%	A コープやさか	11%	野上医院	10%
4	北村内科	6%	波佐診療所	9%	医療センター	13%			A コープみすみ	7%
5	沖田医院	4%	浜田駅	9%	浜田駅	10%			JA しまね三隅	7%
5	真鍋医院	4%							三隅三保駅	7%

※医療センター：浜田医療センター、ゆめタウン：ゆめタウン浜田、総合福祉センター：浜田市総合福祉センター

③交通機関別利用状況（1か月の平均利用回数と1回あたりの平均運賃）

- 1か月の平均利用回数は、JRを除いて各交通機関とも1～5回が過半数を占め、回答者1人あたりの平均利用回数は、民間路線バスが5.3回と最も多く、次いで市生活路線バス4.2回、タクシー3.9回と続いています。
- 1回あたりの平均運賃は、民間路線バスが345円、タクシー1,324円、JR1,031円となっています。



④敬老乗車券利用状況（1か月の平均利用回数と1回あたりの平均利用額）

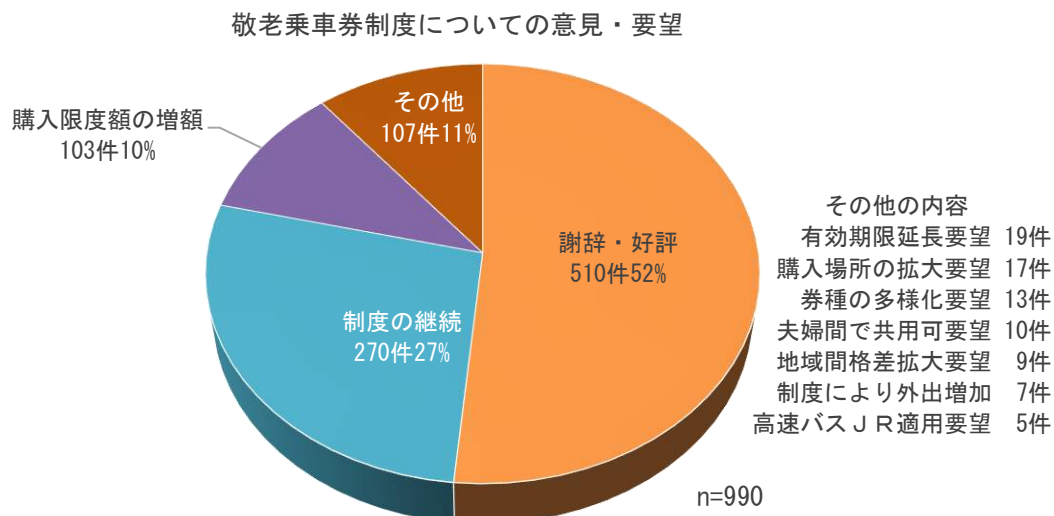
- 1か月の平均利用回数は、民間路線バスが4.3回と最も多く、次いで市生活路線バス4.0回、市乗合タクシー2.5回、タクシー1.7回となっています。
- 1回あたりの敬老乗車券の平均利用額は、民間路線バスが261円、タクシーが987円となっています。

敬老乗車券利用状況			
	回 答 者 数	月 平 均 利 用 回 数	1 回 あ た り 平 均 利 用 額
民 間 路 線 バ ス	524	4.3 回	261 円
市 生 活 路 線 バ ス	150	4.0 回	206 円
市 乗 合 タ ク シ ー	45	2.5 回	300 円
タ ク シ ー	788	1.7 回	987 円

※1回あたり平均利用額は、利用回数を考慮した加重平均

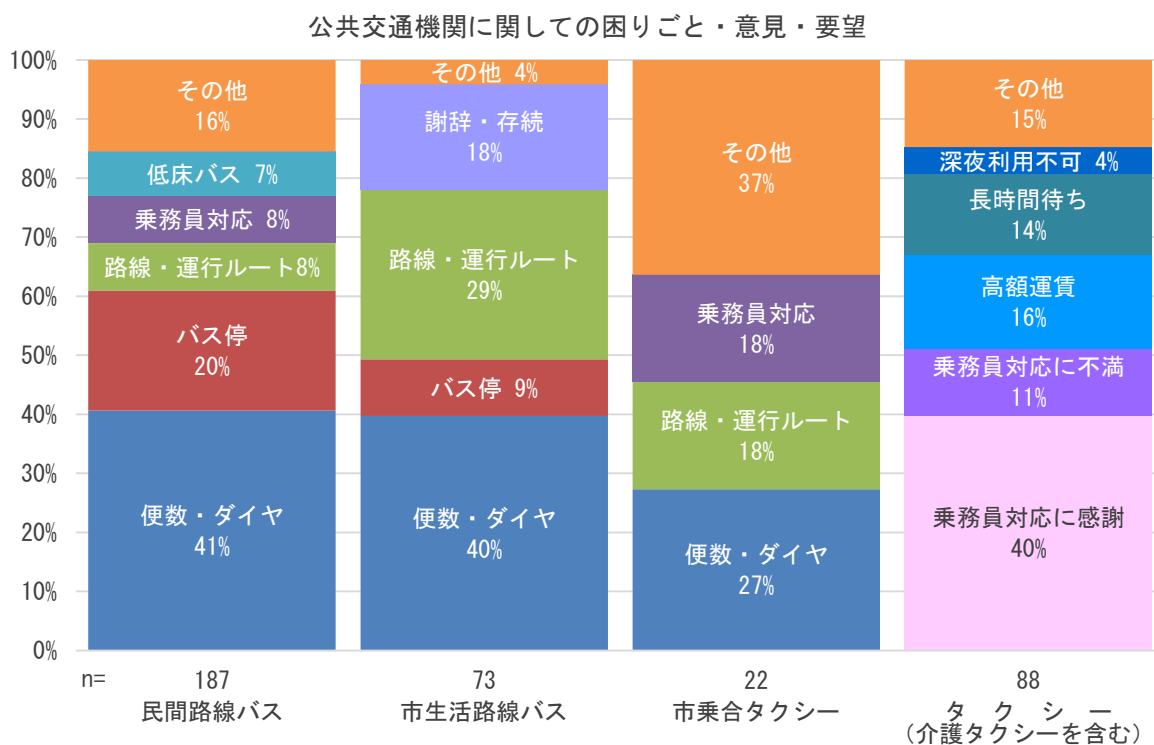
⑤敬老乗車券制度についての意見・要望

- 「助かる」「有難い」「とても良い制度」など制度への謝辞・好評が 52%を占め、次いで制度の継続要望 27%、購入限度額の増額要望 10%となっています。
- その他要望としては、有効期限の延長、購入できる場所の拡大、券種の多様化、夫婦間で共用可などが挙げられます。



⑥公共交通機関についての困りごと・意見・要望

- 民間路線バス、市生活路線バス、市乗合タクシーとも便数・ダイヤに関する要望・困りごとが最も多く、次いで、民間路線バスでは、バス停環境整備やバス停設置等の要望、市生活路線バスや市乗合タクシーでは、路線延長（対象地域拡大）、路線新設等の要望が多くみられます。
- タクシーでは、乗務員の対応に対する感謝が最も多く、次いで、困りごととして高額な運賃、タクシーが出払ってなかなか来てくれない、などがみられます。



2 市生活路線バス利用者アンケート

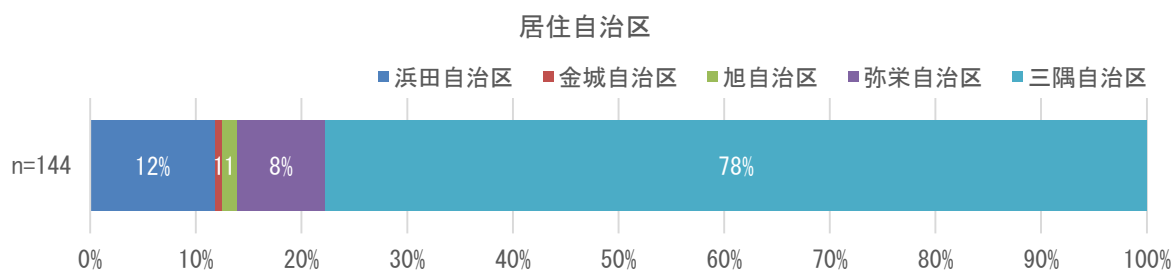
(1) 調査概要

調 査 対 象	市生活路線バス乗客
実 施 期 間	平成 30 年 11 月～12 月
配 布 ・ 回 収	乗務員による配布・回収
調 査 内 容	○回答者属性 ○利用頻度 ○最終目的地 ○市生活路線バスを利用しないときの主な交通手段 ○自由意見

(2) 調査結果

①回答者属性

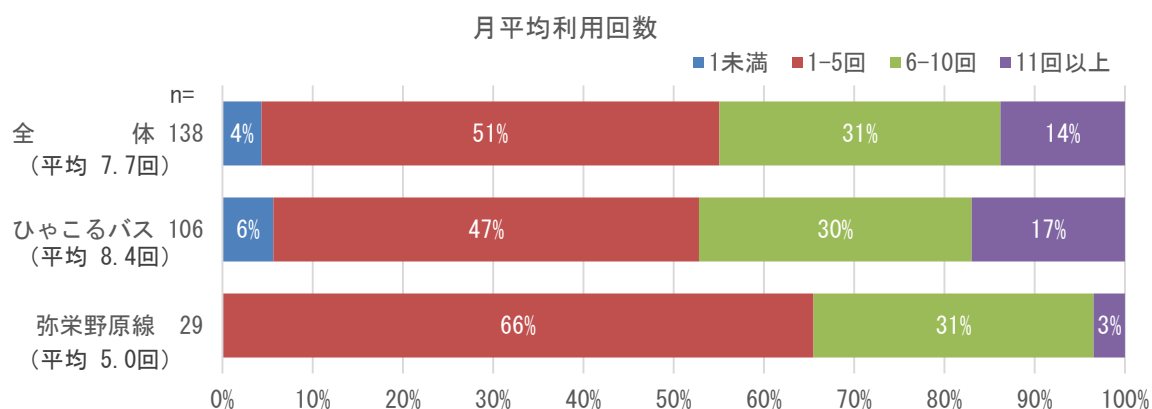
- 自治区別では、三隅の利用者が 78%と約 8 割を占め、次いで浜田 12%、弥栄 8%と続いています。
- 路線別では、三隅(ひゃこるバス)の循環線利用者が 32%と最も多く、次いで弥栄野原線 17%、三隅の黒沢小原線 10%と続いています。



利用路線							
三隅 (ひゃこるバス)						浜田・金城・旭・弥栄	
循環線	55 人	32%	白砂西河内線	2 人	1%	黒沢矢原線	12 人 7%
井野室谷線	11 人	6%	井野三隅線	8 人	5%	黒沢小原線	18 人 10%
諸谷平原線	7 人	4%	周布地今明線	8 人	5%	矢原岡見線	5 人 3%
平原森溝線	3 人	2%	石浦小原線	6 人	3%	岡見海老谷線	5 人 3%
						弥栄野原線	29 人 17%
						瑞穂線	2 人 1%
						かなぎおでかけバス	1 人 1%
						合 計	172 人 100%

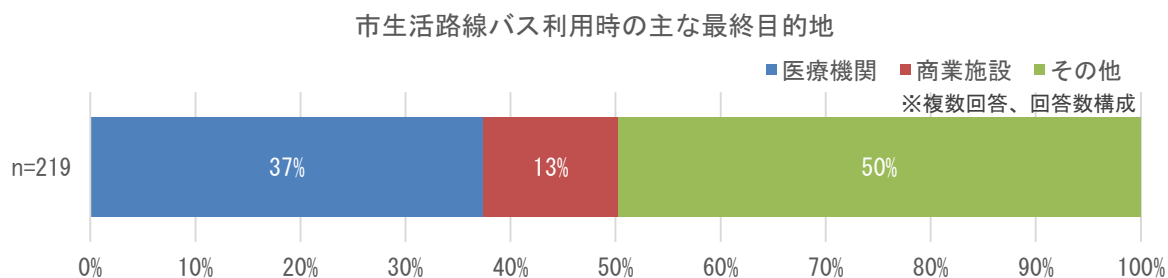
②月平均利用回数

月平均 1－5 回が 51%と半数を占め、次いで 6－10 回が 31%を占め、平均は 7.7 回となっています。



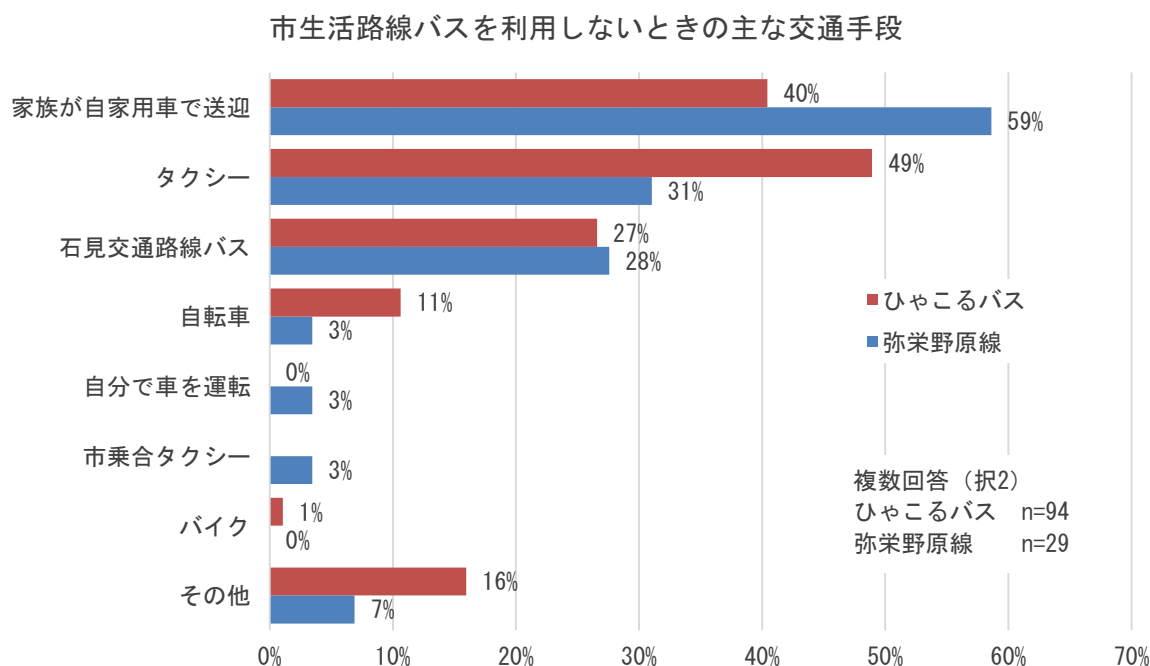
③主な最終目的地

- 市生活路線バス利用時の主な最終目的地としては、医療機関が 37%を占め、商業施設が 13%を占めています。
- その他としては、駅やバス停など、最終目的地とは言えないものが多くを占めています。



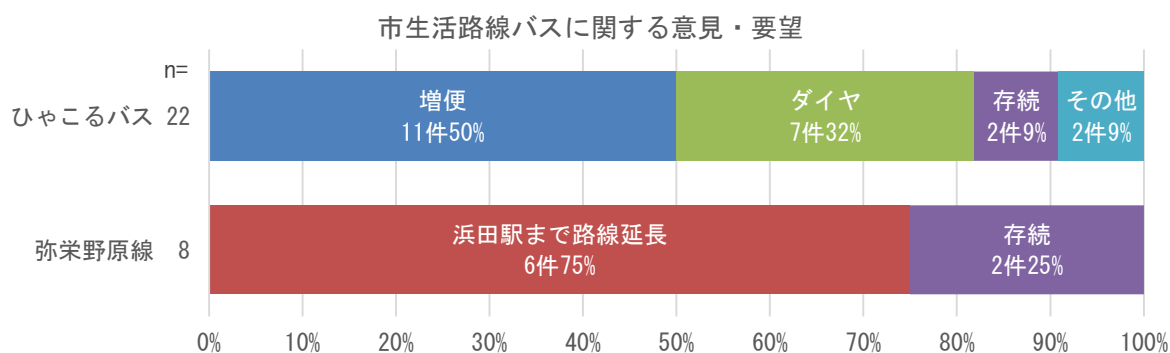
④市生活路線バスを利用しないときの主な交通手段

- ひゃこるバス利用者ではタクシーが 49%と最も多く、弥栄野原線利用者では家族が自家用車で送迎が 59%と最も多くなっています。
- その他の内容としては、徒歩（9 件）、知人の車（5 件）などが多く挙げられています。



⑤意見・要望

- ひゃこるバスでは、意見・要望 22 件のうち、11 件（50%）が増便要望、7 件（32%）が運行時刻（ダイヤ）に関するものとなっています。
- 弥栄野原線では、意見・要望 8 件のうち、6 件（75%）が浜田駅までの路線延長要望となっています。



3 市乗合タクシー利用者アンケート

(1) 調査概要

調 査 対 象	平成 30 年度市乗合タクシー利用者
実 施 期 間	平成 30 年 11 月～12 月
配 布 ・ 回 収	郵送配布・郵送回収
調 査 内 容	○回答者属性 ○利用頻度 ○運行時刻希望 ○運行日希望 ○市乗合タクシーを利用しないときの主な交通手段 ○通院に合わせた買物希望 ○意見・要望
回 収 率	73.0%（有効回答 111 件／配布 152 件）

(2) 調査結果

①回答者属性

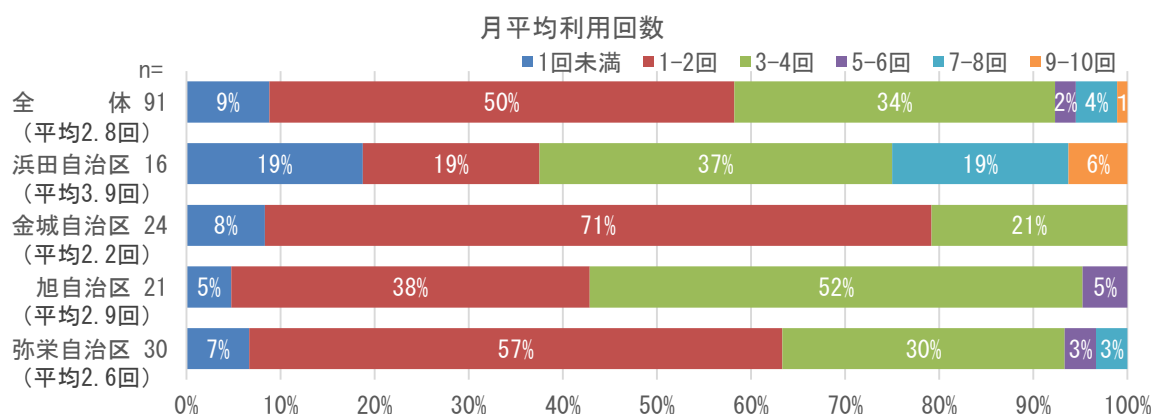
- 自治区別では、弥栄の利用者が 32%と最も多く、次いで金城 28%、旭 21%、浜田 19%となっています。
- 路線別では、金城の小国・波佐線利用者が 23%と 1/4 近くを占め、次いで弥栄の山賀・畑線 14%、横谷・程原線 12%、浜田の三階・長見線 11%と続いています。

居住自治区と利用路線

浜田自治区			金城自治区			旭自治区			弥栄自治区		
三階・長見線	12	11%	小国・波佐線	25	23%	木田・山ノ内線	8	7%	横谷・程原線	13	12%
美川線	9	8%	美又線	1	1%	和田線	3	3%	山賀・畑線	15	13%
			久佐線	5	4%	坂本・都川線	7	6%	田野原・的野線	8	7%
						市木・来尾線	5	5%			
計	21	19%	計	31	28%	計	23	21%	計	36	32%

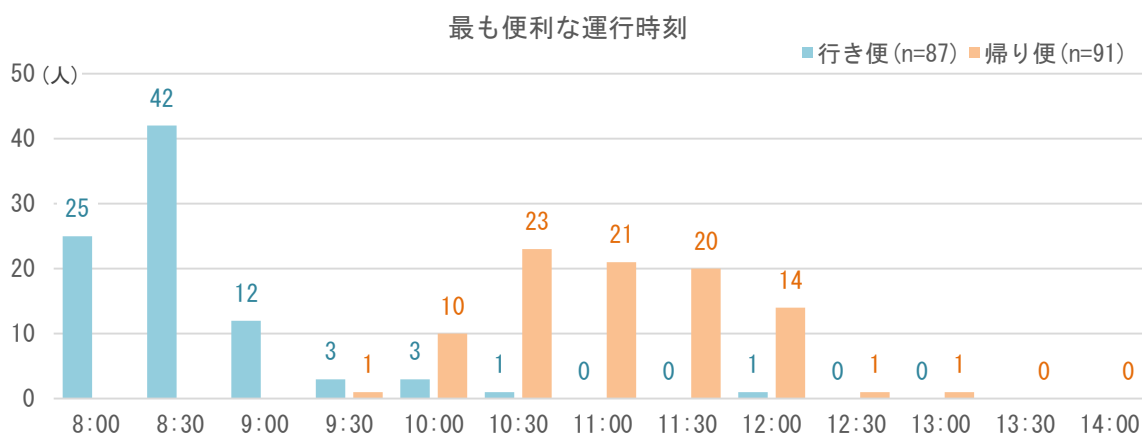
②月平均利用回数

- 月平均 1～2 回が 50%と半数を占め、次いで 3～4 回が 34%を占めています。
- 相対的に運行頻度が高い三階・長見線、美川線が運行している浜田自治区の平均利用回数は、3.9 回と他の自治区に比べて高くなっています。



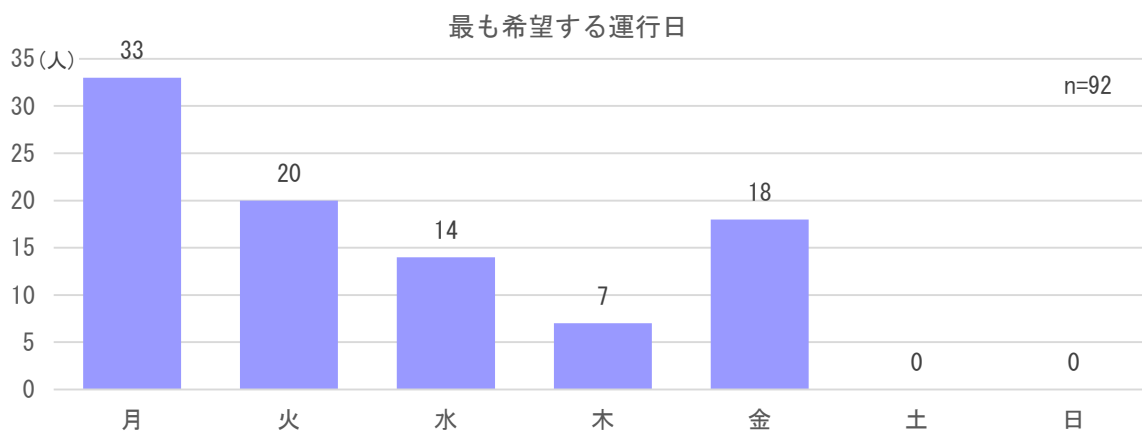
③最も便利な運行時刻

- 最も便利な運行時刻として、行き便は 8：30 が 42 人と最も多く、次いで 8：00 が 25 人となっており、8：00 と 8：30 で全体の 77%を占めています。
- 帰り便は、10：30、11：00、11：30 がほぼ同数で並んでおり、これらが全体の 70%を占めています。



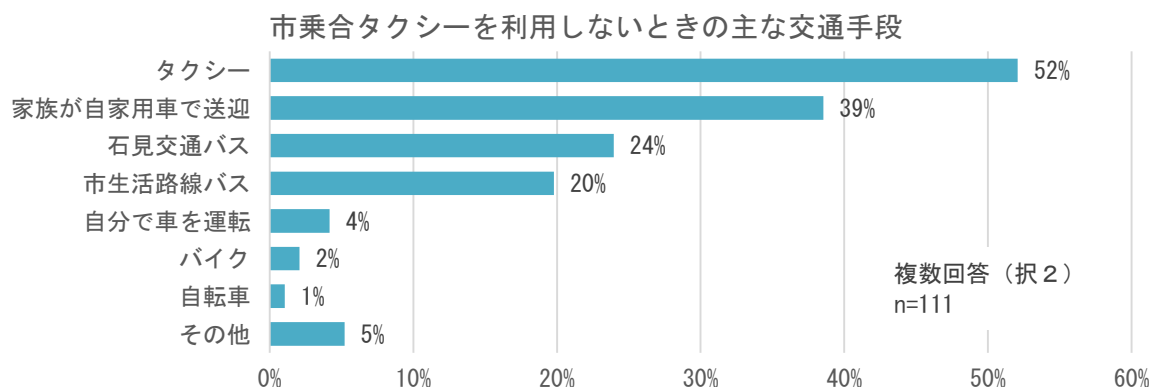
④最も希望する運行日

- 最も希望する運行日としては、月曜日が 33 人と最も多く、次いで火曜日 20 人、金曜日 18 人となっています。
- 多くの医療機関が午後休診となる木曜日は 7 人と少なく、土曜日、日曜日の希望はありません。



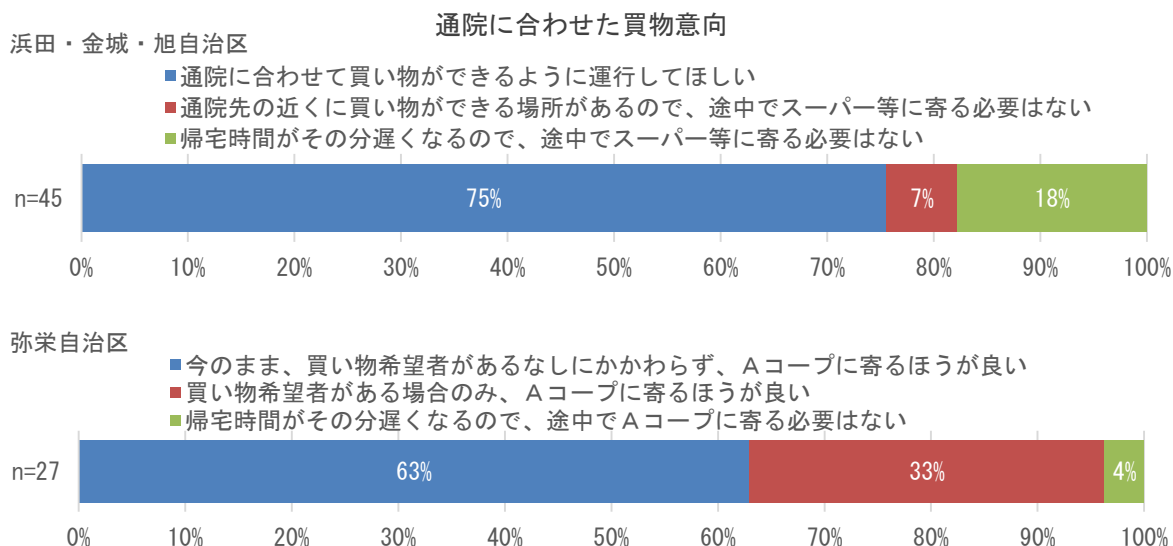
⑤市乗合タクシーを利用しないときの主な交通手段

回答者の52%がタクシー（介護タクシーを含む）を挙げ、次いで家族が自家用車で送迎（39%）、石見交通バス（24%）、市生活路線バス（20%）と続いています。



⑥通院に合わせた買物の意向

- 浜田・金城・旭自治区では、通院に合わせて買物ができる運行希望が75%を占めています。
- すでに通院に合わせて買い物ができる運行をしている弥栄自治区では、「買い物希望者があるなしにかかわらず、Aコープに寄る」が63%を占め、「買い物希望者がある場合のみ、Aコープに寄る」が33%を占めています。



⑦市乗合タクシーに関する意見・要望

路 線	意見・要望	件数
三 階 ・ 長 見 線	他に利用者がいないときは、定ルートでなく、最短ルートで運行してほしい	3
美川線、坂本・都川線	雨の日や荷物があるときは、家の近くまで送ってほしい	2
久 佐 線	たまにはお店に寄ってほしい	1
木 田 ・ 山 ノ 内 線	どこでも手をあげれば止まってほしい	1
横 谷 ・ 程 原 線	浜田市内まで運行してほしい	1
山 賀 ・ 畑 線	全員の診察が終わってからでなく、早い人と遅い人を分けて送ってほしい	1
田 野 原 ・ 的 野 線	郵便局に寄ってほしい	2

第5章 地域公共交通の課題と計画の基本理念

1 地域公共交通の課題

人口減少と高齢化への対応

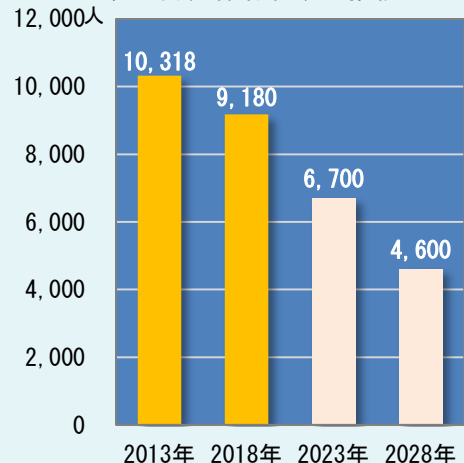
本市の人口は、2030年には50,000人を割り込むと予想され、また公共交通の主な利用者である運転免許を持たない高齢者についても、運転免許保有率の上昇により10年後の2028年には半減すると予想されます。

こうした利用者の減少を踏まえつつ、自家用車を持たない高齢者の生活を支える効率的で持続可能な公共交通を地域住民とともに考えていく必要があります。

運転免許保有者数（浜田市）

	平成 25 年 3 月 31 日現在			平成 30 年 3 月 31 日現在		
	人口	保有者数	保有率	人口	保有者数	保有率
50～59 歳	7,408	6,949	94%	6,444	6,161	96%
60～64 歳	5,083	4,422	87%	3,706	3,415	92%
65～69 歳	4,385	3,417	78%	4,851	4,169	86%
70～74 歳	3,633	2,270	62%	4,130	3,053	74%
75～79 歳	3,848	1,651	43%	3,287	1,755	53%
65 歳以上	18,988	8,670	46%	19,718	10,538	53%
70 歳以上	14,603	5,253	36%	14,867	6,369	43%
75 歳以上	10,970	2,983	27%	10,737	3,316	31%
80 歳以上	7,122	1,332	19%	7,450	1,561	21%
65 歳以上の運転免許非保有者数	10,318			9,180		

運転免許非保有者数の推移



利用者ニーズに合わせた運行

高齢者が公共交通を利用する目的は、通院と買物がほとんどであるとともに、目的地も地域（自治区）内がほとんどです。市生活路線バスや市乗合タクシーは、自治区内の主要目的地である医療機関を終点あるいは経由地として運行していますが、もう一つの主要目的地である商業施設を経由する路線は限られており、買物や、通院に合わせた買物は利用しにくい路線もあります。

また、民間路線バスについては、中心市街地の主要目的地である医療機関や商業施設を経由しない路線については、主要目的地へアクセスできるようにとの要望があります。

そのため、通院・買物を考慮した運行ルートやダイヤの見直しが必要であり、市乗合タクシーについては、1日1往復の路線がほとんどであるため、通院に合わせて食料品や日用品等の買物ができるように運行方法を検討する必要があります。

また、運行事業者や乗務員によって利用者への対応に差が生じないように、市が現在使用している利用者へのサービス内容を定めた基準等の見直しが必要です。

交通関連財政支出の抑制

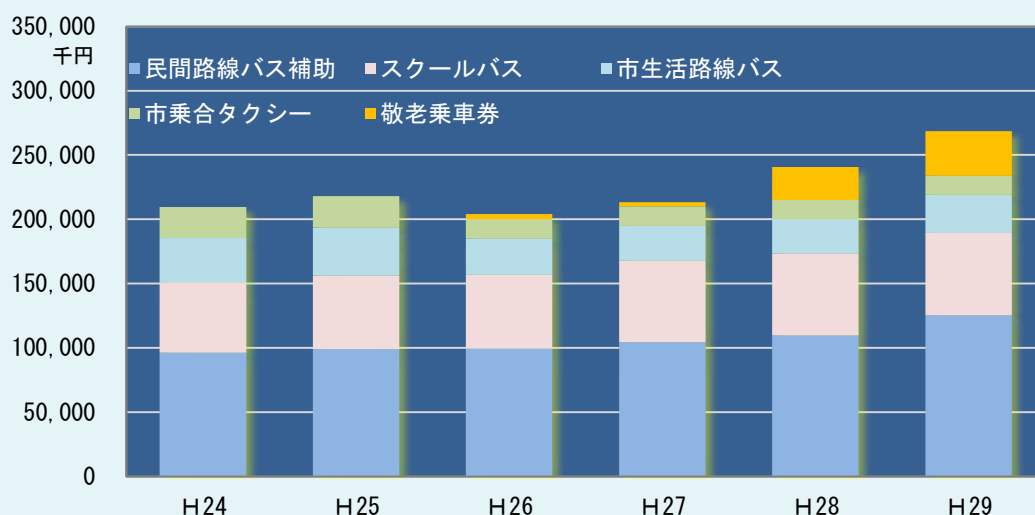
交通関連財政支出は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 5 年間で約 5,900 万円（28%）増加し、特に敬老乗車券制度の本格導入や民間路線バス補助金の増加により、28 年度、29 年度と急増しています。

効率的な交通関連財政支出をするためには、地域の実情に見合った公共交通サービスの提供を基本とした運行方法等の見直しという、公共交通資源の適正配分が必要です。

公共交通資源の適正配分を行うにあたっては、見直し基準等を設定するとともに、利用状況を正確に把握する必要があります。

公共交通資源のひとつであるスクールバス路線の多くは、市生活路線バスの運行区間と重複しており、金城、旭自治区では、市生活路線バスとスクールバスの一般混乗化が行われていますが、市全体の公共交通の効率的な運行が求められていることから、市全域において地域公共交通としてスクールバス、市生活路線バス、市乗合タクシーの一体的運行の検討が必要です。

公共交通関連財政支出の推移



利 用 促 進

利用者の減少が予想される中、公共交通は個々のライフスタイルに合わせた運行時間帯、経路、運賃、乗継ぎ環境等の情報提供を住民に行うことが必要です。

また、利用促進の一環として、乗降者数の多いバス停については、立地条件を踏まえて引き続き必要な待合環境の整備を進めていく必要があります。

民間バス路線再編への対応

近年、貨客を問わず乗務員不足が全国的に問題になりつつあり、地域によってはバス乗務員不足による減便や路線の廃止がおきています。

これまで民間路線バスの廃止は、地域公共交通会議に諮り、代替交通の確保が困難な場合など、数年かけて廃止決定となっていました。近年は乗務員不足を背景に、地域公共交通会議に諮ることなく廃止（届出から6か月後）というケースが多くなっています。

一方、本市が市生活路線バスや市乗合タクシーの運行を委託している3事業者のうち1者は乗務員不足の状況にあり、他の1者も近い将来乗務員不足が危惧される状況にあります。

こうした状況を背景に、本市においても本計画期間中の民間バス路線の再編が想定され、また代替交通の確保も容易でないと予想されます。

そのため、民間バス路線の再編を見据え、その受け皿としての代替交通の確保策等を現段階から考えておく必要があります。

次世代モビリティサービス

自動運転の実証実験が全国各地で行われるとともに、コネクテッドカー¹やライドシェア²等移動のサービス化が急速に進みつつあり、計画期間中には、無人自動運転による移動サービスや移動手段（モビリティ）をサービスとして提供する「MaaS（Mobility as a Service）」の実現など有用性の高い様々な移動サービスの実用化が見込まれています。

一方、ICTに弱いとされる高齢者ですが、高齢者の多くが携帯電話やスマートフォンを所有しています。

こうした状況を踏まえ、カーロケーションシステム³や携帯電話やスマートフォンによる予約・配車システムなどすでに普及しているICTを利用したシステムの導入を検討する必要があります。

また、本市は島根県立大学との共同研究等により、実効性の高い施策を立案する土台が整っており、国や企業が進める地方における次世代モビリティサービスの実証実験を受入れるなどして、新たな地域公共交通サービスに活かしていくことも必要です。

¹コネクテッドカー：ICT端末としての機能を有する、通信端末を介して社会に繋がった車のことを指す。

²ライドシェア：自動車の運転とそれに相乗りする人、または相乗りする人同士を引き合わせるサービス。

³カーロケーションシステム：GPS端末を搭載した車両の位置をリアルタイムで車両管理センター等のモニター等に表示するシステム。バスの現在位置や到着予定時刻等をバス停の電光掲示板や携帯電話、スマートフォン等で確認できるなど、路線バスでも同システムの採用が広がりつつある。

＜基本理念＞

第2次浜田市総合計画に掲げられている将来像「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」、浜田市都市計画マスタープランに掲げられている将来像「自然を活かし 人々の交流と協働により活力あふれる中核都市」や地域公共交通が果たすべき役割等を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

未来の市民生活を支える公共交通

市民が住んでよかったと思える魅力と活力にあふれるあるまちづくりに向けて、これを支える持続可能な公共交通を目指します。

＜基本方針＞

地域公共交通の課題を踏まえるとともに、上位計画・関連計画において公共交通に求められている機能や役割を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1：住民の生活を支える地域公共交通

- ◆地域の特性に対応し、住民のニーズに合った交通手段を確保することを目指します。
- ◆高齢者等の利用に配慮した、ドア・トゥ・ドアの移動手段について充実を図ります。
- ◆一度の外出で効率良く、通院や買物、その他の用事を済ませることができるよう、中心市街地の主要施設（病院、商業、教育、公共施設）を結ぶバス路線を見直し、中心市街地における移動性の向上を図ります。
- ◆需要に見合った運行と公共交通資源の適正配分を基本に、効率的で持続可能な交通体系の構築を目指します。

基本方針2：人にやさしい公共交通

- ◆高齢者、特に中山間地域の住民生活を支えるため、敬老乗車券制度の充実を図ります。
- ◆通学などで公共交通を利用する頻度が高い高校生に配慮した施策を検討します。
- ◆誰もがわかりやすい公共交通情報の提供や、バス停の待合環境の整備など、利用しやすい交通環境を整備します。

基本方針3：未来につなげる公共交通

- ◆本市に適したICTを利用したシステムの導入を検討するとともに、国や企業が進める地方における次世代モビリティサービスの実証実験を受入れるなどして、新たな地域公共交通サービスに活かせるよう検討します。
- ◆訪れる人にもやさしい公共交通体系を検討します。

基本方針	施 策	実施する事業
基本方針 1 住民の生活を支える 地域公共交通	1. 公共交通空白地域等の縮減	(1) 地域に適した移動手段の確保
		(2) 市乗合タクシー運行区域の拡大
		(3) ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段
	2. 中心市街地における移動性の向上	循環系 3 路線の見直し
	3. 公共交通資源の適正配分	(1) 運行見直し基準の設定
		(2) 地域交通資源の一体的運用
基本方針 2 人にやさしい公共交通	4. 利用しやすい制度への再構築	(1) 敬老乗車券制度の見直し
		(2) 公共交通を利用した通学への支援
	5. 利用しやすい公共交通環境整備	(1) わかりやすい公共交通情報の提供
		(2) バス利用環境の充実
基本方針 3 未来につなげる公共交通	6. 次世代モビリティサービスの導入	ICTを利用したシステムの導入検討・次世代サービス実証試験の受け入れ
	7. 公共交通の観光活用	訪れる人にもやさしい公共交通体系の検討

第6章 実施する事業

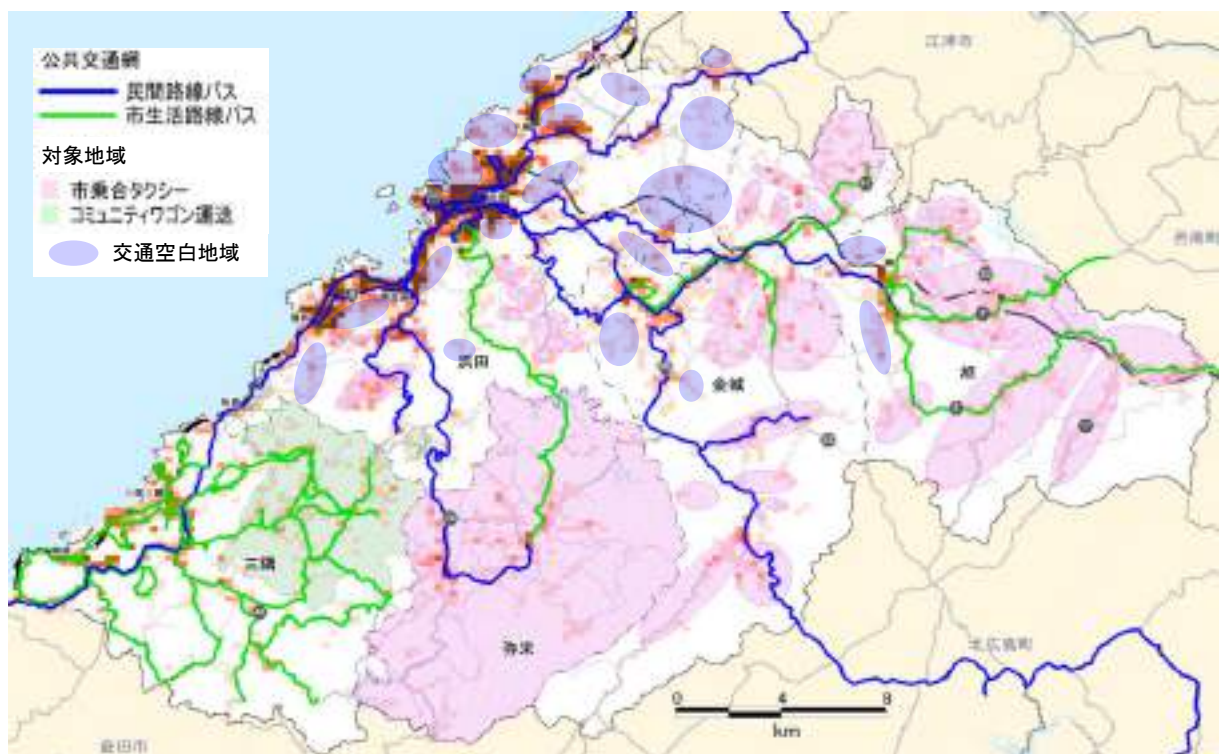
基本方針1 住民の生活を支える地域公共交通

1 公共交通空白地域等の縮減

(1) 地域に適した移動手段の確保

■ 事業背景

- 市乗合タクシーの導入によって、交通空白地域は縮小されました。
- 市内に残る交通空白地域の多くは、費用対効果の面から市乗合タクシーを運行することが難しい状況にあります。
- 交通空白地域ではないものの、住民が高齢化した団地では、坂道を歩いてバス停まで移動することが困難になっている地域もあります。
- 現在、交通空白地域ではない地域においても、運転手の高齢化等による担い手不足から、将来は交通空白地域となってしまう可能性があります。



▲交通空白地域

■ 事業内容

- 市内に残る交通空白地域のうち、一定数の利用者が見込めず市乗合タクシーの導入が困難な地域においては、地域住民自らが主体的に行うコミュニティワゴン運送（公共交通空白地有償運送、自治会等無償運送）やタクシーを活用した輸送サービスなど、費用対効果に配慮し、住民ニーズを踏まえた、地域に適した移動手段を提案、検討します。
- 造成から年数が経過し、住民が高齢化した団地への公共交通機関の乗り入れを検討します。
- 交通事業者と連携し、ニーズに応じて運転手の確保対策を検討します。

(2) 市乗合タクシー運行区域の拡大

■ 事業背景

- 各路線には、経由地の通過時刻の目安を記載した時刻表があり、片道の所要時間は平均 1 時間余りとなっています。しかし、1 便あたりの平均利用者が 1.8 人という状況にあって、実際の所要時間は、時刻表の所要時間の 1/2～2/3 であり、経由地の通過時刻の目安を記載した時刻表が、運行区域設定やダイヤ設定での制約要因となっています。
- 平成 30 年 4 月～8 月までの 5 か月間の稼働率（運行便数／設定便数）は全体で 64%と低迷しています。

▼市乗合タクシー時刻表（例）

（美川地区）

横山町 → もりわき眼科		
経由地等	第1便	第2便
横山町	7:30	10:00
阿弥陀寺	7:40	10:10
美川公民館西分館	7:50	10:20
田橋中児童館	8:00	10:30
田橋上	8:05	10:35
中村医院	8:13	10:43
J Aしまね 美川事業所	8:15	10:45
神田・中場	8:18	10:48
古地	8:20	10:50
三綱整形	8:23	10:53
周布駅	8:25	10:55
ナフコ	8:28	10:58
トライアル	8:30	11:00
もりわき眼科	8:35	11:05

（旭自治区）

水曜日	
瑞穂 → 都川 → 坂本 → 今市	
経由地等	運行時刻
瑞穂インター	12:07
上田医院	12:12
岩畳	12:21
都川	12:29
谷神社	12:41
坂本	13:06
石見今市	13:13
まんてん	13:16

■ 事業内容

- 市生活路線バスの見直しに伴い、所要時間や稼働実績をベースに運行区域やルートの見直しを検討します。
- 経由地の通過時刻の目安を記載した時刻表を見直し、予約の実態に合わせた運行時刻となるよう検討します。

(3) ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段

■ 事業背景

- 集落が点在している公共交通空白地域に生活する住民、特に自家用車を持たない高齢者等にとって、タクシーはドア・トゥ・ドアの交通手段として大切な交通手段ですが、他の公共交通に比べ、利用者負担が高額となる傾向があります。
- 中山間地域のタクシー事業者においては、人口減少による利用者の減少や運転手の高齢化、後継者不足などの理由から、事業撤退を余儀なくされるケースもあり、その場合、その地域は緊急時の移動手段が無くなり、生活利便性が著しく低下することが想定されます。

■ 事業内容

- 一定数の利用者が見込めず市乗合タクシーの導入が困難な地域や、コミュニティワゴン運送など住民主導の運送活動の担い手が確保できない地域において、目的地や用途を限定する、相応額の利用者負担を求めるなどし、公平性を確保した上で、タクシーを活用した新たな交通手段や支援策を検討します。

タクシーを活用した交通支援事例

鳥取県八頭町タクシー利用費助成事業	
事業概要	タクシー料金の3分の2を町が助成 ※個人負担 300 円～1,000 円
対象者	● 65 歳以上の自動車運転免許非保有者 ● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保有者、要介護者・要支援者
対象助成区間	八頭町内
利用回数	年間 100 回まで
利用時間	午前 6 時 30 分～午後 7 時
その他	タクシー料金の 10%は事業者負担

広島県神石高原町「ふれあいタクシー」	
事業概要	タクシー利用料金一律 600 円 600 円を超える料金は町が助成
対象者	● 満 75 歳以上 ● 障がい者等 ● 要介護者及び要支援者 ● 満 75 歳未満の運転免許証返納者 ● その他町長が認めた者 ・自動車運転免許非保有者、原付・自動二輪免許のみ保有者（18 歳以上で学生を除く） ・母子健康手帳保有者（出産後 1 年まで）
対象助成区間	神石高原町内
利用回数	制限なし
利用時間	規定なし

福島県小野町タクシー利用料金助成制度	
事業概要	乗車料金の 800 円を超えた分を町が助成
対象者	● 70 歳以上 ● 身体障がい 1 級・2 級または療育手帳保有者 ● 妊産婦（妊娠中または産後 12 月以内） ● 運転免許証自主返納者
対象助成区間	小野町内
利用回数	月 16 回まで
利用時間	午前 7 時～午後 7 時（通院および緊急を要する場合は午後 9 時まで）

岡山県美咲町「黄福タクシー」	
事業概要	タクシー利用料金自己負担 ● 町内から町内：最大 1,000 円 ● 町内から町外：1 万円まで半額（1 万円を越えた部分は自己負担）但し、県内の特定機能病院、地域医支援病院への通院は 1 万円以上も半額
対象者	● 満 65 歳以上 ● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害福祉手帳保有者、特定疾患医療受給者 ● 要支援・要介護者 ● 妊婦（1 年間の期間限定）
利用回数	制限なし
利用時間	午前 7 時～午後 7 時

2 中心市街地における移動性の向上

民間バス路線循環系 3 路線（市内循環線、大学線、長沢・瀬戸ヶ島線）の再編

■ 事業背景

- 中心市街地では、大学線と長沢・瀬戸ヶ島線の循環区間は、そのほとんどが市内循環線と重複していますが、大学線と長沢・瀬戸ヶ島線の循環区間の利用は少なく、運行ルート等の見直しが必要です。平成 29 年度実施の 1 日乗降調査では
 - ・ 大学線においては浜田駅～上朝日町～県立大学の利用者が 84%を占める
 - ・ 長沢・瀬戸ヶ島線においては長沢・瀬戸ヶ島地区住民の利用がほとんどを占める（24 人中 23 人が長沢または瀬戸ヶ島地区で乗車または降車）という結果が出ています。
- 平成 29 年度の収支率は長沢・瀬戸ヶ島線 13%、市内循環線 28%と、いずれも全体平均の 48%を大きく下回っています。
- 市内循環線のバス停別乗降者数では、浜田駅前に次いで合同庁舎前が多く、合同庁舎前乗降者のほとんどは、ゆめタウン利用者と推察されます。
- 合庁前バス停からゆめタウンまでは約 170mあり、前計画ではゆめタウン前の国道 9 号にバス停設置を計画しましたが、バス寄せスペースの確保ができず、未実施となっています。



▲中心市街地循環系路線図

■ 事業内容

循環系 3 路線（市内循環線、大学線、長沢・瀬戸ヶ島線）については、以下の方向で交通事業者と共に見直しを検討します。

- ゆめタウン付近へのバス停設置について、引き続き検討します。（全線）
- 乗降の少ない区間については、利用実態を踏まえたルート・ダイヤへの見直しを検討します。（全線）
- 乗客数に応じ、車両の小型化を検討します。（全線）
- 利用し易い循環ルート（右回り・左回り）を検討します。（市内循環線）
- 通勤・通学のニーズを踏まえたルート・ダイヤの見直しを検討します。（大学線）
- JRへの乗継を考慮したダイヤ改正を検討します。（大学線）



▲中心市街地循環系路線再編イメージ

3 公共交通資源の適正配分

(1) 運行見直し基準の設定

■ 事業背景

- 利用者が少ない路線（市生活路線バス、市乗合タクシー）については、効率的な運行及び交通資源の適正配分の観点から減便や他の交通手段への転換等の対策が必要であるとともに、その目安となる基準をあらかじめ定めておく必要があります。
- 公共交通利用者が減少していく中、行政と住民が危機感を持って利用促進に取り組んでいくことが重要であり、運行見直し基準の設定は、その一助となります。

▼平成 30 年度市生活路線バス・市乗合タクシー実績

	市生活路線バス（4-9 月）			市乗合タクシー（4-9 月）		
	便数	利用者数	1 便平均	便数	利用者数	1 便平均
浜田自治区	1,248	1,456	1.2	584	986	1.7
弥栄自治区				144	491	3.4
金城自治区	716	319	0.4	298	525	1.8
旭自治区	3,348	2,002	0.6	266	314	1.2
三隅自治区	4,184	10,394	2.5	—	—	—
合 計	9,496	14,171	1.5	1,292	2,316	1.8

■ 事業内容

運行見直し基準は、市生活路線バス、市乗合タクシー共に「1 便あたり 1.0 人」とし、運行見直しに当たっては、評価、運用の容易性を考慮し、利用者数、収支率をベースに検討するとともに、住民意見を踏まえ、運行地域の地理的条件（地形、人口集積、主要目的地）などを加味して検討を行います。

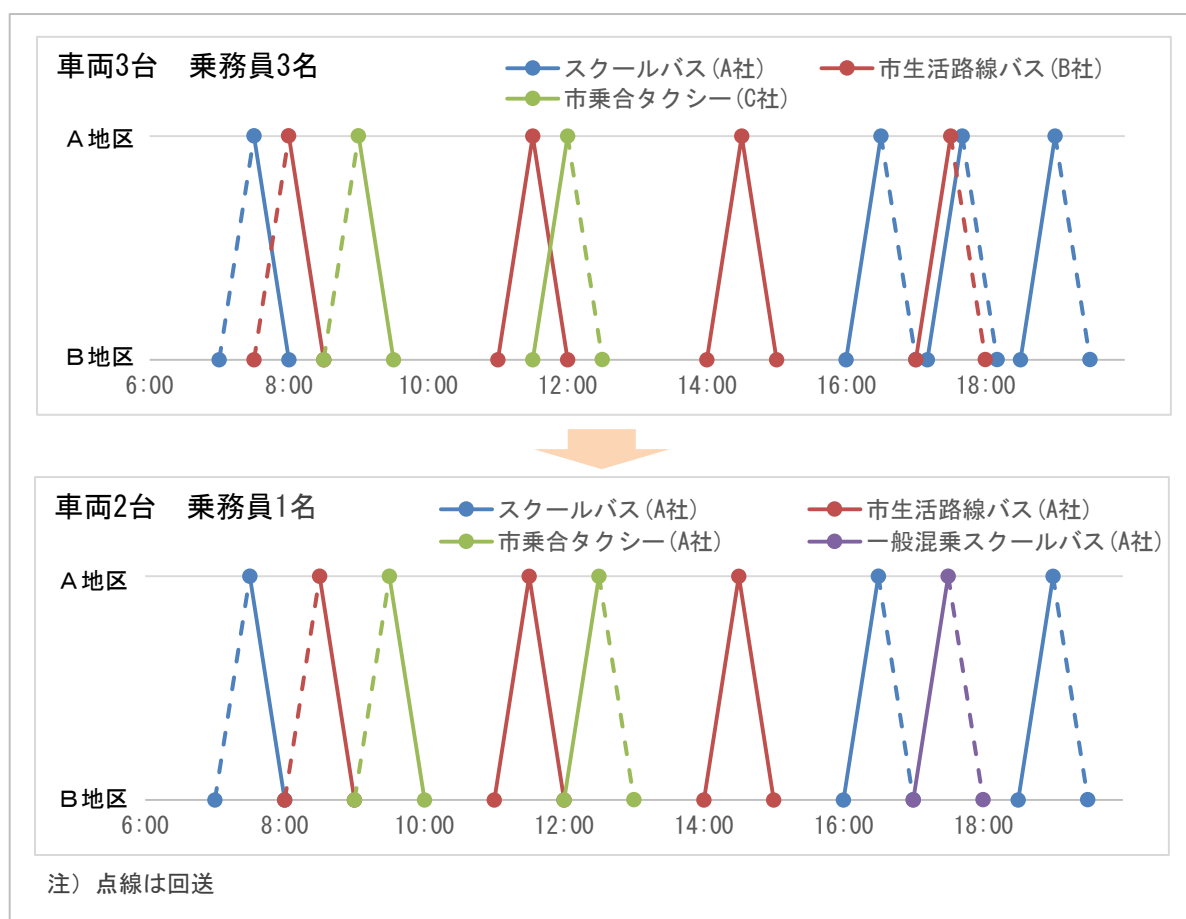
(2) 地域交通資源の一体的運用

■ 事業背景

- 市生活路線バスと市乗合タクシーの両方が運行し、ともに低利用の路線がいくつかありますが、その中には運行便数や運行日の削減も限界に近い路線もあります。
- 市生活路線バス、市乗合タクシーでは、週 1 日運行の路線も多くありますが、週 1 日運行の場合、その週の運行日の都合が悪ければ、次回に利用できるのは 2 週間後となるため、できれば週 2 日の運行が望ましいところです。
- 利用の少ない便の廃止や運行日を削減しても運行経費の 7～8 割を占める人件費の削減に繋がらなければ（乗務員数が減らなければ）、サービスレベルが低下するだけで、かえって非効率的な運行となってしまいます。

■ 事業内容

- 現在、それぞれ個別に契約を行っている市生活路線バス、市乗合タクシー、スクールバスを一体的にとらえ、乗務員及び車両の削減単位で運行を見直し、自治区ごとに市生活路線バス、市乗合タクシー、スクールバスを効率的に運用することで、経費の節減や運行の合理化を図ります。
- 民間バス路線の再編に備え、民間路線バス事業者と共同で、本計画期間中に想定される再編路線とその影響度を踏まえ、市生活路線バス等代替交通の確保を検討します。
- 市生活路線バスと重複するスクール専用バスは、ルートや運行時刻を踏まえ、可能な路線から一般混乗化を実施します。



▲ 一体的運行イメージ

4 利用しやすい制度への再構築

(1) 敬老乗車券制度の見直し

■ 事業背景

- 敬老乗車券交付事業は、高齢者に対する移動支援策であると同時に、中山間地域に暮らす住民への移動支援も目的の一つとした事業です。
- 平成 28 年 7 月からの本格実施以来、路線バス、市生活路線バス、市乗合タクシー、一般タクシー、介護タクシーなど、市内の大半の公共交通機関に共通して使用できることもあって、利用額は増加しています。
- 一方で、現在の居住地から中心市街地までの距離に応じて定めている購入上限について、購入上限の上乗せや、現在の距離による購入上限数の決め方とは異なる基準を求める声もあります。
- 購入者アンケートにおいても、9 割以上の方が制度の充実、継続を要望されています。

▼公共交通機関別敬老乗車券利用額

	平成 29 年度（4 月～3 月）	
公共交通機関	利用額合計（千円）	割合
民間路線バス	13,762	19.8%
タクシー（一般・介護）	52,457	75.7%
市生活路線バス、市乗合タクシー	3,168	4.5%
合 計	69,387	100.0%

▼各出発地から目的地までの距離・タクシー運賃（概算）

目的地	ゆめタウン浜田		浜田医療センター	
出発地	距離（km）	運賃（円）	距離（km）	運賃（円）
浜田市役所	0.9	670	0.95	670
浜田自治区公民館（上限 10 冊）※1	5.4	2,000	5.4	2,000
浜田自治区公民館（上限 12 冊）※2	12.3	4,400	12.2	4,300
金城支所	11.4	4,100	10.5	3,800
旭支所	22.2	7,800	21.3	7,600
弥栄支所	20.8	7,400	22.3	7,500
三隅支所	20.7	7,200	20.8	7,400
金城自治区公民館	17.7	6,300	16.8	6,000
旭自治区公民館	29.2	10,000	28.0	9,700
弥栄自治区公民館	20.1	7,100	21.6	7,400
三隅自治区公民館	22.4	7,900	23.4	8,300

※1 上限 10 冊 … 浜田公民館、石見公民館、細谷分館、後野分館、長浜公民館、国府公民館
周布公民館、美川公民館

※2 上限 12 冊 … 宇津井分館、長見分館、佐野分館、有福分館、宇野分館、美川東分館、美川西分館
大麻公民館

■ 事業内容

- 敬老乗車券交付事業については、高齢者の通院・買い物・集会・行楽など、個人個人の状況に応じて、様々な使い方が出来ると好評を頂いていることから、事業の継続実施を目指します。
- 事業の継続において、購入上限については、財政的負担を考慮しつつ、拡充の方向で検討します。

(2) 公共交通を利用した通学への支援

■ 事業背景

- 当市において、通学手段として公共交通を利用している高校生は全体の約 36%、そのうちバスを利用して通学している生徒は全体の約 4%となっています。
- 高校生に通学手段として利用して貰うことにより、公共交通機関の日常的かつ定期的な利用が見込めるため、平成 28 年度から市内の高等学校へ定期券（バス・JRいずれも可）を使用して通学する場合の定期券購入費補助を実施しています。

■ 事業内容

- 事業の継続においては、高校生の通学手段が、現在の主流である保護者による自家用車での送迎から、公共交通機関を利用した通学へと転換するよう、効果的な事業内容を検討し、事業の継続実施を目指します。

▼市内高等学校入学者への制度周知チラシ

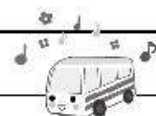


通学定期券購入費の一部を補助します！



浜田市まちづくり推進課

項 目	内 容
補助対象者	浜田市内の高等学校へ定期券（バス・JRいずれも可）を使用して通学する生徒を持つ保護者の方 ※生徒、保護者の両方が市内に住所を有すること ※市税の滞納がないこと
補助金額	◆ 往復定期券の場合 1 か月当たりの定期券代から概ね <u>15,000 円を差し引いた額</u> ◆ 片道定期券の場合 1 か月当たりの定期券代から概ね <u>8,250 円を差し引いた額</u> ※ 複数の定期券を使用する場合は、その合計額から所定の額を差し引きます。
申請方法	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付してご提出ください。 （申請書は、市役所窓口を設置又は浜田市HPからダウンロードしてご使用ください。） 〔添付書類〕 ・在学を証明する書類（学生証の写し又は在学証明書） ・通学定期券の写し（コピー） 〔提出先〕 ・浜田市役所本庁（3 階）まちづくり推進課（☎25-9201） ・各支所 防災自治課
申請期間	定期券の購入年度内であれば随時申請できます。 （ただし、定期券の有効期間が年度を跨る場合は、翌年度分の申請も必要となります。）
交付	申請書を審査後、郵送にて補助金額を通知し、概ね 1 か月以内に指定された口座へ振込みます。
お問合せ先	浜田市まちづくり推進課 地域交通学校支援係 TEL 0855-25-9201



5 利用しやすい公共交通環境整備

(1) わかりやすい公共交通情報の提供

■ 事業背景

- 路線バスにおいては乗継地点での案内表示不足などが、来訪者のバス利用や住民の乗継利用を妨げる一因となっています。
- 長年、自家用車を利用していた高齢者の中には、バスの乗り方が分からないという人もみられます。

■ 事業内容

- バス路線図、時刻表（路線バス・乗合タクシー・JR）に加え、利用者の居住地域から主要目的地（商業施設や病院等）への移動ルート（乗継ポイントや乗継ダイヤ等）を具体的に説明するなど、公共交通に関する情報を掲載した冊子（JR・バス総合時刻表）を作成し、公共施設や主要商業施設、病院などで配布します。
- 交通結節点等に主要施設や主要観光地等を付記した詳細なバス路線の案内表示（バス路線図・運行系統図）を設置するよう検討します。
- 交通結節点等のバス時刻表を大きく見やすい時刻表に改めるよう、交通事業者と連携を図りながら進めます。
- 現在、市が作成している市生活路線バス及び市乗合タクシーの乗務員に対する利用者への対応やサービス内容を定めた基準等を見直し、内容の充実を図ります。

(2) バス利用環境の充実

■ 事業背景

- 乗降の多いバス停には、上屋や屋根、ベンチ等が整備されていますが、未整備なところも多くあります。また、老朽化が進み、修繕が必要なバス停もあります。
- 高齢者からは、ベンチだけでも設置してほしいという要望があります。
- 高齢者や障がいを持つ方も安全に乗降できるよう、全国的に低床バスの導入が進んでおり、本市においても民間路線バスや市生活路線バスの一部路線で低床バスを運行しています。

■ 事業内容

- 乗降の多いバス停の待合環境を点検し、必要に応じ、設置者とともに修繕、整備に努めます。
- ベンチの設置要望があるバス停については、管理者や地元の意見を考慮しながら、運行事業者と設置について協議します。
- 低床バスは乗降しやすい利点がある一方で、道路等の形状によっては導入が困難なことから、交通事業者や道路管理者と連携・協議をしながら導入を進めていきます。

6 次世代モビリティサービスの導入

ICTを利用したシステムの導入検討と次世代モビリティ実証試験の受入れ

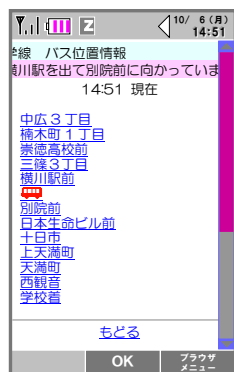
■ 事業背景

- 現在では高齢者も携帯電話やスマートフォンを所有しています。
- カーロケーションシステムや携帯電話やスマートフォンによる予約・配車システムなどが、一部地域で普及し始めているとともに、以前と比べ、導入費用も安価になってきています。
- 計画期間中には、定路線での無人自動運転や有用性の高い様々な移動サービスの実用化が見込まれていますが、一般的には多額のコストが掛かると言われています。

■ 事業内容

- バスの現在位置を携帯電話やスマートフォンで確認できるシステムや、バスの到着予定時刻等を表示するディスプレイや電光掲示板の設置など、ICTを利用した新しい交通マネジメント技術の中から、本市に適したシステムの導入について、調査・研究します。
- 国や企業が進める地方におけるAI（人工知能）などを利用した次世代モビリティ事業の実証実験フィールドとして、受入れ体制を県立大学、地元企業と連携し整え、県立大学や地元企業が進める次世代モビリティ研究や事業化を支援します。

バスロケーションシステム例



小型電動カートの遠隔自動走行実験（輪島市）



7 公共交通の観光活用

訪れる人にもやさしい公共交通体系の検討

■ 事業背景

- 市内に点在する観光地の中には、バス路線から遠く離れていたり、バス路線はあっても運行日や運行便数が限られていたりして、路線バスを利用できないところもあります。
- 近年、全国的に旅行形態が団体から個人へとシフトしつつあり、また、公共交通を利用した一人旅や外国人旅行者も増えつつある中で、こうした旅行者の受け入れ要素のひとつとして、観光スポットを巡る公共交通が求められています。
- JR山陰本線の車窓から望む、雄大な日本海の景色は、観光客から好評を得ています。
- 主に関東方面からの観光客が利用する、萩・石見空港とのアクセスについて、更なる利便性の向上を求める声があります。

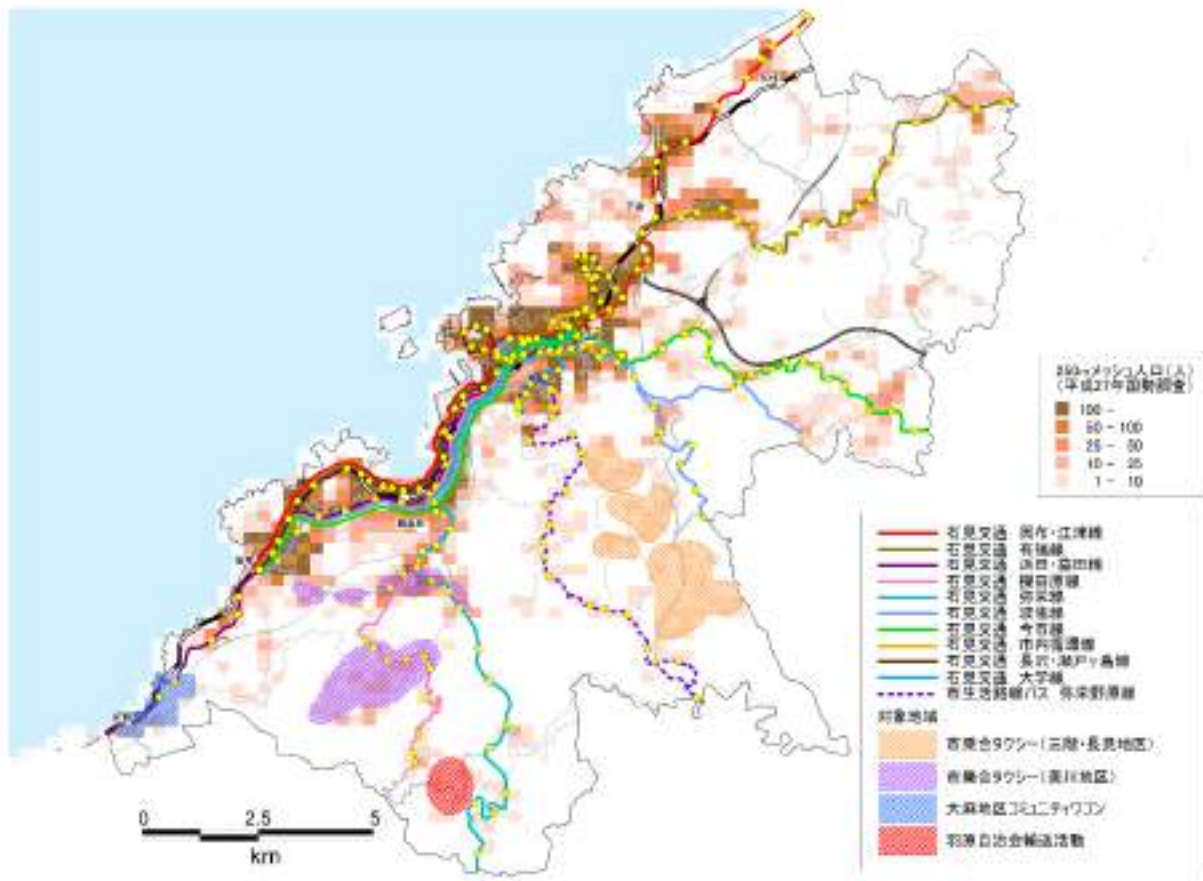
■ 事業内容

- 市街地の循環系 3 路線の見直しに合わせて、市街地周辺の観光スポットを結び、住民の市街地移動だけでなく、観光客の移動手段としても活用できる路線を検討します。
- 観光客にJR沿線の絶景スポットを紹介するなどし、列車の観光利用を推進します。
- 既存の移動手段に加え、空港と本市の間を乗り換えなしで行き来できる交通体系を検討します。



▲市街地周辺の観光スポットとバス路線イメージ

1 浜田自治区



▲浜田自治区公共交通網

(1) 市内循環線、大学線、長沢・瀬戸ヶ島線の再編

■事業背景

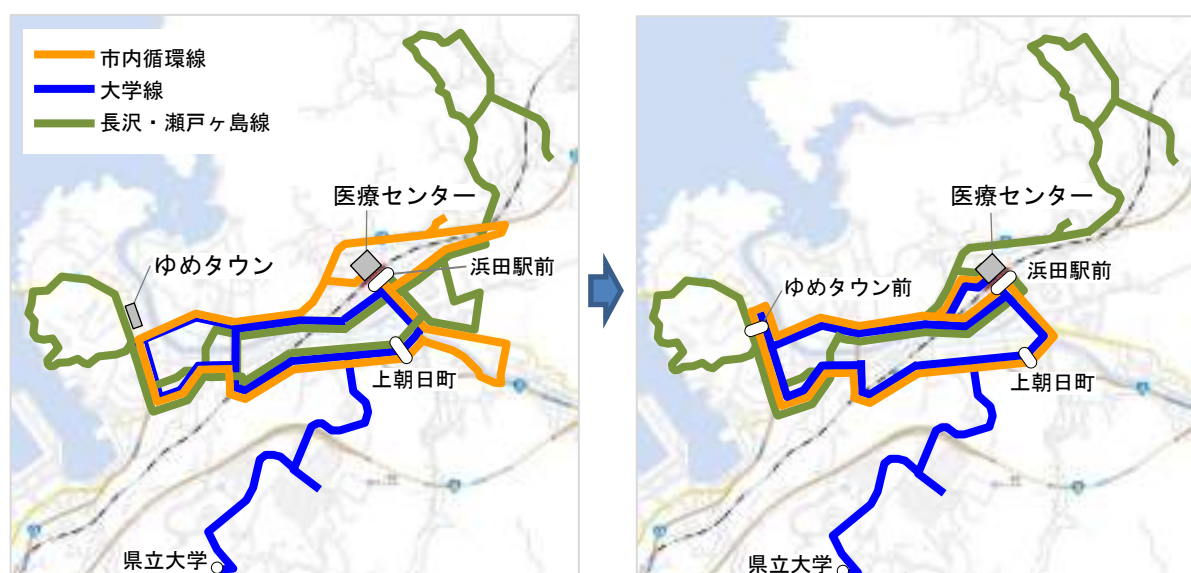
- 中心市街地では、大学線と長沢・瀬戸ヶ島線の循環区間は、そのほとんどが市内循環線と重複していますが、大学線と長沢・瀬戸ヶ島線の循環区間の利用は少なく、運行ルート等の見直しが必要です。
平成29年度1日乗降調査では
 - ・ 大学線は浜田駅～上朝日町～県立大学の利用者が84%
 - ・ 長沢・瀬戸ヶ島線：長沢・瀬戸ヶ島地区住民の利用がほとんど(24人中23人が長沢または瀬戸ヶ島地区で乗車または降車)となっています。
- 平成29年度の収支率は長沢・瀬戸ヶ島線13%、市内循環線28%と、いずれも全体平均の48%を大きく下回っています。
- 市内循環線のバス停別乗降者数では、浜田駅前に次いで合同庁舎前が多く、合同庁舎前乗降者のほとんどは、ゆめタウン利用者と推察されます。

- 合庁前バス停からゆめタウンまでは約 170mあり、前計画ではゆめタウン前の国道 9 号にバス停設置を計画しましたが、バス寄せスペースの確保ができず、未実施となっています。

■ 事業内容

民間路線バス循環系 3 路線（市内循環線、大学線、長沢・瀬戸ヶ島線）については、以下の方向で交通事業者と共に見直しを検討します。

- ゆめタウン付近へのバス停設置について引き続き検討します。
- 乗降の少ない区間については、利用実態を踏まえたルート・ダイヤへの見直しを検討します。
- 市内循環線や大学線については、通勤・通学のニーズを踏まえたルート・ダイヤの見直しを検討します。
- JR への乗継を考慮したダイヤ改正を検討します。



▲ 中心市街地循環系路線再編イメージ

（２）市乗合タクシーの見直し

■ 事業背景

- 三階・長見線、美川線とも利用便に偏りがあるとともに、三階・長見線の 13:50 発の帰り便と美川線の 13:55 発の帰り便の稼働率は、それぞれ 8%、22%と著しく低くなっています。

▼ 便別稼働率（平成 30 年 4 月～9 月）

路線	運行日	行 き			帰 り		
		発	着	稼働率	発	着	稼働率
三階・長見線	月水金	7:20	8:40	90%	11:20	12:40	90%
		9:20	10:40	36%	13:50	15:10	8%
美川線	月水金	7:30	8:35	56%	11:25	12:30	96%
		10:10	11:05	96%	13:55	15:00	22%

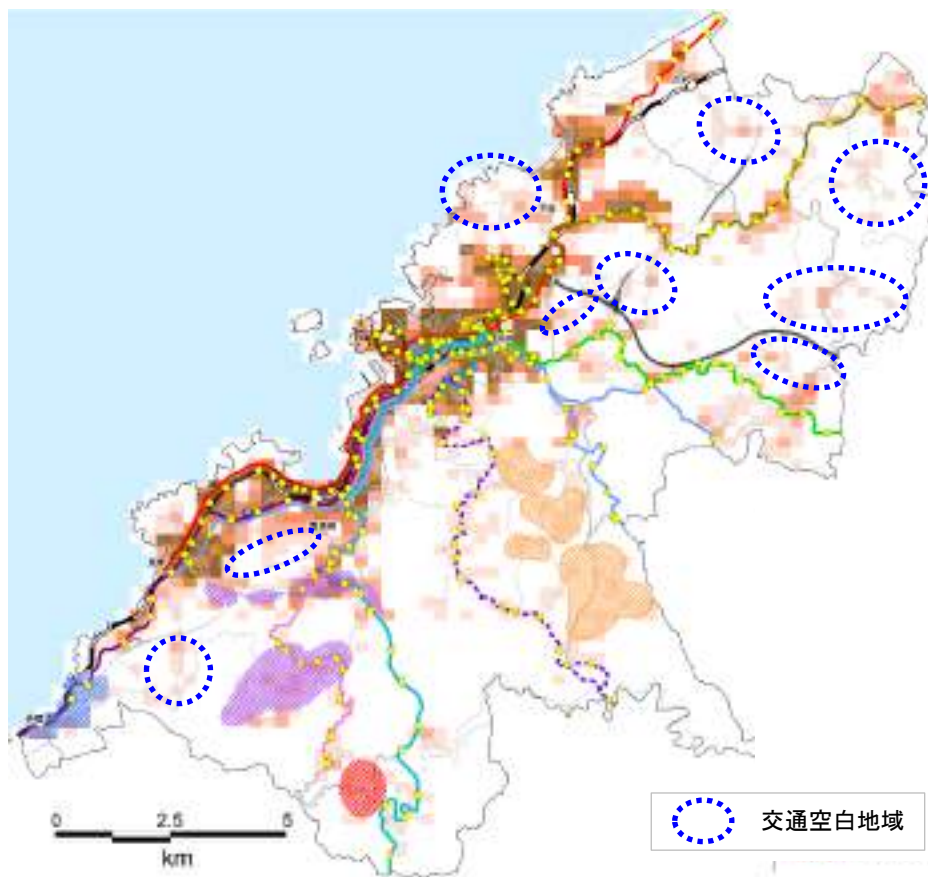
■ 事業内容

- 運行委託方法の実績払い方式への切替えを進めます。
- 利用者ニーズにあわせた運行ダイヤ、ルートとなるよう、利用実態を踏まえた見直しを検討します。

(3) 交通空白地域の縮減

■ 事業背景

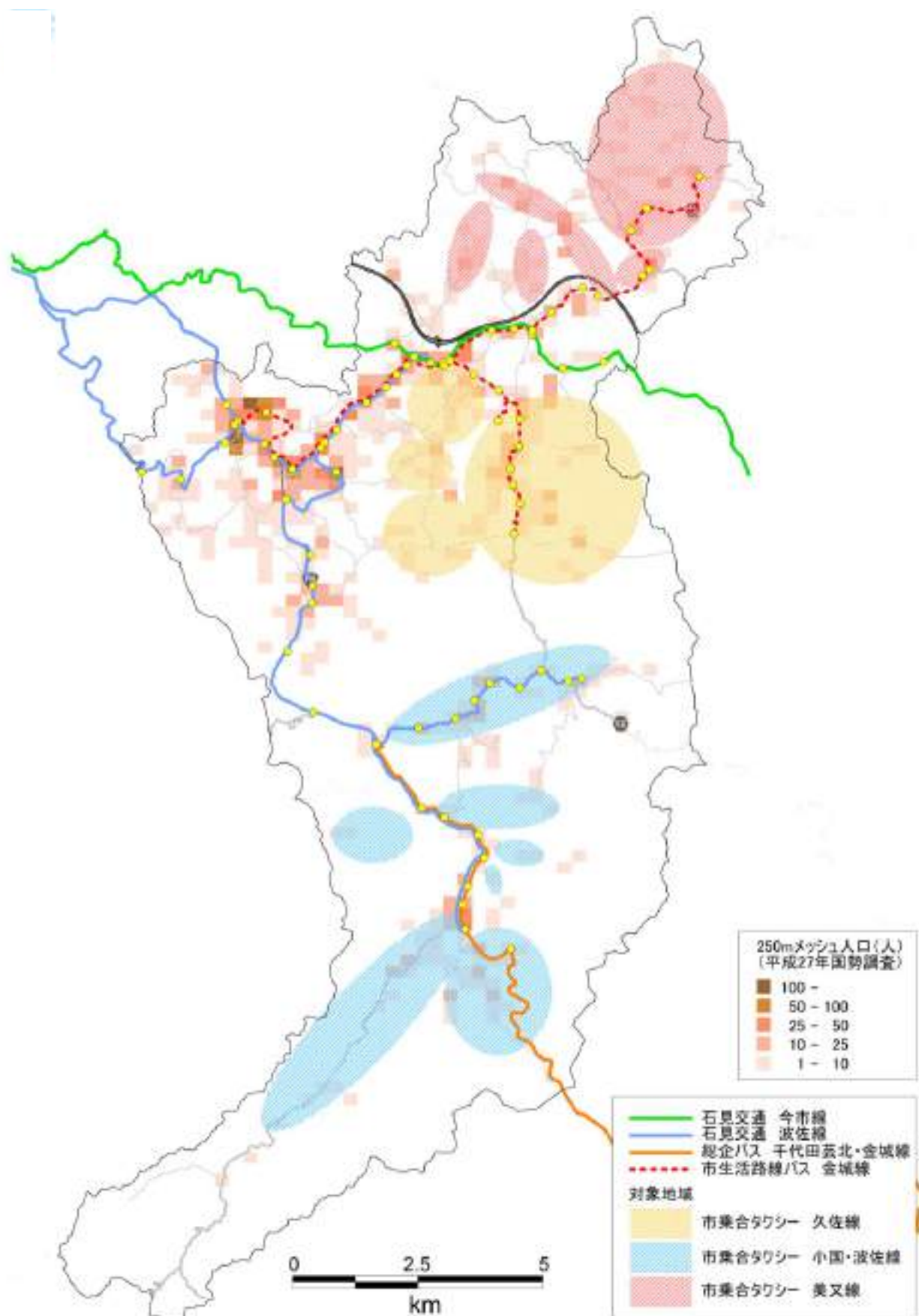
- 自治区東部を中心に交通空白地域が点在しています。



▲浜田自治区交通空白地域

■ 事業内容

- 交通空白地域の住民の意向を踏まえて、市乗合タクシー、公共交通空白地有償運送、自治会等無償運送等の導入を検討します。



▲金城自治区公共交通網

(1) 市生活路線バス・市乗合タクシーの見直し

■ 事業背景

- 市生活路線バスの1便あたりの平均利用者数は、すべての便が1人未満となっており、全便平均0.4人と低迷しています。
- 市生活路線バスと重複して運行する市乗合タクシーの美又線と久佐線の稼働率は、50%台で低迷しています。
- 市乗合タクシー美又線、久佐線の実際の片道所要時間は、時刻表の所要時間の1/2～2/3程度で、小国・波佐線は1/3程度です。

▼市生活路線バス「かなぎおでかけバス」便別利用者数（平成30年4月～9月）

便	運行日	発		着		便数	利用者数	
							総数	平均
第1便	平日	福原集会所	7:20	7:51	七条	124	77	0.6
	平日	宇栗口	7:21	7:49	七条	124	21	0.2
	土	追原郷集会所	7:02	7:49	七条	24	8	0.3
第2便	月～土	七条	10:53	11:38	追原郷集会所	148	90	0.6
第3便	火木土	追原郷集会所	13:45	14:30	七条	74	53	0.7
第4便	火木土	七条	14:32	15:17	追原郷集会所	74	23	0.3
第5便	火木土	ふれあい会館	17:04	17:18	七条	74	19	0.3
第6便	火木土	七条	17:38	18:23	追原郷集会所	74	28	0.4
計						716	319	0.4

▼市乗合タクシー便別稼働率（平成30年4月～9月）

路線	運行日	行き			帰り		
		発	着	稼働率	発	着	稼働
美又線	木	8:00	8:57	52%	11:20	12:17	48%
久佐線	火	8:30	9:19	50%	11:30	12:19	50%
	木	13:15	14:04	57%	16:20	17:09	57%
小国・波佐線	月水金	8:30	10:42	89%	11:20	13:10	88%
小国系統	月水金	8:30	8:50	—	11:20	11:40	—
長田系統	月水金	9:00	9:12	—	12:00	12:10	—
波佐下系統	月水金	9:30	10:10	—	12:10	12:50	—
若生系統	月水金	10:25	10:42	—	13:00	13:10	—

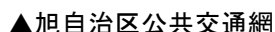
■ 事業内容

<市生活路線バス>

- 市生活路線バスについては、運行区域が重複している市乗合タクシー美又線、久佐線を活用するなどし、市生活路線バスの見直しを検討します。
- 可能な限り、スクールバスの一般混乗化を進めます。

<市乗合タクシー>

- 運行委託方法の実績払い方式への切替えを進めます。
- 市生活路線バスの見直しに伴い、美又線・久佐線の運行日や運行便数を調整します。
- 小国・波佐線の見直しを検討します。
- 通院に合わせて食料品等の買物ができるように運行方法を検討します。



■ 事業背景

- 55

▼市生活路線バス便別利用者数（平成 30 年 4 月～9 月）

路線	便	運行日	発		着		便数	利用者数	
								総数	平均
木田線	第 1 便	平日	上ノ原	6:49	7:05	石見今市	124	116	0.9
	第 2 便	月～土	石見今市	7:15	7:31	上ノ原	148	0	0.0
	第 3 便	月～土	上ノ原	*7:33	7:51	石見今市	148	12	0.1
	第 4 便	火	石見今市	9:06	9:22	上ノ原	26	5	0.2
	第 5 便	火	上ノ原	9:24	9:43	石見今市	26	25	1.0
	第 6 便	月～土	石見今市	*16:33	16:51	上ノ原	148	6	0.0
	第 7 便	月～土	上ノ原	16:52	17:08	石見今市	148	1	0.0
	第 8 便	平日	石見今市	19:29	19:45	上ノ原	102	43	0.4
	第 9 便	平日	上ノ原	19:46	20:02	石見今市	102	0	0.0
	計						972	208	0.2
戸川線	第 1 便	月～土	石見今市	7:08	7:26	中戸川	148	3	0.0
	第 2 便	月～土	中戸川	*7:28	7:53	石見今市	148	24	0.2
	第 3 便	毎日	石見今市	13:44	14:08	泊里原	182	30	0.2
	第 4 便	毎日	泊里原	14:10	14:34	石見今市	182	232	1.3
	第 5 便	平日	石見今市	*16:30	16:55	中戸川	124	17	0.1
	第 6 便	平日	中戸川	16:57	17:15	石見今市	124	2	0.0
	第 7 便	毎日	石見今市	17:39	18:03	泊里原	182	15	0.1
	第 8 便	毎日	泊里原	18:05	18:28	石見今市	182	873	4.8
	計						1272	1196	0.9
瑞穂線	第 1 便	平日	インター入口	6:26	7:04	石見今市	124	48	0.4
	第 2 便	月～土	石見今市	6:25	7:05	瑞穂インター	148	27	0.2
	第 3 便	月～土	インター入口	*7:08	7:52	旭小学校	148	44	0.3
	第 4 便	金	まんてん前	8:13	8:58	瑞穂インター	25	102	4.1
	第 5 便	金	瑞穂インター	9:00	9:45	まんてん前	25	30	1.2
	第 6 便	月/金	まんてん前	13:08	13:53	瑞穂インター	47	58	1.2
	第 7 便	月/金	瑞穂インター	14:00	14:45	まんてん前	47	28	0.6
	第 8 便	月～土	旭小学校	*16:30	17:16	瑞穂インター	148	74	0.5
	第 9 便	月～土	瑞穂インター	17:18	17:58	石見今市	148	21	0.1
	第 10 便	平日	石見今市	*18:32	19:12	瑞穂インター	124	67	0.5
	第 11 便	平日	瑞穂インター	19:14	19:54	石見今市	124	0	0.0
	計						1108	499	0.5

*スクールバス混乗便

*戸川線については別途 1 日 4 便の邑南町営バスの運行あり

▼市乗合タクシー便別稼働率（平成 30 年 4 月～9 月）

路線	運行日	行 き			帰 り		
		発	着	稼働率	発	着	稼働率
木田・山ノ内線	月, 2/4 木	9:05	9:35	51%	11:10	11:40	51%
和田線	月, 2/4 木	8:12	8:48	44%	10:10	10:46	44%
坂本・都川線							
都川⇒今市	2/4 火	8:40	9:35	17%	11:00	12:15	17%
坂本⇒瑞穂	水	7:25	8:23	50%	—	—	—
瑞穂⇒今市	水	—	—	—	12:07	13:16	46%
市木・来尾線							
来尾⇒瑞穂	火	7:55	8:21	46%	—	—	—
瑞穂⇒今市	火	—	—	—	12:30	13:27	46%

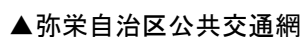
■ 事業内容

＜市生活路線バス＞

- 市生活路線バスについては、運行区域が重複している市乗合タクシーを活用するなどし、生活路線バスの見直しを検討します。
- 戸川線の見直しについては、邑南町営バスとの接続・相互乗り入れの関係から邑南町と調整を図りながら検討します。

＜市乗合タクシー＞

- 運行委託方法の実績払い方式への切替えを進めます。
- 市生活路線バスの見直しに伴い、運行日や運行便数、対象地域を調整します。
- 和田線については、市生活路線バス戸川線の見直しに伴い、邑南町への通院を考慮した運行形態を検討します。
- 通院に合わせて食料品等の買物ができるよう運行方法を検討します。



■ 事業背景

- 運行路線は狭隘区間が多いため、安全性やコスト面を考慮すると車両の小型化が望めます。
- 第7便、第8便の平均利用者数は、それぞれ0.7人、0.6人で、往復利用¹でみたときにも、他の便より低迷しています。

▼弥栄野原線便別利用者数（平成30年4月～9月）

便	発着時刻				便数	利用者数		
						総数	平均	
第 1 便	弥栄支所	6:50	→	7:40	県立大学	156	270	1.7
第 2 便		8:33	←	7:43		156	110	0.7
第 3 便		9:00	→	9:52		156	381	2.4
第 4 便		10:47	←	9:57		156	52	0.3
第 5 便		13:07	→	13:57		156	80	0.5
第 6 便		14:54	←	14:02		156	359	2.3
第 7 便		17:00	→	17:52		156	116	0.7
第 8 便		18:48	←	17:58		156	88	0.6
計						1,248	1,456	1.2

¹ 往復利用 運行を見直す際には往復でワンセットとみなすため、第1便と第2便、第3便と第4便、第5便と第6便、第7便と第8便のように往復での平均利用者数で検討する。

■ 事業内容

- 運行車両の更新に合わせて、車両の小型化を検討します。
- 第6便と第7便の運行間隔は約3時間あるとともに、通勤・通学利用もないことから、効率的な運行形態を検討します。

(2) 市乗合タクシーの見直し

■ 事業背景

- 路線を統合したことにより、各路線の稼働率はほぼ100%です。

▼乗合タクシー便別稼働率（平成30年4月～9月）

路 線	運行日	行 き			帰 り		
		発	着	稼働率	発	着	稼働率
横谷・程原線	月	7:35	8:30	95%	10:15	11:40	95%
山賀・畑線	火	7:25	8:30	100%	10:15	11:50	100%
田野原・的野線	金	7:20	8:40	96%	10:15	12:05	87%
眼科便	第3木	13:30	14:30	100%	15:30	16:40	100%

■ 事業内容

- 運行委託方法の実績払い方式への切替えを進めます。
- 市生活路線バスの見直しに伴い、運行日や運行便数、対象地域を調整します。

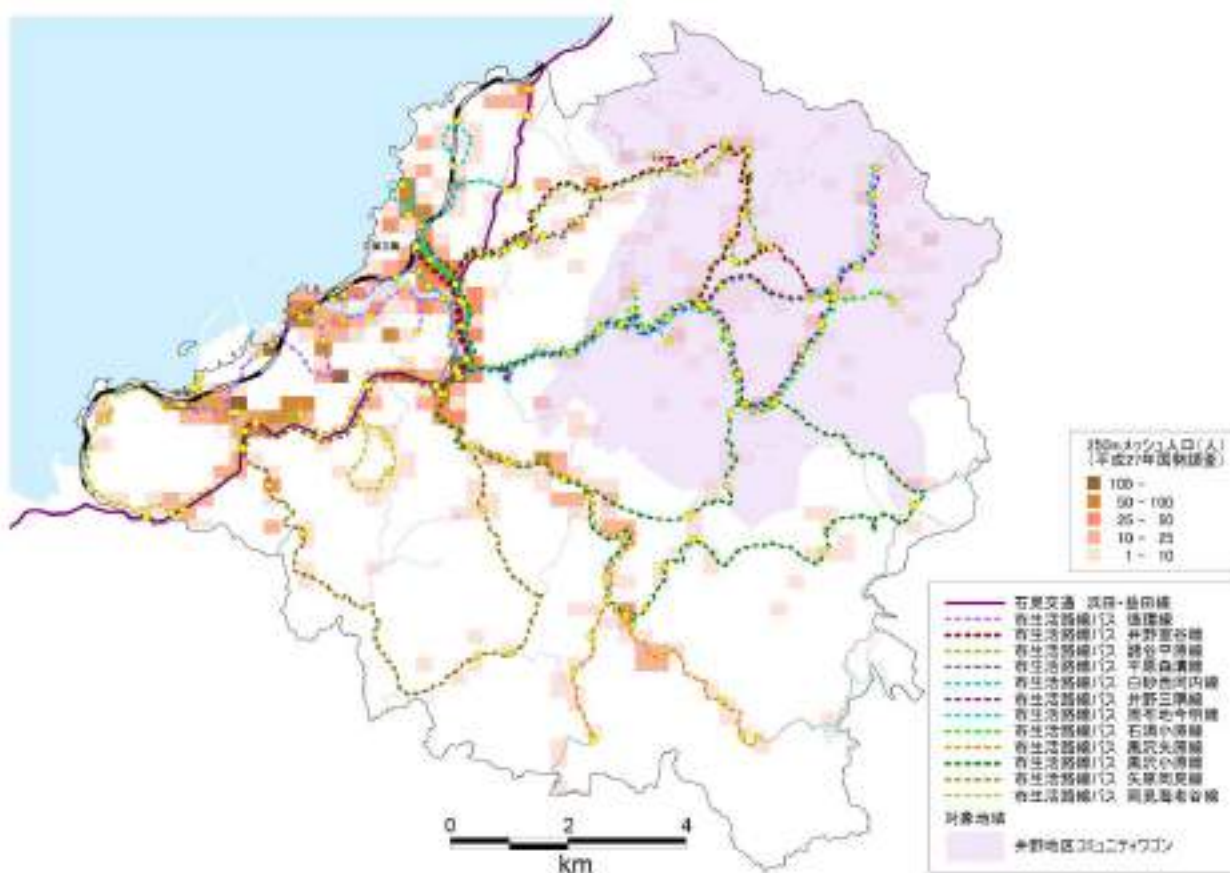
(3) スクールバスの一般混乗化の検討

■ 事業背景

- 現在、住民から一般混乗化を希望する声が挙がっていないため、実施していません。

■ 事業内容

- ニーズに応じたスクールバスの一般混乗化を検討します。



▲三隅自治区公共交通網

(1) 市生活路線バスの見直し

■ 事業背景

- 1 便あたりの平均利用者数は、他の自治区に比べてかなり多い状況ですが、便別（実質回送便を除く）にみると低迷している便も散見されます。
- 12 路線中 6 路線が週 1 日の運行となっていますが、これらの路線の多くは、運行区間の大半が他の路線と重複しています。
- 通院利用が多く、医療機関が休診となる祝日は、利用が低迷しています。
- 路線数が多いため、これに対応した乗務員の確保が必要となっています。

▼市生活路線バス「ひゃこるバス」便別利用者数（平成 30 年 4 月～9 月）

路	線	便	運行日	発		着		便数	利用者数	
									総数	平均
循環線	右回り	第1便	月～土, 祝	岡 見 駅	6:39	6:57	三保三隅駅	156	185	1.2
		第2便	月～土, 祝	岡 見 駅	7:43	8:01	三保三隅駅	156	317	2.0
		第3便	月～金	三保三隅駅	8:10	9:05	三保三隅駅	124	827	6.7
		第4便	月～金	三保三隅駅	10:20	11:15	三保三隅駅	124	602	4.9
		第5便	月～金	三保三隅駅	12:25	13:20	三保三隅駅	124	190	1.5
		第6便	月～金	三保三隅駅	14:40	15:35	三保三隅駅	124	87	0.7
		第7便	月～土, 祝	三保三隅駅	16:50	17:45	三保三隅駅	156	84	0.5
	左回り	第1便	月～土, 祝	三保三隅駅	7:26	7:42	岡 見 駅	156	273	1.8
		第2便	月～土	三保三隅駅	8:45	9:40	三保三隅駅	145	528	3.6
		第3便	月～金	三保三隅駅	11:50	12:45	三保三隅駅	124	235	1.9
		第4便	月～金	三保三隅駅	14:05	15:00	三保三隅駅	124	136	1.1
		第5便	月～金	三保三隅駅	16:27	17:22	三保三隅駅	124	263	2.1
		第6便	月～土	三保三隅駅	17:40	18:35	三保三隅駅	147	147	1.0
		第7便	月～金	三保三隅駅	18:41	18:57	岡 見 駅	124	130	1.0
		計						1,908	4,004	2.1
黒沢矢原線		第1便	月～土, 祝	中 古 和	7:04	7:26	三保三隅駅	156	305	2.0
		第2便	月～土, 祝	大平警報局	7:40	8:16	三保三隅駅	156	333	2.1
		第3便	月～土	三保三隅駅	11:15	11:53	大平警報局	148	447	3.0
		第4便	月～土	大平警報局	11:55	12:22	三保三隅駅	148	65	0.4
		第5便	金	三保三隅駅	14:30	15:07	上 古 和	25	27	1.1
		第6便	月～土, 祝	三保三隅駅	17:45	18:08	中 古 和	156	504	3.2
		第7便	月～土, 祝	三保三隅駅	18:43	19:05	中 古 和	156	8	0.1
		計						945	1,689	1.8
諸谷平原線		第1便	金	みのり会館	9:00	9:34	三 隅 支 所	25	241	9.6
		第2便	金	三 隅 支 所	12:20	12:54	みのり会館	25	134	5.4
		第3便	金	三 隅 支 所	14:35	15:09	みのり会館	25	45	1.8
		計						75	420	5.6
白砂西河内線		第1便	月・水	白砂公民館	8:30	9:00	三 隅 支 所	48	210	4.4
		第2便	月・水	三 隅 支 所	11:30	12:00	白砂公民館	48	121	2.5
		計						96	331	3.4
井野室谷線		第1便	火	井野公民館	9:00	9:42	三 隅 支 所	26	172	6.6
		第2便	火	三 隅 支 所	12:20	13:02	井野公民館	26	90	3.5
		第3便	火	三 隅 支 所	14:35	15:17	井野公民館	26	50	1.9
		計						78	312	4.0
矢原岡見線		第1便	木	三保三隅駅	8:27	9:21	三保三隅駅	25	118	4.7
		第2便	木	三保三隅駅	12:02	12:56	三保三隅駅	25	117	4.7
		計						50	235	4.7
黒沢小原線		第1便	火・金	三保三隅駅	8:12	9:22	三保三隅駅	51	612	12.0
		第2便	火・金	三保三隅駅	12:02	13:12	三保三隅駅	51	359	7.0
		第3便	火・金	三保三隅駅	14:22	15:24	三 隅 支 所	51	142	2.8
		計						153	1,113	7.3
岡見海老谷線		第1便	金	三保三隅駅	8:21	9:22	三保三隅駅	25	102	4.1
		第2便	金	三保三隅駅	11:47	12:48	三保三隅駅	25	76	3.0
		第3便	金	三保三隅駅	14:02	15:03	三保三隅駅	25	2	0.1
		計						75	180	2.4
井野三隅線		第1便	月～土, 祝	釜 田 橋	6:22	7:00	三保三隅駅	156	412	2.6
		第2便	月～土, 祝	三保三隅駅	16:58	17:37	釜 田 橋	156	31	0.2
		第3便	月～土, 祝	三保三隅駅	18:32	19:11	釜 田 橋	156	307	2.0
		計						468	750	1.6
周布地今明線		第1便	月・木	釜 田 橋	9:00	9:38	三保三隅駅	47	359	7.6
		第2便	月・木	三保三隅駅	12:12	12:50	釜 田 橋	47	245	5.2
		第3便	月・木	釜 田 橋	12:53	13:30	三保三隅駅	47	80	1.7
		第4便	月・木	三保三隅駅	14:27	15:03	釜 田 橋	47	137	2.9
		計						188	821	4.4
石浦小原線		第1便	水	石浦集会所	9:00	9:40	三保三隅駅	26	199	7.7
		第2便	水	三保三隅駅	12:12	12:53	石浦集会所	26	124	4.8
		第3便	水	石浦集会所	12:56	13:36	三保三隅駅	26	36	1.4
		第4便	水	三保三隅駅	14:27	15:07	石浦集会所	26	74	2.8
		計						104	433	4.2
平原森溝線		第1便	月	東 平 原	8:35	8:56	三 隅 支 所	22	66	3.0
		第2便	月	三 隅 支 所	12:15	12:37	東 平 原	22	40	1.8
		計						44	106	2.4

■ 事業内容

- 他路線と重複する区間が多い路線については、単独運行区間の利用状況や将来的な乗務員不足を考慮し、路線の整理統合を検討します。
- 祝日運行便は、利用状況に応じ運行の見直しを検討します。

(2) スクールバスの一般混乗化の検討

■ 事業背景

- スクールバスの一般混乗化の要望はありますが、市生活路線バスと運行ルートが異なるなど、調整がつかない部分もあり、実施に至っておりません。

■ 事業内容

- 可能な限り、スクールバスの一般混乗化を進めます。

◆事業実施スケジュール

施 策	事業	実施年度					
		2019	2020	2021	2022	2023	2024
1 公共交通空白地域等の縮減	地域に適した移動手段の確保						
	市乗合タクシー運行区域の拡大						
	ドア・トゥ・ドアで運行できるタクシーを利用した新たな移動手段						
2 中心市街地における移動性の向上	循環系3路線の見直し						
3 公共交通資源の適正配分	運行見直し基準の設定						
	地域交通資源の一体的運用						
4 利用しやすい制度への再構築	敬老乗車券制度の見直し						
	公共交通を利用した通学への支援						
5 利用しやすい公共交通環境整備	わかりやすい公共交通情報の提供						
	バス停の待合環境整備						
6 次世代モビリティサービスの導入	ICTを利用したシステムの導入検討・次世代サービス実証試験の受け入れ						
7 公共交通の観光活用	訪れる人にもやさしい公共交通体系の検討						

	検討調整
	事業実施
	検討後、実施可能なものから随時実施

浜田市自死対策総合計画（案）について

浜田市自死対策総合計画については、医療、職域、地域団体、教育及び行政で構成する「浜田市保健医療福祉協議会 自死対策総合計画策定専門部会」において策定中ですが、このほど、計画（案）がまとまりましたので、内容について報告します。

なお、当該計画（案）については、現在、パブリックコメント（意見公募）を実施しており、今後、この意見を踏まえた修正を行い最終計画とする予定です。

1 浜田市自死対策総合計画（案）

別冊のとおり

2 主な計画の内容（構成）

(1) 第 1 計画の策定にあたって

（計画策定の趣旨及び基本方針、計画の位置づけ、期間、推進体制等）

(2) 第 2 浜田市の自死をめぐる現状

（自死の現状、まとめ、取り組むべき課題）

(3) 第 3 今後の浜田市における自死対策の方向性

（計画の体系、数値目標、基本施策、重点施策）

(4) 資料編

（専門部会委員名簿、策定経過、相談機関一覧等）

3 策定体制

＜浜田市自死対策総合計画策定専門部会＞ 15 名

心療内科田中クリニック	浜田市社会福祉協議会
西川病院	浜田市民生児童委員協議会
浜田公共職業安定所	のぞみの会
浜田商工会議所	浜田教育事務所
石央商工会	浜田市教育委員会
浜田地域産業保健センター	浜田警察署
しまね分かち合いの会・虹	浜田保健所
グリーフケア芳縁	

＜会議の状況＞

平成 30 年 5 月 25 日（木）	第 1 回浜田市保健医療福祉協議会
平成 30 年 9 月 18 日（火）	第 1 回心の健康づくりネットワーク会議
平成 30 年 11 月 29 日（木）	第 1 回浜田市自死対策総合計画策定専門部会
平成 30 年 12 月 18 日（火）	第 2 回浜田市保健医療福祉協議会

（中止のため資料送付）

4 パブリックコメント（意見公募）

(1) 閲覧及び意見募集期間

平成 30 年 12 月 25 日（火）～平成 31 年 1 月 30 日（水）

(2) 閲覧場所

- ・本庁地域医療対策課、健康長寿課及び各支所市民福祉課（8：30～17：15）
- ・中央図書館（9：00～19：00）

※閉庁日・閉館日を除く

※浜田市ホームページでも閲覧できます

5 今後のスケジュール（予定）

平成 31 年 1 月	パブリックコメント意見取りまとめ
平成 31 年 2 月	第 2 回浜田市自死対策総合計画策定専門部会
平成 31 年 2 月	第 3 回浜田市保健医療福祉協議会
平成 31 年 3 月	計画策定

浜田市自死対策総合計画

～誰も自死に追い込まれることのない浜田の実現を目指して～

(案)

島根県 浜田市

目 次

第1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨及び基本方針	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定及び推進体制	3
5	計画の進捗管理	4
6	計画の見直し	4
7	他の計画との整合	4
8	「自殺」と「自死」について	4
第2	浜田市の自死をめぐる現状	5
1	自死の現状	5
2	現状のまとめ	12
3	取り組むべき課題	13
第3	今後の浜田市における自死対策の方向性	14
1	計画の体系	15
2	数値目標	16
3	6つの基本施策	17
	基本施策1 地域におけるネットワークの充実	17
	基本施策2 自死対策を支える相談支援体制の充実	17
	基本施策3 市民への啓発と周知	18
	基本施策4 生きることの促進要因の支援	19
	基本施策5 遺された人への支援	20
	基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	21
4	4つの重点施策	22
	重点施策1 高齢者の自死対策の推進	22
	重点施策2 生活困窮者の自死対策の推進	23
	重点施策3 勤務問題に関わる自死への対策の推進	24
	重点施策4 子ども・若者の自死対策の推進	25
	参考資料	
1	自殺対策基本法	27
2	自殺総合対策大綱の概要	31
3	浜田市保健医療福祉協議会規則	33
4	第3次浜田市健康増進計画 関連部分抜粋	37
5	関係団体や相談機関の一覧	39

第 1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び基本方針

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施するべきであることを改めて確認し、「いのち支える自死対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自死に追い込まれることのない浜田の実現」を目指します。

国の自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の 5 点を掲げています。

- 1) 生きることの包括的な支援として推進
- 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4) 実践と啓発を両輪として推進
- 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

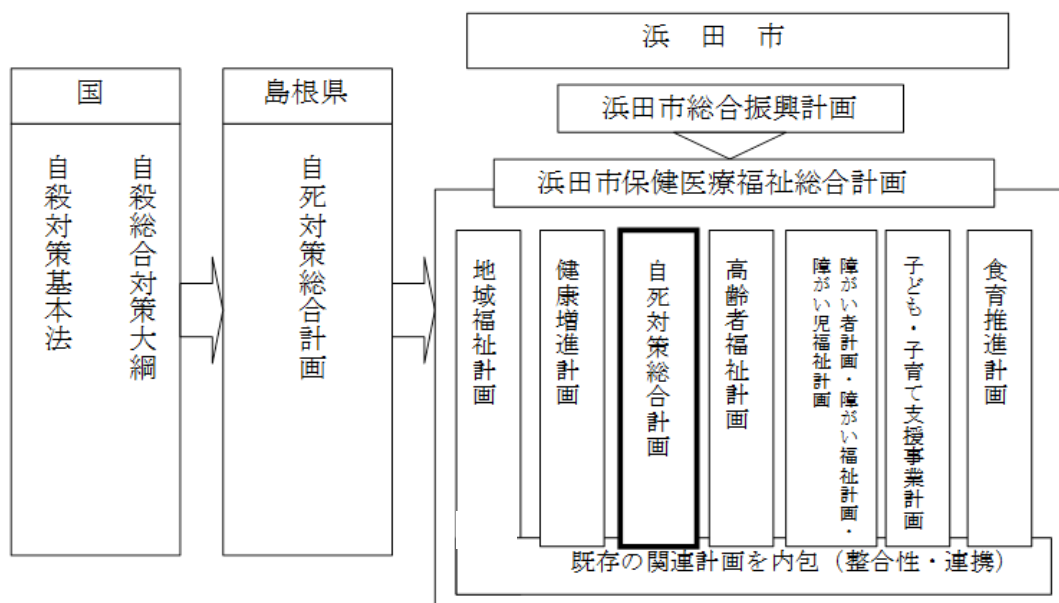
以上のように、自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて効果的に、かつそれらを総合的に推進する必要があります。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法（以下「基本法」という。）第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺対策計画です。国や島根県の計画との整合性を持ちながら、浜田市の自死対策施策を推進するための基本となる計画です。

（参考）基本法第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 34 年度（2022 年度）の 4 年間とします。

	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)	34 年度 (2022 年度)	35 年度 (2023 年度)
健康増進計画	計画期間：30（2018）～34 年度（2022 年度）					次期計画
自死対策総合計画	新規策定	計画期間：31（2019）～34 年度（2022 年度）				次期計画
《参考》島根県 自死対策総合計画	計画期間：30（2018）～34 年度（2022 年度）					次期計画

4 計画の策定及び推進体制

[浜田市における策定及び推進体制]

自死対策の推進にあたっては、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因に対する取り組みや自死者の遺族（以下「自死遺族」という。）への支援など、総合的な取り組みが必要です。

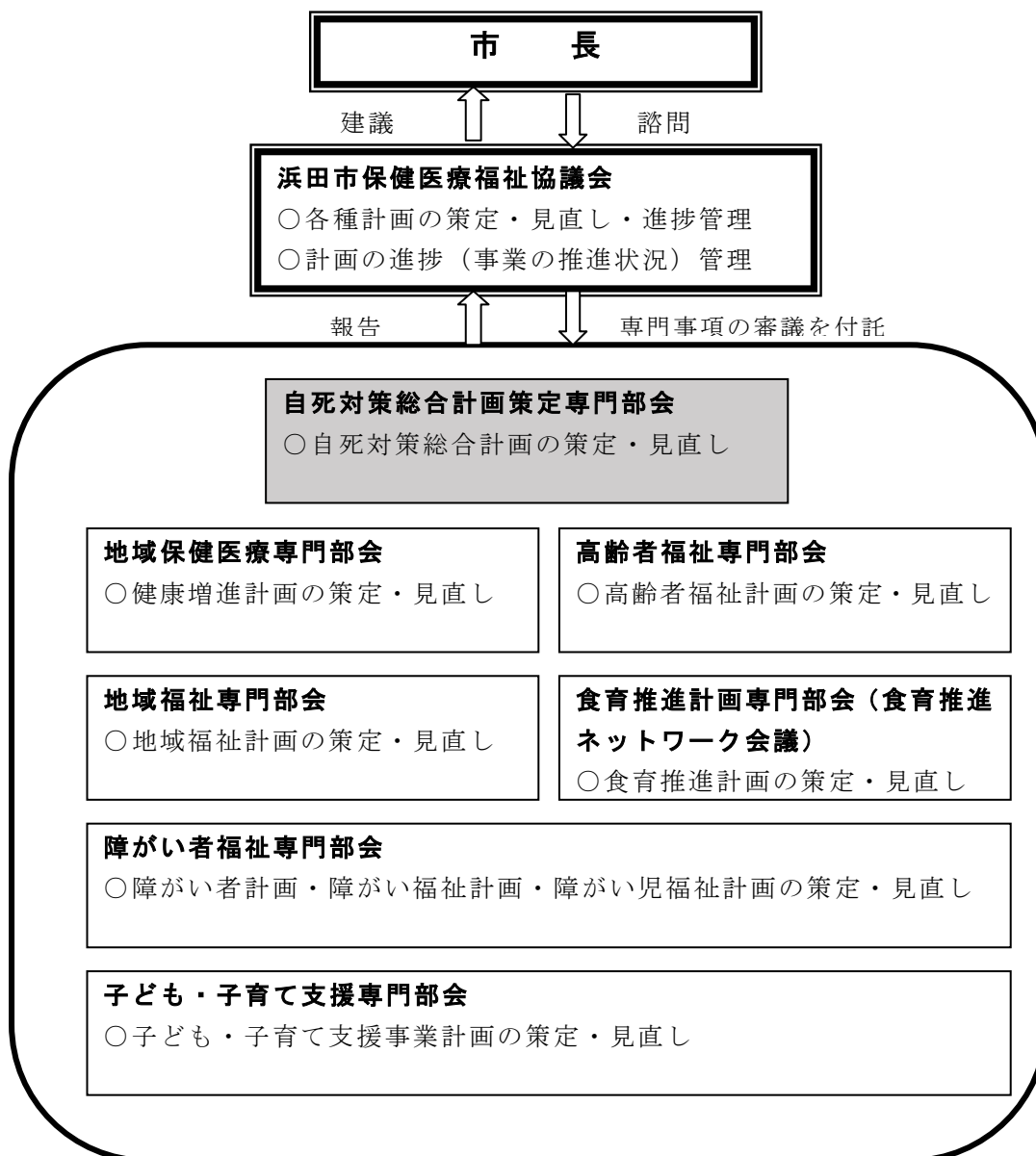
浜田市保健医療福祉協議会の専門部会として、自死対策総合計画策定専門部会を開催し、計画を策定します。また、関係機関と連携し、対策の推進を図ります。

[圏域における連携及び協力の確保]

自死対策の実施にあたっては、地域全体で予防の必要性に対する意識の高揚を図り、地域の実情に応じた継続的な取り組みが必要です。

そのため、圏域ごとに開催される浜田圏域自死総合対策連絡協議会に参加し、地域におけるネットワークの構築により、対策の推進を図ります。

組織体制図



5 計画の進行管理

本計画を推進するため、毎年度の事業計画を策定し、その事業の実施を通じて課題の分析や評価を行います。併せて浜田市保健医療福祉協議会で進捗管理を行います。

6 計画の見直し

本計画は、自死をめぐる状況の変化や目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

7 他の計画との整合

この計画は、第2次浜田市総合振興計画に基づく浜田市保健医療福祉総合計画を上位計画とし、浜田市健康増進計画、浜田市高齢者福祉計画、浜田市子ども・子育て支援事業計画、浜田市障がい者計画等、市の各種計画や国、島根県の計画との整合性を図ります。

8 「自殺」と「自死」について

「自殺」は広く社会に定着している言葉ですが、平成24年度に島根県が計画を改定する際、遺族の方から、「殺」という文字が使われているため大変辛い言葉であり、偏見にも繋がるため、できるだけ使用しないで欲しいという要望がありました。

一方、「自死」は、遺族等の心情に寄り添った言葉として、多くの場面で使われるようになっています。

このことから、島根県では「自殺」という言葉は遺族に配慮して「自死」と言い換えて使用しています。

浜田市も関係者の心情をくみ、「自死」を使用します。

【浜田市での取扱い】

(1) この計画での取扱い

計画本文中は、法律の名称等一部の例外を除き、「自死」を用います。

(注) この計画において例外的に「自殺」という語を用いるケース

①法律、大綱の名称等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、自殺予防週間、自殺対策強化月間

②統計用語

自殺死亡率、人口10万人当たりの自殺者数

(2) 市行政における一般的な取扱い

市行政における一般的な取扱いとしては、「自死」を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用します。

第2 浜田市の自死をめぐる現状

1 自死の現状

(1) 自死者数の推移

平成24年から平成28年までの5年間の合計でみると、浜田市の自死者は男性62人、女性14人、合計76人でした。

(2) 自死をした人の特徴及び概要

自死をした人の特徴や概要については、表1、図1のとおりです。男性が多く、背景としては、失業、生活苦、介護の悩みなどの理由により、自死に追い込まれています。また、「浜田市地域自殺実態プロファイル^{*1}【2017】」によると、浜田市の自死の特徴から重点的に取り組むべき項目として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つをあげています。

表1 自死の特徴（平成24年から平成28年までの合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	20	26.3%	86.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40~59歳有職同居	9	11.8%	34.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職独居	8	10.5%	178.3	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性 40~59歳無職同居	7	9.2%	341.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:女性 60歳以上無職同居	6	7.9%	15.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター 浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】自殺日・居住地から

*自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考

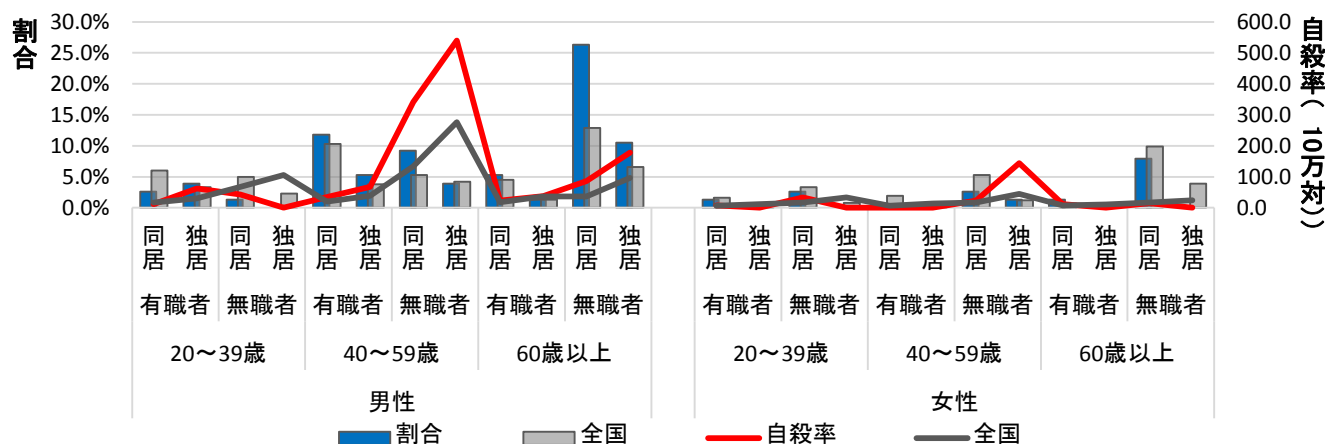


図1 自死の概要（平成24年から平成28年までの合計）

資料：自殺総合対策推進センター 「浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】」から

(*)用語注

1 地域自殺実態プロファイル

国の自殺総合対策推進センターにおいて、市町村の計画策定を支援するため、市町村の自殺の実態を分析した自殺実態のプロファイルを作成し、市町村に提供された資料。ここでの資料は、公表可能な数字をのせています。

表 2 有職者の自死の内訳（平成 24 年から平成 28 年までの合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	6	24.0%	21.4%
被雇用者・勤め人	19	76.0%	78.6%
合計	25	100.0%	100.0%

（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

資料：自殺総合対策推進センター 「浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】」から

（3）自殺年齢調整死亡率^{※1}の推移

人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺年齢調整死亡率の全年齢の推移について、図 2 は浜田市、図 3 は島根県を示し、各年を中間年とした 5 年の平均の推移です。

男性では浜田市、島根県とも自殺率が高く、特に昭和 60 年にピークを迎え、一時減少傾向でしたが、平成 8 年から平成 20 年まで高い状態が続き、以後減少傾向となっています。

女性では、島根県は昭和 50 年をピークに以後横ばいが続いています。浜田市は昭和 50 年から昭和 60 年までの間と平成 9 年から平成 13 年までの間にピークを迎えています。

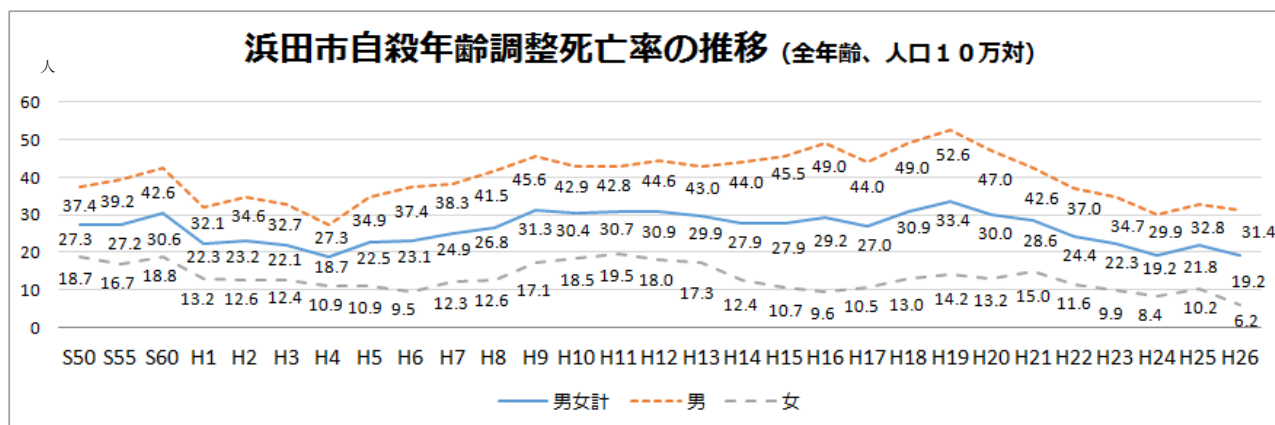


図 2 浜田市の全年齢の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした 5 年の平均）

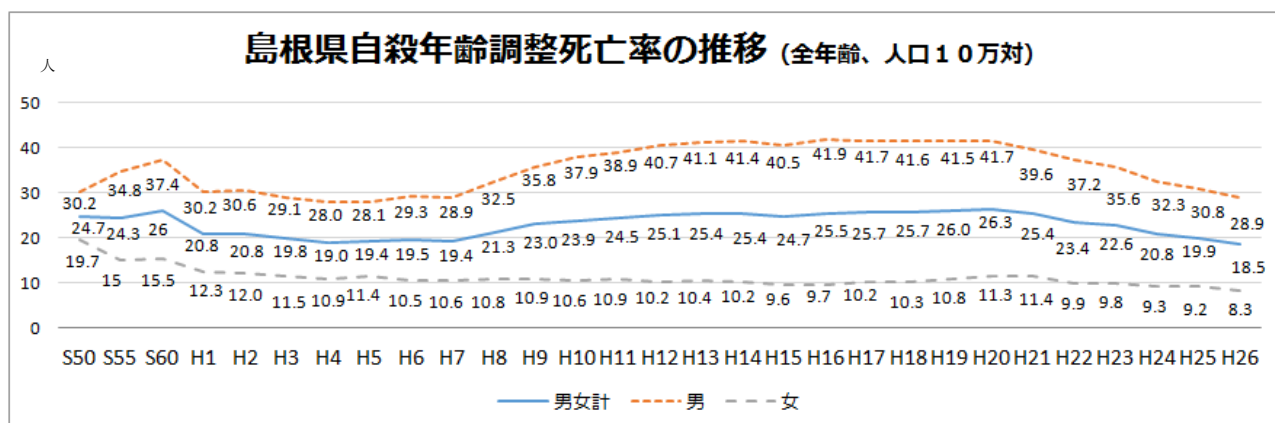


図 3 島根県の全年齢の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした 5 年の平均）

資料：島根県健康指標データベースシステム^{※2}

（*）用語注

- 1 年齢調整死亡率 人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数について、基準人口（昭和 60 年モデル人口）で補正して求める死亡率。
- 2 島根県健康指標データベースシステム 島根県が提供している健康指標データのこと

次に、40 歳から 64 歳の推移について、図 4 は浜田市、図 5 は島根県を示しています。

浜田市の男性では、平成 9 年と平成 19 年をピークがあり、いずれも島根県より高い傾向を示しています。浜田市の女性も島根県の女性より高い傾向がありましたが、平成 23 年以降は島根県より低くなっています。

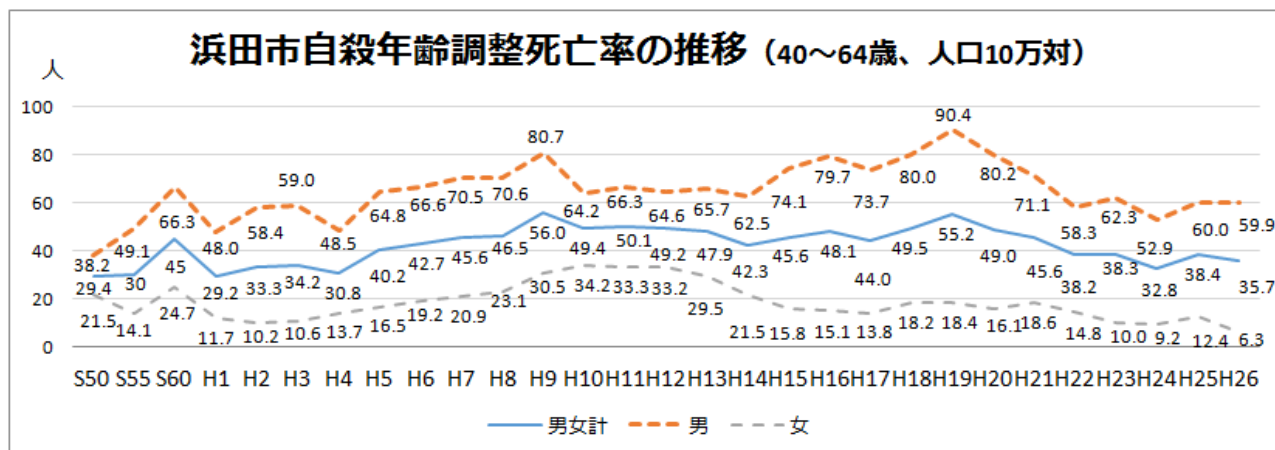


図 4 浜田市の 40～64 歳の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした 5 年の平均）

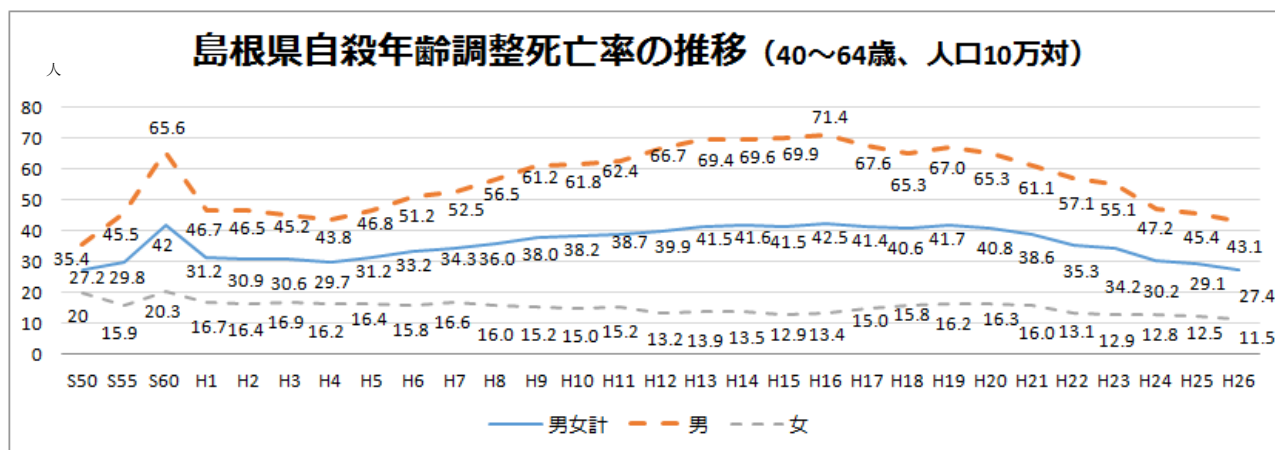


図 5 島根県の 40～64 歳の年齢調整死亡率の推移（各年を中間年とした 5 年の平均）

資料：島根県健康指標データベースシステム

平成 16 年、21 年、26 年を中心とする 5 年間の年齢調整死亡率を全国、島根県、浜田市別に示しています。（図 6、図 7 但し、全国は単年です。）

浜田市の男性は 39 歳以下を除く年代では、全国、島根県より高い傾向が続いています。特に、40～64 歳、65 歳以上の年代で高い傾向です。（図 6-1、図 6-2、図 6-3）

浜田市の女性は、一部の年代で平成 21 年にやや高くなりましたが、平成 26 年は、いずれの年代も全国、島根県より概ね低い状況です。（図 7-1、図 7-2、図 7-3）

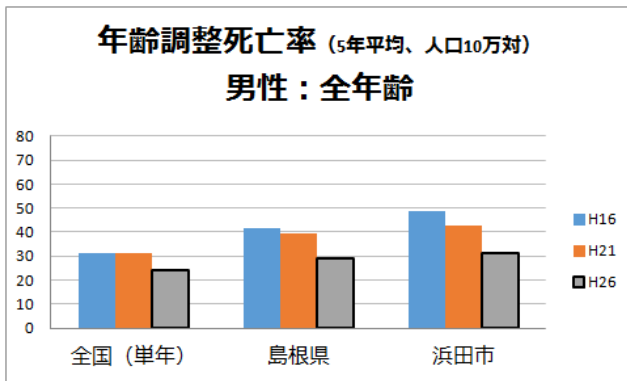


図 6. 年齢調整死亡率（男性全年齢）

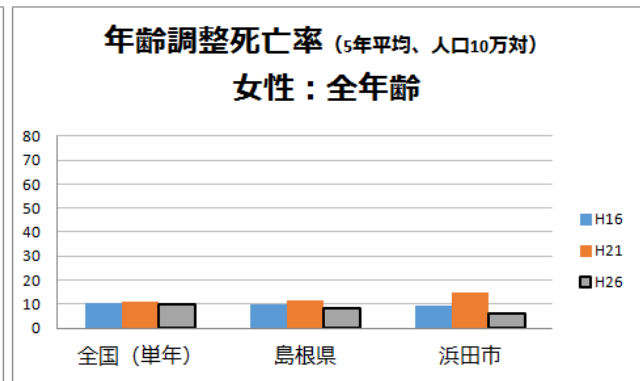


図 7. 年齢調整死亡率（女性全年齢）

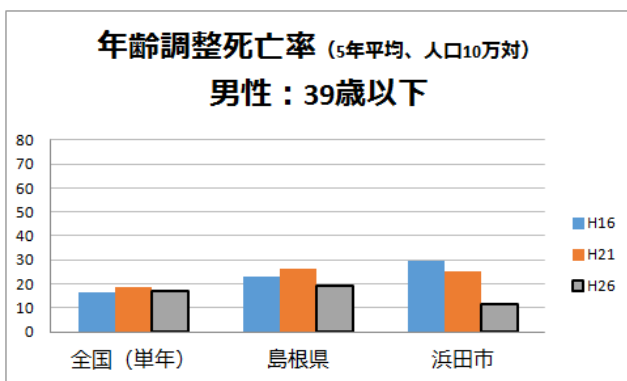


図 6-1. 年齢調整死亡率（男性 39 歳以下）

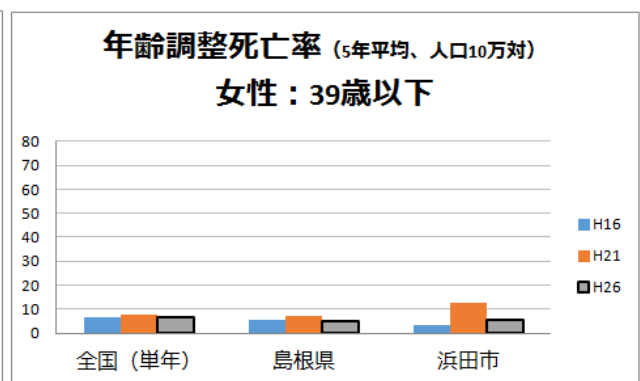


図 7-1. 年齢調整死亡率（女性 39 歳以下）

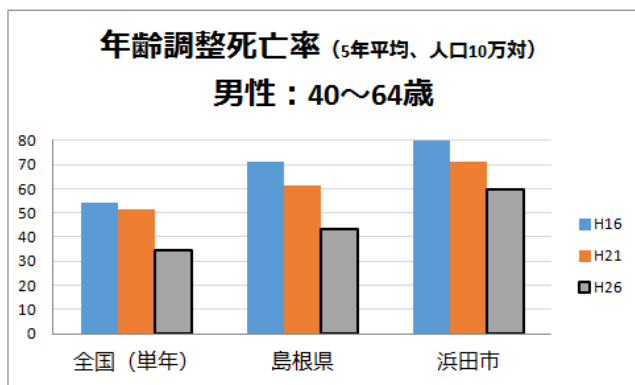


図 6-2. 年齢調整死亡率（男性 40～64 歳）

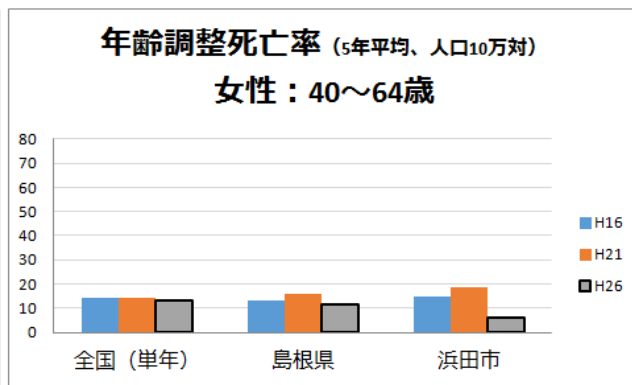


図 7-2. 年齢調整死亡率（女性 40～64 歳）

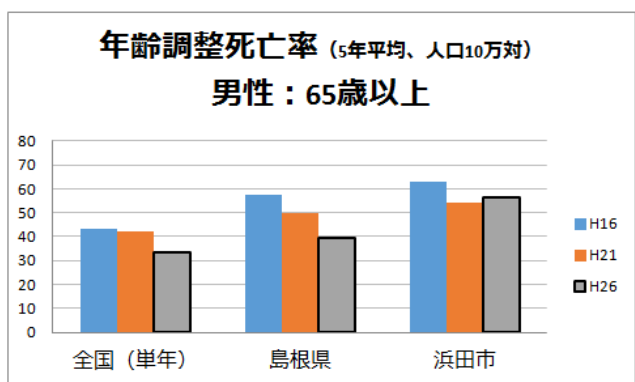


図 6-3. 年齢調整死亡率（男性 65 歳以上）

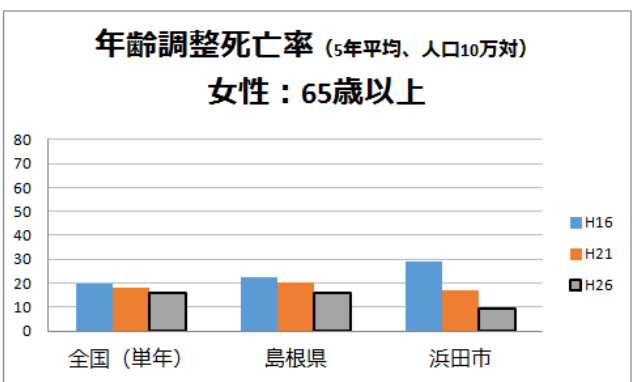


図 7-3. 年齢調整死亡率（女性 65 歳以上）

資料：島根県健康指標データベースシステム

(4) 休養・睡眠・ストレス等の状況

浜田市が実施した健康増進計画策定時のアンケート調査※¹によると、睡眠で休養が取れている人の割合は男性が 63.4%、女性が 62.2%であり、男女とも平成 24 年と比べ減少しています。年齢階級別にみると、男女とも 50 歳代の割合が最も低く、それ以上の年代では年代が上がるにつれ増加しています。（図 8、図 9）

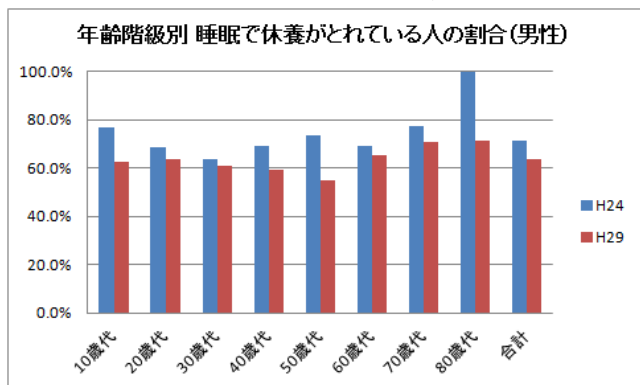


図 8. 年齢階級別睡眠で休養がとれている人の割合（男性）

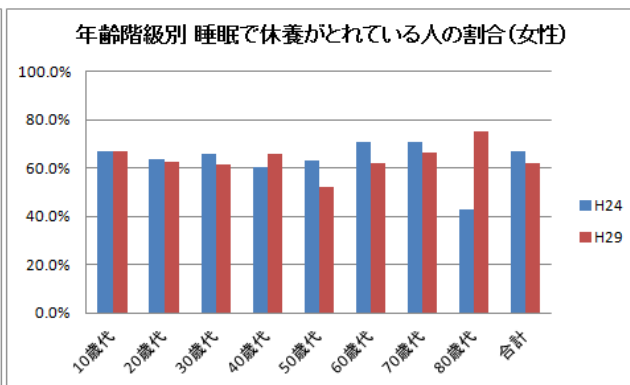


図 9. 年齢階級別睡眠で休養がとれている人の割合（女性）

眠れないことがある人の割合は、男女とも平成 24 年に比べて増えています。特に男女とも 10 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳代の割合が多いです。また、10 歳代で男女とも眠れないことがあると答えた人の割合が増加しています。（図 10、図 11）

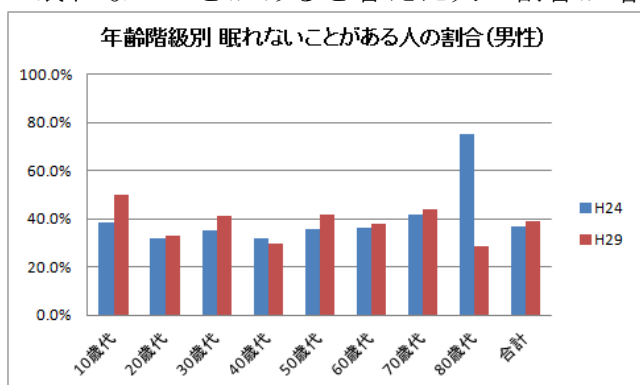


図 10. 年齢階級別眠れないことがある人の割合（男性）

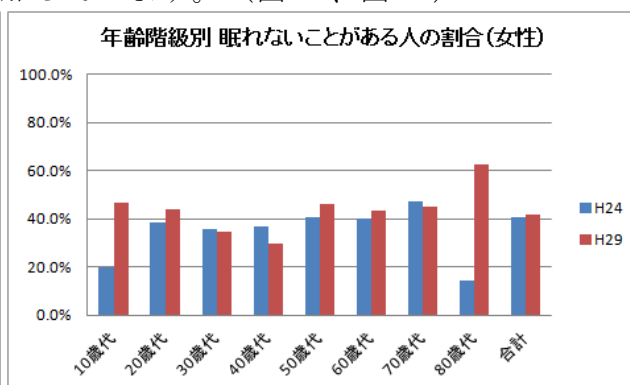


図 11. 年齢階級別眠れないことがある人の割合（女性）

ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合は、男女とも、60 歳代、70 歳代、80 歳代が多い状況です。（図 12、図 13）

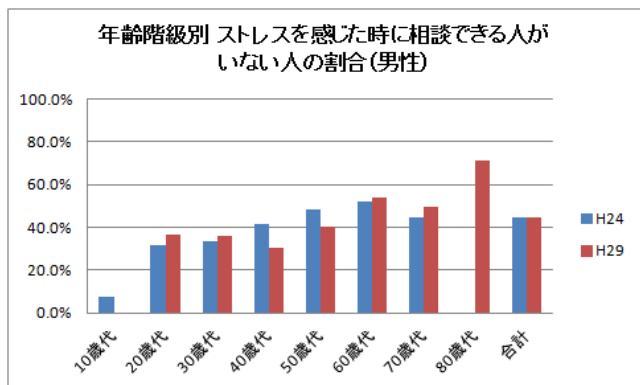


図 12. 年齢階級別ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合（男性）

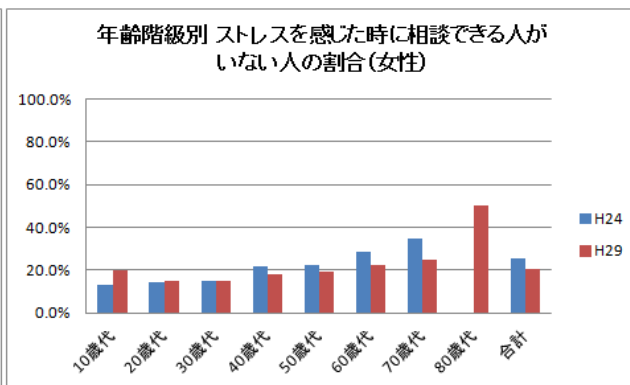


図 13. 年齢階級別ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合（女性）

(*)用語注

- 1 健康増進計画・食育推進計画調査票 浜田市健康増進計画策定時の独自調査。アンケート形式で無作為抽出した 18 歳から 80 歳の男女に送付。平成 24 年は 2,201 人、平成 29 年は 2,438 人の回答を得た。

(5) 産後うつ病の状況

浜田市では、赤ちゃん訪問時に、「エジンバラ産後うつ病質問票」※¹を産婦に記載してもらっています。その質問票を採点した結果、合計点数が9点以上となると、産後うつ病状態と推測されるため、産婦への継続的支援が必要と判断し、フォローにつなげています。平成29年度の状況でみると産婦の8.1%が9点以上の産後うつ病状態となっています。(図14) また、里帰りの有無でみると、里帰りなしの産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。(図15) 育児疲労感の有無でみると、育児疲労感のある産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。(図16)

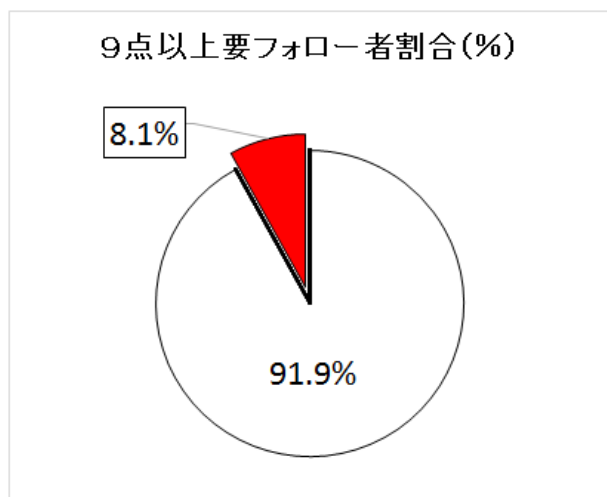


図14. 平成29年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果 (n=322 平均点数3.4点)

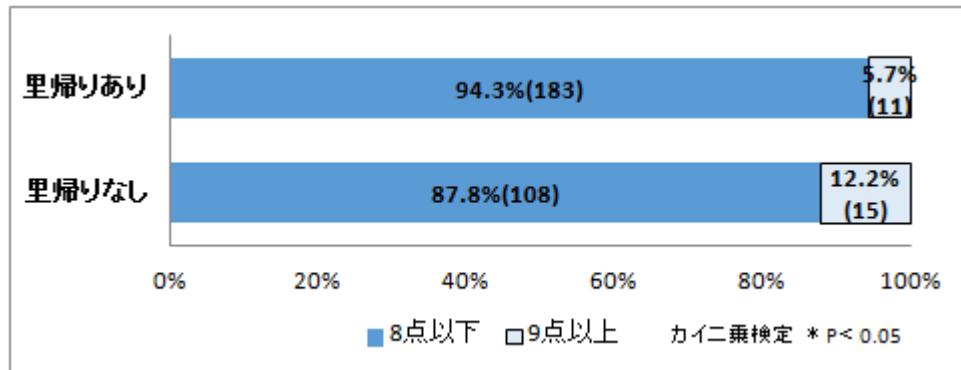


図15. 平成29年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果と里帰りの有無について (n=317 不明5)

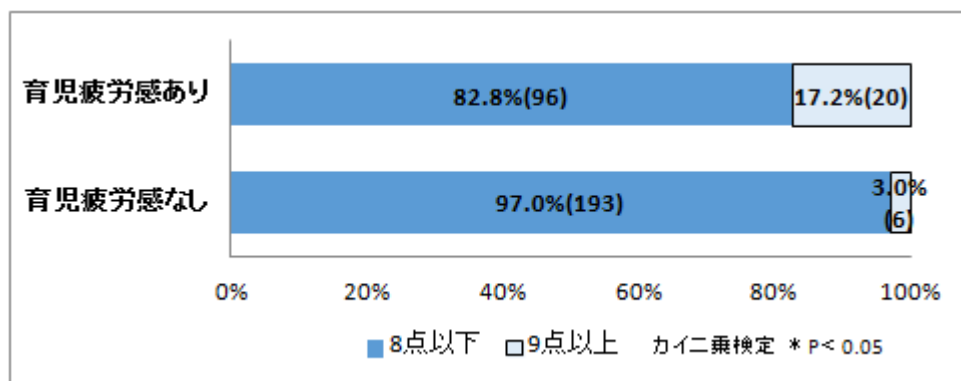


図16. 平成29年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果と育児疲労感の有無について (n=315 不明7)

(*)用語注

- 1 エジンバラ産後うつ病質問票 産後うつ病のスクリーニング(選別する)を目的とした質問紙。10項目あり、0~3点までの点数をつけ、合計30点満点中9点以上が産後うつ病の可能性が高いと言われている。

2 現状のまとめ

- ・自死の特徴としては、平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の合計自死者数 76 人のうち、「男性 60 歳以上無職同居」が 20 人（26.3%）と一番多く、次いで「男性 40～59 歳有職同居」「男性 60 歳以上無職独居」の順で多い傾向でした。背景としては、「失業」「生活苦」「介護の悩み」「身体疾患」「過労」「職場の人間関係の悩み」「配置転換」「仕事の失敗」「うつ状態」など複合的な背景による自死でした。
- ・浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】によると、重点的に取り組みが必要なこととして「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の 3 つをあげています。
- ・全年齢の年齢調整死亡率の推移では、男女とも平成 9 年以降、高い状態でしたが、平成 22 年以降は減少傾向を示しています。また、島根県と比べると男女とも高い傾向で推移しています。
- ・年齢区分を全年齢、39 歳以下、40～64 歳、65 歳以上の 4 つの区分の平成 26 年を中間年とした 5 年の平均でみると、男性の自殺死亡率は、39 歳以下を除くほぼ全ての年齢区分で全国の値より高く、女性は全ての年齢区分では全国の値より低くなっています。また、平成 16 年、平成 21 年、平成 26 年の各年を中間年とした 5 年の平均の推移をみると男性は 65 歳以上を除く年齢区分で減少傾向にあります。女性は平成 21 年を中間年とした 5 年の平均では 65 歳を除く年代区分で増加傾向となり、以後減少に転じています。
- ・睡眠で休養がとれている人は、減少傾向にあり、特に男女とも 50 歳代の割合が最も低い状況でした。また、眠れないことがある人の割合も増えており、男女とも 10 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳代の割合が多く、ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合は、男女とも 60 歳代、70 歳代の割合が多い状況です。また、10 歳代での睡眠で休養がとれている人の割合の減少や眠れないことがある人の割合の増加、ストレスを感じた時に相談できる人がいない女性の割合の増加など、若い年代の心の健康に関して不安な要素が見受けられます。
- ・エジンバラ産後うつ病質問票により、9 点以上の回答をし、産後うつ病状態と推測される産婦は全体の 8.1%でした。里帰りをしていない産婦や育児疲労感がある産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。

3 取り組むべき課題

浜田市の自死による死亡率は、減少傾向にあります。男性は島根県と比べて依然として高い状況です。自死をした人の特徴から、重点的に取り組むべき項目としては「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つがあがっており、若年層の死因に占める自死の割合は少ないものの、約1割弱の産婦が産後うつ病傾向の状態にあることや10歳代の男女とも眠れないことがあると答えた人の割合が増えているなど、次世代を担う「子ども・若者」についても同様に取り組んでいく必要があります。

自死の問題は、市民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解を促進するとともに、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発を行うことが重要です。自死者や遺族のプライバシーに配慮しつつ自死の地域実態を把握し、市民への情報提供を行うとともに、自死の多くが追い込まれた末の死であることを共通認識し、必要に応じて関係機関が連携した取り組みを充実していきます。

自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに「気づき」、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家に「つなぎ」、「見守る」等の「ゲートキーパー^{※1}」的な支援者を増やす取り組みを推進する必要があります。

併せて、追い込まれている人が相談できる機関について事前に知ることができるよう各種相談窓口の情報提供に努めていく必要があります。

地域の自死対策を進める上で、関係団体の活動は不可欠であることから、関係団体への活動の支援や連携の推進に努めていく必要があります。

このように自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる方向で実施する必要があります。

(※) 用語注

1 ゲートキーパー 自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材。

第3 今後の浜田市における自死対策の方向性

浜田市における自死対策は、健康増進計画の重点目標の一つの「心の健康づくりの推進」の項に明記して、取り組みを行ってきました。

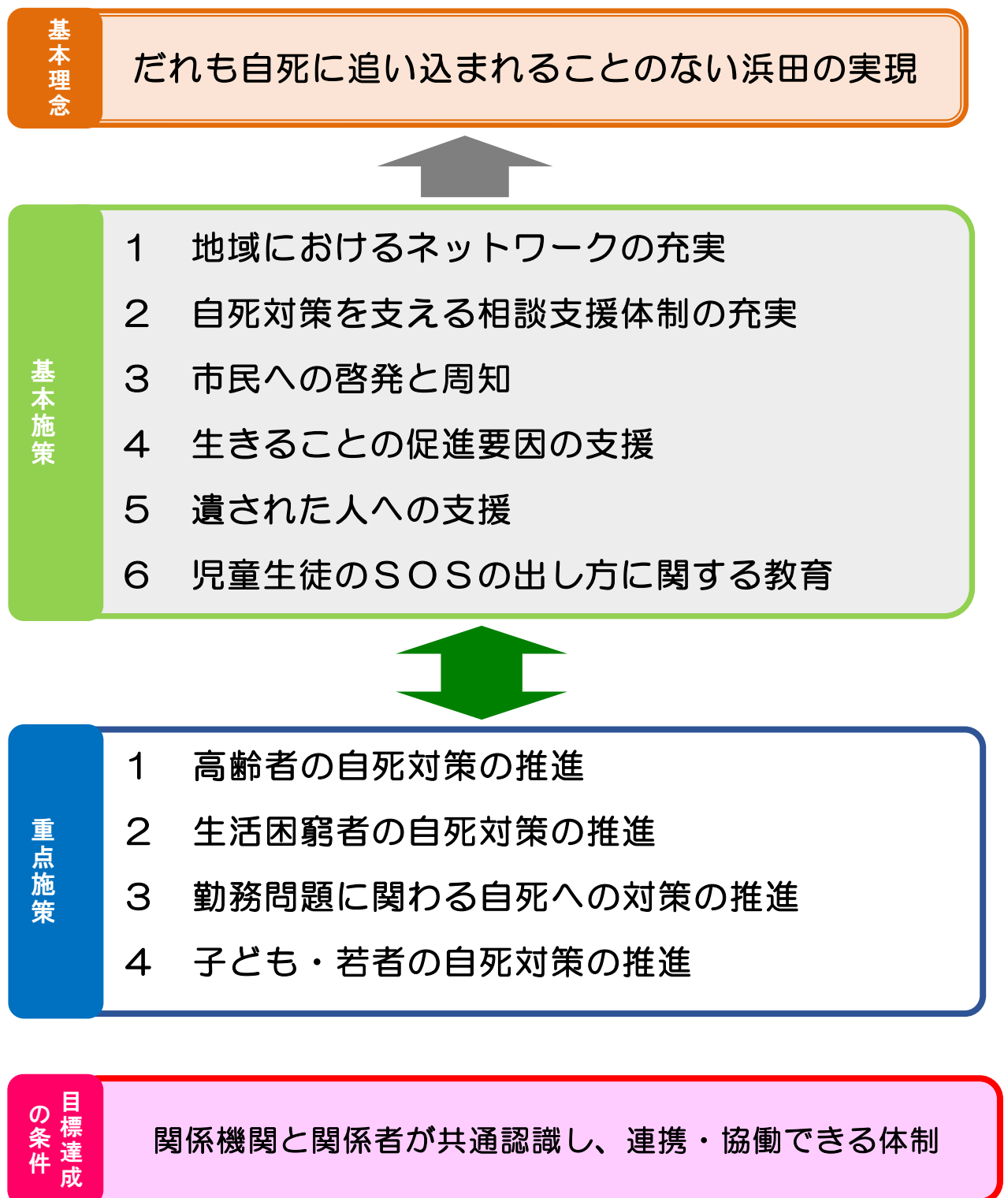
平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村で自死対策の計画を策定することとなり、今回「自死対策総合計画」として策定をするものです。

一人で悩みを抱えてしまう背景となる「自死そのものや多重債務、うつ病等の関連事象は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った認識からの脱却や、自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが社会全体の共通認識となることが求められています。このため、市及び関係機関・団体では自死や精神疾患に対する偏見をなくすよう引き続き積極的に啓発を行います。

また、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、見守り、支え合いができるようにするなど、市民や関係機関・団体が主体的に対策に取り組む必要があります。

浜田市の自死者数は減少傾向にありますが、依然として自殺死亡率は島根県より高い状況です。このため、「だれも自死に追い込まれることのない浜田の実現」を基本理念として、6つの基本施策と4つの重点施策に取り組みます。目標達成するためには、関係機関と関係者が共通認識し、連携・協働できる体制を構築していくことが重要です。

1 計画の体系



2 数値目標

平成 34 年（2022 年）までに自殺の年齢調整死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を以下のとおりとします。

○男女計の全年齢の死亡率を平成 26 年（2014 年）を中間年とする 5 年の平均と比べて 20%以上減少させる。

○男性の 40 歳から 64 歳までの壮年期の死亡率を平成 25 年（2013 年）を中間年とする 5 年の島根県の平均値の 45.4 以下とする。

（参考）

国の目標値

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させる。

島根県の目標値

平成 34 年（2022 年）までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年（2015 年）と比べて 20%以上減少させる。

3 6つの基本施策

【基本施策 1】地域におけるネットワークの充実

(1) 地域における連携の推進

- ・浜田圏域自死総合対策連絡会、浜田圏域健康長寿しまね推進会議（心の健康づくり部会）、地域職域連携推進会議等を通じ、関係機関との連携を推進します。

(2) 地域のグループや団体との連携

- ・自死遺族やグリーフケア^{※1}等死別した遺族の会の自助グループや、アルコール依存症の本人及び家族等の自助グループ、精神関連のボランティア組織等、地域のグループや団体が実施する各種事業に対して支援を行うとともに、連携を図ります。

(3) 地域資源の把握と周知

- ・地域の自助グループや団体等の発掘とその取り組み内容の把握により、地域での支える場と人材を知り、周知に努めます。

(4) 大規模災害等予期しない事象での心のケアの推進

- ・大規模災害等の際には島根県をはじめとする関係機関や医療機関との連携に努めるとともに、市民や地域のネットワークを活用し、被災者等の対象者の支援に努めます。

【基本施策 2】自死対策を支える相談支援体制の充実

(1) スクリーニング^{※2}や相談支援体制の充実

- ・相談や訪問時に、高齢者の基本チェックリストやエジンバラ産後うつ病質問票等を活用し、対象者の心の状態を把握し、必要な支援につなげます。

(2) 関係者や関係機関への情報提供と自死リスクに「気づき」、「見守り」、「つなげる」取り組みの推進

- ・子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者等に対しての関係者や関係機関により行われている事例検討会やケース検討会が自死防止につながることの理解を深め、関係機関との連携に努めます。
- ・県のゲートキーパー養成講座等を周知し、関係者の気づきを増やし、見守り、つなげる取り組みを推進します。
- ・市内で開催されている研修会や検討会において、関係機関に情報提供を行い、支援者の「気づき」「見守り」「つなげる」取り組みを推進します。

(*)用語注

- | | |
|-----------|---|
| 1 グリーフケア | 親族や家族、友人などの親しい人との死別を体験した人に寄り添い、深い悲しみから立ち直れるよう支援すること |
| 2 スクリーニング | ある集団の中から、ふるいわけ、選別すること |

(3) 医療機関との連携

- ・希死念慮^{※1}のある人やうつ病傾向の強い人に対しては、医療機関への受診を促し、適切な治療につなげます。また、受診後は、本人及び家族や医療機関との連携を密にとり、回復への支援につなげます。

(4) 関係機関とのネットワークの強化と見守りや支え合いを行う支援者の拡大

- ・地域・職域・学校等での見守りや支え合いを拡大するため、それぞれに必要な情報を提供し、支援者の拡大に努めます。
- ・あらゆる場面を通じて、自死リスクについて周知し、見守りや支え合いを行う支援者を増やす取り組みを推進します。
- ・庁内組織の心の健康づくりネットワーク会議等において、子どもから高齢者までのライフステージ^{※2}に応じた課題や、生活困窮、多重債務、過労など、分野ごとの課題を情報共有し、連携に努めます。

【基本施策 3】市民への啓発と周知

(1) うつ病予防、自死防止に関する普及啓発

- ・自死予防週間や自死対策強化月間を活用し、企画展示や関係機関と連携して普及啓発活動を実施します。
- ・パンフレットや広報、ホームページ、SNS^{※3}により、うつ病予防や自死リスクに関する情報、相談支援先等の周知を図ります。
- ・地域、職域、学校等への出前講座を開催し、普及啓発に努めます。
- ・イベントでの普及啓発を行います。

(2) 子どもから高齢者までの生涯を通じた心の健康づくりの推進

- ・睡眠・運動・ストレス・アルコール等についての正しい知識の普及啓発を図ります。特に、子どもの時期は「早寝、早起き、朝ごはん」といった規則正しい生活習慣の実践が大切であることを周知啓発していきます。

(3) 自死リスクの原因に応じた相談機関の周知

- ・原因に応じた相談機関の一覧の作成、更新、周知に努めます。また、浜田保健所が開催する会議等といった情報交換の場を活用し、連携した対応ができる体制に努めます。

(※)用語注

- | | |
|-----------|--|
| 1 希死念慮 | 自死したい、死にたいと思うこと |
| 2 ライフステージ | 人の一生における世代ごとの意。
ここでは、青少年（30歳未満）・中高年（30歳～64歳）・高齢者（65歳以上）とし、中高年には、出産、子育て、更年期など女性特有の要因から心の健康を損ないやすい時期も含んでいる。 |
| 3 SNS | Facebook, Twitter, LINE等を総称したものでソーシャルメディアのことです。Facebookで「浜田市健康情報」と検索してもらうと健康情報を発信しています。 |

【基本施策 4】 生きることの促進要因の支援

(1) 自死リスクの原因に応じた支援

① 高齢者への対策

- ・ 高齢者に対しては、高齢者の介護等に関する総合的な相談窓口である浜田市地域包括支援センターの周知を図ることにより、早期の相談対応や適切な支援につなげていきます。

② 生活困窮者への対策

- ・ 多重債務者の早期発見と債務整理等の早期解決を図るため、関係機関と連携し相談窓口から法律専門家にスムーズに引き継ぎ、多重債務者の精神的負担感の軽減と解決方法について必要な支援を行います。
- ・ 失業者には、浜田市無料職業紹介所、ハローワークなどによりきめ細やかな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関して、関係機関と連携を図ります。
- ・ 生活困窮者に対しては、生活保護やあんしん生活相談窓口を紹介します。

③ 勤務・経営に関しての対策

- ・ 事業存続の可能性がある中小企業や小規模事業所が、一時的に経営環境の悪化等の要因により安易に廃業・倒産に至らないようにするため、経営相談や制度融資等の紹介を行います。
- ・ 浜田商工会議所や石央商工会を通じて、経営の危機に直面している中小企業や小規模事業所を対象とした相談事業を紹介します。
- ・ 長時間労働や雇用不安、職場でのトラブル等、個別労働相談に対し、労使双方から気軽に相談できる体制や制度について周知を図ります。
- ・ ストレスによるうつ病傾向にある人に対しては、産業医や衛生管理者又は地域産業保健センターの保健師による相談につなげます。

④ 子ども・若者への対策

- ・ ひきこもり支援は、相談者の状態や問題に応じて、適切に必要な関係機関につなげます。
- ・ 児童虐待やDV^{*1}等の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子ども、DV等の被害者の適切な保護・支援を図るため、浜田児童相談所や女性相談センター等との連携に努めます。また、必要時、一時保護等の体制がとれるよう関係機関との連携に努めます。
- ・ 出産に対する不安や産後うつ病、育児不安など、妊娠期から出産、子育てについての様々な不安や悩みについては、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて切れ目のない支援を行います。
- ・ 経済的にも精神的にも負担が大きいひとり親に対しては、母子父子自立支援員が、きめ細かい相談に応じ、個々の状況やニーズに応じた支援に努めます。併せて、必要時、就労支援も行います。

(*)用語注

1 DV (ドメスティック・バイオレンス) 配偶者からの暴力。配偶者は、婚姻届出をしていないいわゆる「事実婚」や離婚後、引き続き暴力を受ける場合も含む。交際相手からの暴力は「デートDV」という。

⑤その他の対策

- ・民生児童委員や地域の人たちによる支え合いや、見守りの体制づくりを推進し、配慮を要する方への適切な支援につながるよう連携に努めます。
- ・悩みを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、24 時間 365 日の無料電話相談（よりそいホットライン）を周知するほか、全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）の周知を行います。

(2) 人と人との交流を通じ、つながりや生きがいを感じられる地域づくり

- ・市民が自分の居場所や役割を見出し、安心した生活が送れるよう、子どもから高齢者まで集える場の提供、支援を行います。
- ・高齢者に対しては、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要であり、高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた介護予防の取り組みを促進します。
- ・地域の主体的なまちづくり活動を支援し、市民が安心して暮らせる地域社会を目指します。

【基本施策 5】 遺された人への支援

(1) 自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援

- ・自死遺族やグリーフケアの団体が開催する定例会や講演会の開催、啓発活動などの各種事業の周知や後援等を行います。
- ・自助グループからの相談やニーズ把握を行いながら、寄り添った支援を行います。

(2) 各種支援情報の提供

- ・大切な人を亡くされた遺族に対し、手続き等で訪れる関係窓口の担当者が、遺族の心情に配慮のない言動をとり、遺族がより深い悲しみを受けるようなこと（二次被害）を引き起こさないよう、相手の立場に立った対応ができるよう周知に努めます。
- ・各種相談先の情報や、相談会の開催等、自死対策の関連情報を市の広報やホームページに掲載し、自死遺族の方に対して情報を周知することに努めます。

【基本施策 6】 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

(1) いじめを苦にした自死を未然に防ぐ

- ・ いじめ防止対策推進法、いじめの防止に関する基本的な方針、浜田市いじめ防止基本方針による取り組みを推進します。いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを共通理解し、周知徹底に努めます。
- ・ 支援者は児童生徒が相談しやすい雰囲気や場所を設けることや、電話相談の周知を図ります。
- ・ 発達障がいや性的マイノリティ^{※1}等により、周囲の環境になじめない児童生徒を発見した際には、必要な支援を講じます。
- ・ 教職員向けに開催する研修会において、市内の児童生徒の実態や、全国的な若者の自死の実態やリスク、ＳＯＳの出し方に関する教育等の情報を提供し、教職員の理解の促進を図ります。
- ・ 子どもが困難やストレスに直面したときにＳＯＳを他者に表出でき、適切に対処できる力や生きる力を身につけられるよう、思春期からの心身の発達や心の健康の保持増進に関する指導、講座を開催します。
- ・ 子ども一人ひとりに命について考える機会をもち、命の大切さの教育を設けます。

(2) 安心な居場所づくりの支援

- ・ 青少年サポートセンター等での居場所づくりや社会体験等の支援事業を実施し、子どもや若者の内的エネルギーを高める支援を行います。
- ・ スクールソーシャルワーカー^{※2}やスクールカウンセラー^{※3}などを活用し、子どもの相談しやすい体制づくりを促進します。
- ・ 地域における相談先の情報を掲載したリーフレットなどの配布により、相談先の周知を図ります。

(3) 一人ひとりの個性の尊重

- ・ 児童生徒を対象にした人権教育により、一人ひとりの個性を尊重できる心をはぐくみます。
- ・ 発達障がいや性的マイノリティ等への理解を促し、当事者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(※) 用語注

- | | |
|-----------------|---|
| 1 性的マイノリティ | 異性愛を一般的としている社会から少数とされる同性愛者や両性愛者、性同一性障がいなどの人々のこと。 |
| 2 スクールソーシャルワーカー | 子どもと家族を支えるために、子どもの家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。 |
| 3 スクールカウンセラー | 教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家。 |

4 4つの重点施策

【重点施策1】高齢者の自死対策の推進

高齢者の現状と課題

平成24年から平成28年までの5年間の合計の自死者数76人でみると、浜田市の自死者のうち、60歳以上の人は、男性33人、女性7人、合計40人であり、全体の53%を占めています。

平成30年8月1日の住民基本台帳データによると、65歳以上の高齢者の世帯構成員割合の状況をみても、独居世帯が31%、高齢者世帯が41%であり、72%が高齢者のみの世帯構成です。

高齢者は加齢に伴う身体機能の低下や新たな病気の発症等で、介護や生活困窮等の問題を抱え込むケースが多くみられます。また、家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立してしまうケースでは自死リスクが高まる恐れがあります。

高齢者の自死を防止するには、高齢者本人のみならず、家族や地域、関係機関等の支援者が連携し、対策に取り組んでいく必要があります。

高齢者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知の充実

- ・地域包括支援センターを中心に相談先等の情報を掲載した啓発リーフレット等を配布します。
- ・独居高齢者や高齢者世帯等への訪問活動を通じて、困りごとを抱える住民を早期に発見し、必要な相談、支援につなげます。
- ・民生児童委員、公民館、自治会等との連携を強化します。

(2) 支援者の「気づき」の力を高める

- ・心の健康づくりや、自死リスクをテーマにした出前講座や健康教室等を実施します。
- ・自死リスクに関する情報提供を行い、自死リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応に努めます。

(3) 支援者を支える見守りと適切な支援の充実

- ・認知症の受診、介護等に関する相談等、市民の様々な悩みに地域包括支援センターの職員が対応し、高齢者を抱える家族の不安や負担の軽減を図ります。
- ・認知症の当事者とその家族や支援者等認知症に関心のある市民が交流できる場を設けて、課題の解決や悩みの解消を図ります。
- ・身体面の虚弱な高齢者や援護を必要とする高齢者が安心して自立した生活を地域で送れるよう各種生活支援サービスを提供します。

(4) 生きがいと役割が実感できる居場所や通いの場を通じた地域づくりの推進

- ・介護予防に資する住民主体のグループ活動（運動、栄養、認知症予防等）への支援を実施します。
- ・地域サロン活動への支援を実施し、地域での孤立化を防止します。

【重点施策 2】生活困窮者の自死対策の推進

生活困窮者の現状と課題

生活困窮は、リストラ、倒産等による失業や、パート労働者などの低賃金、病気による就労困難、ひとり親家庭やDV被害者等での経済困窮、借金など様々な原因により陥ります。

生活困窮者や生活保護受給者の自死のリスクは深刻であり、生活困窮者による自死を防ぐには、生活保護等の経済的な支援に加えて、就労支援や疾患に対する治療等、関係機関が連携し支援していく必要があります。生活困窮者の中には適切な支援制度につながらず、自死へのリスクを抱えこんでしまう人は少なくありません。これらの人を早い段階で発見するとともに、問題が深刻化する前に支援へとつなぐ取り組みを推進します。

生活困窮者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 生活困窮者が相談しやすい環境や支援先の周知を図る

- ・失業、借金、病気等により生活困窮となる原因に応じた各種相談機関の周知を実施します。
- ・支援者は、相談しやすい雰囲気努め、問題の原因の整理と方策について相談者と一緒に検討します。

(2) 生活困窮者への必要な支援を行い、生きづらさの軽減を図ります

- ・必要に応じて、社会福祉協議会が実施している生活支援や、生活保護、法律相談等の制度の活用による支援を実施します。
- ・ハローワーク等への相談による職業相談を実施するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関して、関係機関と連携を図り対応します。
- ・ひとり親家庭、DV被害者等に対する支援を実施します。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する制度を紹介します。

(3) 支援が必要な人を早期に支援へとつなぐための取り組みの推進

- ・地域の民生児童委員や地域、職域、学校等での見守りと気づきによる取り組みを推進します。
- ・DV等の発生予防、早期発見、早期対応等、児童相談所や女性相談等関係機関との連携を強化します。
- ・学校から家庭へ就学援助資金等経済的支援に関するチラシ等の配布及び周知を行います。

(4) 関係諸機関の切れ目ない連携による取り組みの推進

- ・民生児童委員や主任児童委員等に心の健康づくりや自死対策に関する知識の普及を図り、住民主体の気づきや見守りが出来るよう地域の取り組みを支援します。
- ・医療従事者、法律専門家、商工会議所、商工会等の関係職員、生活保護担当部署、社会福祉協議会の生活支援、保健所等関係機関のスムーズな情報共有と連携による自死防止の推進を図ります。

【重点施策 3】勤務問題に関わる自死への対策の推進

勤務問題の現状と課題

従業員では、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や、多重債務、家庭内不和などの問題が発生し、最終的に自死のリスクが高まるケースが少なくありません。一方、雇用主である、経営者もリーマンショック後の経営状況の悪化、倒産、多重債務などにより自死に追い込まれたケースがありました。また、小規模事業所では従業員のメンタルヘルス対策の遅れが指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先、支援先につながるよう、相談体制の強化や、相談機関の周知を図るとともに、自死リスクを生まないような労働環境を整備することが大切です。

経営者、労働者一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けることのできるように経営状態の安定と職場環境づくりを推進します。

勤務問題の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 勤務問題による自死リスクの低減に向けた相談体制の充実

- ・職場におけるストレスチェック等の実施による、職場のストレス要因の把握と対応を図ります。
- ・セクシュアルハラスメント^{*1}、マタニティハラスメント^{*2}、パワーハラスメント^{*3}等の相談窓口を周知します。
- ・関係機関と連携し、心の健康づくりの推進体制づくりや研修会を開催します。

(2) 相談機関の周知の充実

- ・法律相談等、相談できる機関の周知を実施します。
- ・心の健康づくりや、自死リスクに関する健康教育等を実施します。
- ・個別相談等による、保健所のこころの相談や、医療機関等を紹介し、適切な関係機関につなげます。
- ・経営者に対する相談機関の周知を行います。

(※) 用語注

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | セクシュアルハラスメント | 性的な言動による嫌がらせ行為。 |
| 2 | マタニティハラスメント | 妊婦に対して行われる嫌がらせ行為。 |
| 3 | パワーハラスメント | 職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。上司が部下に行うものや、高い職能をもつものがそうでない者に対して行う行為。 |

(3) 健康経営の理念の普及

- ・出前講座等を通じて、働き方改革等職場におけるワークライフバランスや健康経営についての基本理念を啓発します。
- ・有給休暇、育児、介護休暇等の必要な休暇の取得がしやすい環境づくりを推進します。
- ・職場復帰訓練等、メンタル不調で休業した労働者が職場復帰しやすい、働きやすい職場環境の整備を推進します。
- ・事業主を対象とした、心の健康づくりに対する知識の普及啓発を実施します。

【重点施策 4】 子ども・若者の自死対策の推進

子ども・若者の現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、親子の孤立化、産後に育児不安を持つ養育者が増えています。子どもへの過剰な期待や、無関心、虐待等、愛着形成が確立できないことによる、子どもの自己肯定感の低下等が問題になっています。また、発達障がいや性的マイノリティ等により生きづらさを抱えた若者やひきこもり等について顕在化してきています。また、SNS等のメディアの普及により、子ども・若者をめぐる問題は、複雑化・閉鎖化・拡大化しています。

さらに、ひきこもりの長期化等により親が高齢化し、支援につながらないまま孤立し、様々な問題が深刻化する、いわゆる「8050（はちまるご~~ろ~~まる）問題^{*1}」等の問題も今後課題となってきます。

子ども・若者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

(1) 相談しやすい環境整備

- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおいて、妊娠期から出産・育児期までの切れ目のない支援を行います。
- ・乳幼児健診、発達クリニック、保育所巡回訪問等により子どもの発達に関する相談の機会の提供と充実を図ります。
- ・学校現場でのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用による相談体制の充実に努めます。
- ・青少年サポートセンター、保健所、心と体の相談センター、専門医、学校と家庭との情報共有等に努めます。
- ・学校、家庭、地域、専門機関等との連携を図ります。
- ・こころの相談等の相談できる場の紹介を実施します。
- ・ひきこもりの会等といった当事者や家族が集え、相談できる場の紹介を実施します。
- ・「ヤングテレホン/けいさついじめ 110 番」、「みこびーヤングメール」等の相談窓口を周知します。

(※) 用語注

1 8050 問題 ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50 歳の子を 80 歳の親が面倒をみている家庭が増えているという社会問題をいう。

- ・ 青少年サポートセンターやしまね若者サポートステーション^{※1}等の関係機関と連携し、若者のひきこもり、未就労者への職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援を行います。

(2) 安心できる居場所の確保

- ・ 放課後の居場所、公民館活動、子育て支援センター、子育てサロン等地域の集いの場の提供による居場所の確保に努めます。
- ・ 青少年サポートセンターによる不登校児やひきこもりの人に対する居場所づくりや社会体験等の支援事業を実施します。

(3) 睡眠、休養等のよい生活習慣や生活リズムの獲得

- ・ 乳幼児健診における睡眠時間の確保等の指導等、生活習慣確立に向けて養育者への理解と実践に向けた取り組みにつながるよう支援します。
- ・ 保護者、学童、生徒向け出前講座等による生活習慣確立に向けての意識啓発を行います。
- ・ 若者の睡眠時間や活動時間等の生活習慣の確立に向けての周知の充実を図ります。
- ・ メディアとの関わり方についての普及啓発を実施します。

(※) 用語注

1 しまね若者サポートステーション 15歳から40歳前半までの働くことに不安や悩みを抱える若者の総合相談窓口。

平成 31 年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

平成 31 年度事業費納付金及び標準保険料率等の本算定結果が県から通知されました。

浜田市事業費納付金：1,534,059,708 円（一般被保険者分）

（医療分 1,174,924,524 円 支援金分 281,165,580 円 介護分 77,969,604 円）

対 30 年度増減 46,124,946 円 ▲14,775,735 円 6,004,113 円

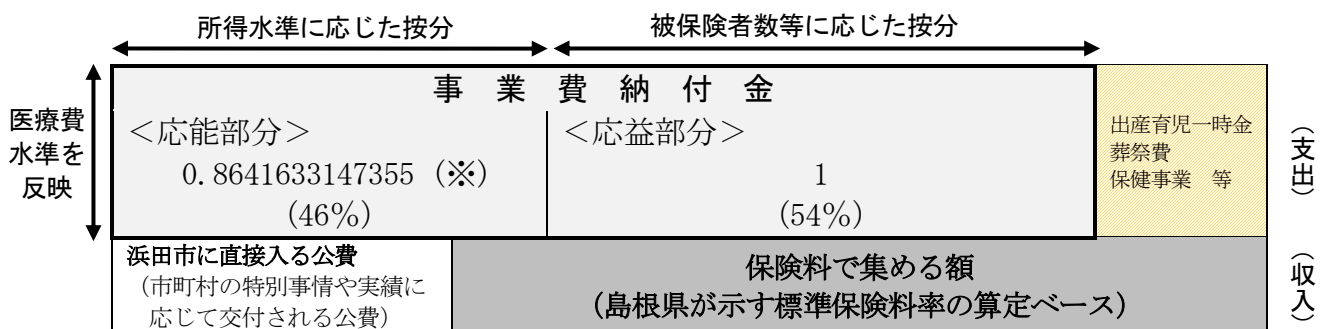
	被保険者数 (一般)	一人当たり 所得額	医療費指数 (国平均=1)	平成 31 年度	平成 30 年度	増減 A-B
				一人当たり 保険料 収納必要額 A	一人当たり 保険料 収納必要額 B	
浜 田 市	10,367 人	442,430 円	1.2326	140,270 円	130,166 円	10,104 円

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

平成 31 年度事業費納付金の傾向

- ・ 県全体の保険給付費見込額は、被保険者数の減少に対して一人当たり医療費の増加を勘案し、平成30年度（本算定）とほぼ同額と推計されている。
（推計額約520億円、前年度比約2億7,800万円減）
- ・ 県全体の前期高齢者交付金概算交付額が約12億4,000万円減少したこと、浜田市における同交付金の前々年度精算額約5,000万円が平成31年度事業費納付金に加算されることが影響し、医療分（一般）の事業費納付金額は平成30年度（本算定）と比較し約4,600万円の増となる。

◆市町村毎の事業費納付金額算定方法（医療分一般の場合）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準=0.8641633147355

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金	納付金対象外 経費	浜田市に直接 入る公費	保険料で集める額	標準的な 収納率	必要な 保険料総額
医 療 分	1,174,924,524 円	126,230,800 円	= 438,276,085 円	862,879,239 円	96.10%	897,897,232 円
支 援 金 分	281,165,580 円	1,133,000 円	= 25,377,814 円	256,920,766 円	96.10%	267,347,311 円
介 護 分	77,969,604 円	400,000 円	= 6,524,417 円	71,845,187 円	96.22%	74,667,623 円
合 計	1,534,059,708 円	127,763,800 円	= 470,178,316 円	1,191,645,192 円		1,239,912,166 円

◆平成 31 年度浜田市標準保険料率（本算定）

(1) 医療分＋支援金分

区分			標準保険料 (50 : 50)	平成30年度	対30年度比較
医療分 ＋ 支援金分	応能割	所得割	12.75%	11.93%	0.82ポイント
	応益割	被保険者均等割	39,340円	35,400円	3,940円
		世帯別平等割	25,070円	24,600円	470円
	賦課限度額		77万円	77万円	0万円
医療分	応能割	所得割	9.81%	8.88%	0.93ポイント
	応益割	被保険者均等割	30,314円	26,200円	4,114円
		世帯別平等割	19,318円	18,200円	1,118円
	賦課限度額		58万円	58万円	0万円
支援金分	応能割	所得割	2.94%	3.05%	▲0.11ポイント
	応益割	被保険者均等割	9,026円	9,200円	▲174円
		世帯別平等割	5,752円	6,400円	▲648円
	賦課限度額		19万円	19万円	0円

(2) 介護分

区分			標準保険料 (50 : 50)	平成30年度	対30年度比較
介護分	応能割	所得割	2.30%	1.98%	0.32ポイント
	応益割	被保険者均等割	9,755円	8,000円	1,755円
		平等割	4,296円	3,800円	496円
	賦課限度額		16万円	16万円	0円

・課題：標準保険料率どおりに賦課・徴収しても、必要な保険料が確保できるとは限らない。⇒原因：賦課限度額を超える部分の所得控除が少ないため⇒対応：市で算定する

◆浜田市一人当たりの保険料率計算指数

(1) 医療分

被保険者数 一般被保険者	世帯数	一般被保険者 一人当たり 所得額	所得指数を 指数化	世帯数 / 被 保険者数を 指数化	医療費指数 (国平均=1)	納付金方式 導入による 影響
10,367 人	6,972	442,430 円	0.8836	1.0733	1.2326	1.1806

(2) 支援金分

納付金方式導入 による影響
0.9579

(3) 介護分

納付金方式導入 による影響
0.9500

(4) 一人当たりの前期高齢者交付金

平成 31 年度 (理論値)	平成 30 年度 (理論値)	増減
202,288 円	205,347 円	▲3,059 円

※（県平均=1.000）

※納付金算定における寄与度⇒医療費指数＞所得指数＞世帯数等の指数

- ・要因 1：納付金方式導入による影響
- ・要因 2：前期高齢者交付金算定方法変更

浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について

今年度策定することとしております、浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、有識者、住民代表、事業者及び行政（市・県）で構成する「浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会」において、検討を進めております。このほど、第 3 回策定委員会において、計画（案）の取りまとめを終えたことから、その内容について報告します。

なお、当該計画（案）については、現在、パブリックコメント（意見公募）を実施しており、今後、この結果を踏まえ策定委員会において、最終計画を取りまとめしていくこととしております。

1 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）

別冊のとおり。

2 主な計画の内容（構成）

(1) 第 1 章 基本的事項

（計画の目的、計画の期間、地球温暖化の動向等）

(2) 第 2 章 現状と課題

（温室効果ガス排出量の状況、これまでの取組、課題の整理等）

(3) 第 3 章 計画の目標

（目指す将来像等）

(4) 第 4 章 政策

（省エネ(家庭、産業・業務、交通・運輸)、再エネ、環境教育・人材育成等）

(5) 第 5 章 計画の推進

（推進体制と役割、進行管理）

(6) 資料編

（策定委員名簿、経過、アンケート調査結果、温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入に関する参考目標、用語の解説）

3 策定体制

＜浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会＞

区 分	選 出 枠	人数
有 識 者	島根県立大学、エネルギーコンサルタント 島根県地球温暖化防止活動センター	3 名
住民代表	浜田市地球温暖化対策地域協議会、浜田市環境審議会、島根県立大学（学生）	3 名

事業者	浜田商工会議所、石央商工会、石央森林組合 社団法人浜田自動車協会、社団法人島根県建築士事務所協会浜田支部、市内エネルギー供給事業者	6名
行政	島根県環境政策課、浜田市地域政策部、 浜田市市民生活部	3名

合計 15 名

<会議の状況>

平成 30 年 8 月 30 日（木） 第 1 回策定委員会
平成 30 年 10 月 30 日（火） 第 2 回策定委員会
平成 30 年 11 月 16 日（金） 部会長会議
平成 30 年 12 月 21 日（金） 第 3 回策定委員会

4 パブリックコメント（意見公募）

(1) 閲覧及び意見募集期間

平成 31 年 1 月 7 日（月）～平成 31 年 2 月 8 日（金）

(2) 閲覧場所

- ・本庁環境課及び各支所市民福祉課（8：30～17：15）
- ・中央図書館（9：00～19：00）

※閉庁日・閉館日を除く

※浜田市ホームページでも閲覧できます。

5 今後のスケジュール（予定）

平成 31 年 2 月 パブリックコメント意見取りまとめ
平成 31 年 2 月 第 4 回策定委員会
平成 31 年 3 月 計画策定

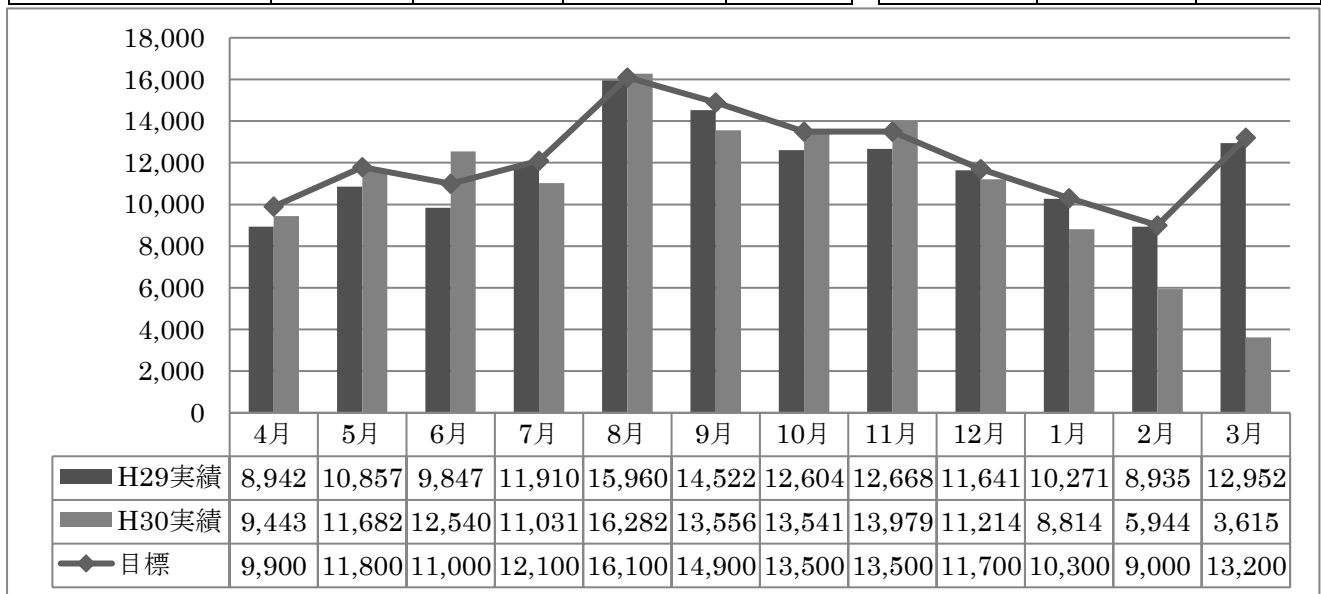
萩・石見空港の状況について（報告）

1 平成 30 年度の利用実績について（1 月 15 日時点、第 4 四半期は予約を含む）

第 3 四半期（10 月～12 月）は、前年実績を 1,821 席上回り、目標を達成しました。第 4 四半期は、着実に予約数を伸ばしており、年間目標の 147,000 席に対し、残り 12,703 席となっています。

（単位：席）

H30 年度	目標	H30 実績	目標値に対する差		H29 実績	前年比較	
第 1 四半期 (4 月－6 月)	32,700	33,665	965	103.0%	29,646	4,019	113.6%
第 2 四半期 (7 月－9 月)	43,100	40,869	▲2,231	94.8%	42,392	▲1,523	96.4%
第 3 四半期 (10 月－12 月)	38,700	38,734	34	100.1%	36,913	1,821	104.9%
第 4 四半期 (1 月－3 月)	32,500	21,029 予約含む	▲11,471		32,158	▲11,129	
合計	147,000	134,297	▲12,703		141,109	▲6,812	



2 浜田市独自の萩・石見空港利用促進補助金の実績について（12 月末時点）

4 月～12 月の申請状況合計は前年対比 105.9%となりました。

（単位：席）

申請月	65 歳以上		65 歳未満		サポーター企業		合計席数	前年対比
	往復	片道	往復	片道	往復	片道		
4 月～12 月	771	50	1,033	84	1,320	98	6,480	105.9%

平成30年度 ふるさと寄附について

12月寄附額 12億5,896万4千円（対前年同月比100.7%）

○年度別実績及び累計額

平成30年12月31日現在

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月まで累計	合計
金額 (千円)	30	51,934	55,595	72,085	53,658	54,714	82,549	147,339	213,791	527,299	0	0	0	1,258,964	1,258,964
	対前年比	63.7%	57.4%	111.3%	87.9%	96.7%	78.5%	63.3%	146.4%	129.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.7%	92.4%
	29	81,525	96,830	64,746	61,071	56,587	105,100	232,933	146,072	405,799	36,167	31,885	43,486	1,250,663	1,362,202
	28	72,375	66,643	66,375	76,542	73,350	110,675	160,338	251,030	581,424	48,397	57,310	90,905	1,458,752	1,655,364
	27	164,437	131,184	119,081	110,721	131,669	122,221	172,904	270,938	701,870	49,195	56,073	63,280	1,925,025	2,093,573
件数 (件)	30	2,350	2,720	3,016	3,095	2,839	4,213	7,177	10,020	25,109	0	0	0	60,539	60,539
	対前年比	60.1%	56.4%	87.4%	96.5%	95.9%	85.3%	76.4%	147.7%	153.6%	0.0%	0.0%	0.0%	108.5%	99.4%
	29	3,912	4,820	3,452	3,207	2,961	4,938	9,393	6,783	16,343	1,528	1,519	2,020	55,809	60,876
	28	3,704	3,155	3,646	3,695	3,723	5,546	7,812	11,576	23,234	2,285	2,800	4,724	66,091	75,900
	27	10,105	7,596	7,020	6,739	7,575	6,077	8,823	13,354	29,754	2,607	3,126	3,490	97,043	106,266
用途	第1号 石見神楽等の伝統芸能の継承							342,296	27.2%	第4号 青少年の健全育成				228,117	18.1%
	第2号 自然環境並びに歴史的・文化的資源の保全・活用							213,394	16.9%	第5号 その他市長が必要と認める				312,484	24.8%
	第3号 高齢者福祉及び地域医療の充実							162,673	12.9%	合 計				1,258,964	100.0%

～ふるさと寄附トピックス～

ふるさと寄附金 12億円突破！昨年比100%超え！

2018年の寄附金が12億5800万円となりました。

★対前年同月比：129.9%（4月からの累計比100.7%）



ガバメントクラウドファンディング目標額到達！/防犯カメラ増設

防犯カメラ増設のため、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施しました。

■寄附実績 寄附額 **7,254,000円** 寄附件数 220件

※目標設定額 450万円（カメラ10台分） 受付期間：12月31日まで

★上記寄附金から必要経費を差し引き、1月に補助金として交付します。

特産品の見直し

平成30年10月16日付で総務省から通知があり、取り扱い産品の見直しを行いました。

■見直し品：邑南町特産品、石見麦酒地ビール、邑南町地酒、はちみつ

■見直し理由：地場産品（地元産、地元加工）の基準から外れるため

※12月31日までの受付をもって、終了しました。

優良乳用牛導入支援事業の状況について

平成 30 年度より開始した優良乳用牛導入支援事業について、現在の状況と今後の支援内容について報告します。

1 事業の概要

優良乳用牛導入支援事業については、浜田市三隅町に開設予定の大規模酪農牧場について、国産の優良な乳用牛（初妊牛）を北海道から定期的に導入し、操業初期において安定的な牛乳生産と計画的な酪農経営を行えるよう支援する事業で、平成 30 年度は乳用牛購入費から 58 万円を控除した金額の 1/2 を補助する予定としておりました。

2 今年度の導入の状況

平成 30 年 6 月	外国産（オーストラリア）	200 頭
平成 31 年 2 月	外国産（オーストラリア）	210 頭（予定）
	（平成 30 年度 国産	0 頭）

3 今後の導入の計画

平成 31 年度	国産（北海道）	504 頭
	外国産	未定
（平成 32 年度以降も継続して乳用牛は導入されます）		

4 今後の支援

上記酪農牧場においては、今年 4 月の本格操業に向けて、毎月定期的に乳用牛の導入を計画されています。しかし、国産乳用牛の価格は昨年度と比較してさらに高騰しており、輸送費等の諸経費を加えると、平均価格で 1 頭あたり 100 万円を超えており、さらに優良な乳用牛となると 1 頭あたりの購入費は 120 万円を超えております。

そのため、平成 31 年度より国産乳用牛の購入については 1 頭あたりの補助額を増額する予定としております。

漁業別水揚げについて

〈平成30年12月〉

平成31年2月4日
議会全員協議会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：1,117トン（前年比：79%、-294トン） 水揚金額：4億6,065万円（前年比：94%、-3,155万円）

【地元沖合底びき網漁業】 水揚量：400トン（前年比98%）
水揚金額：1億9,517万円（前年比91%）

☆エテカレイ

〈H29.12〉37トン・平均単価365円/kg ⇒ 〈H30.12〉68トン・平均単価368円/kg

☆ミズカレイ

〈H29.12〉38トン・平均単価723円/kg ⇒ 〈H30.12〉31トン・平均単価473円/kg

☆レンコダイ

〈H29.12〉53トン・平均単価371円/kg ⇒ 〈H30.12〉44トン・平均単価327円/kg

☆スルメイカ

〈H29.12〉15トン・平均単価590円/kg ⇒ 〈H30.12〉5.5トン・平均単価272円/kg
昨年同月よりエテカレイの水揚げは増加したが、ミズカレイ・レンコダイ・スルメイカ等の水揚げが減少したため、全体の水揚量・金額は減少した。

【地元中型まき網漁業】 水揚量：187トン（前年比38%）
水揚金額：4,415万円（前年比62%）

☆サバ

〈H29.12〉303トン・平均単価90円/kg ⇒ 〈H30.12〉33トン・平均単価155円/kg

☆マアジ

〈H29.12〉157トン・平均単価203円/kg ⇒ 〈H30.12〉112トン・平均単価262円/kg

☆サワラ

〈H29.12〉28トン・平均単価343円/kg ⇒ 〈H30.12〉9.1トン・平均単価290円/kg

昨年同月よりサバ・マアジ・サワラの水揚げが減少し、全体水揚量・金額ともに大幅に減少した。また、時化で出漁できない日が多くあった。

【大中型まき網漁業】 水揚量：336トン（前年比84%）
水揚金額：6,270万円（前年比61%）

☆ブリ（マルゴ含む）

〈H29.12〉182トン・平均単価395円/kg ⇒ 〈H30.12〉1.2トン・平均単価546円/kg

☆ワカナ

〈H29.12〉8.8トン・平均単価200円/kg ⇒ 〈H30.12〉5トン・平均単価196円/kg

昨年同月よりブリ・ワカナの水揚げが減少し、全体水揚量・金額ともに減少した。

【小型いか釣（5トン以上）】 水揚量：24トン（前年比278%）
水揚金額：3,559万円（前年比365%）

☆ケンサキイカ

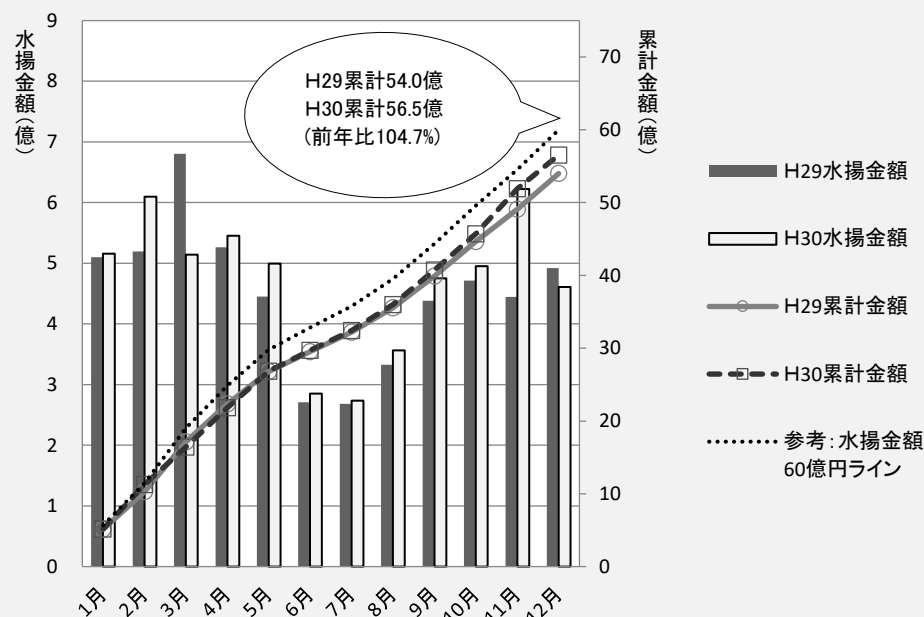
〈H29.12〉3.6トン・平均単価1,814円/kg ⇒ 〈H30.12〉23.9トン・平均単価1,477円/kg

☆スルメイカ

〈H29.12〉5.2トン・平均単価627円/kg ⇒ 〈H30.12〉0.36トン・平均単価437円/kg

昨年同月よりスルメイカの水揚げは減少したが、ケンサキイカの水揚げが増加したため、全体水揚量・金額は大幅に増加した。

H29・H30 水揚金額



平成29年 平成30年 漁業別水揚げ比較表

12月

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	29	407,780.3	98.1	197,640,342	91.4	213,451,609
	30	400,154.2		180,716,596		195,173,968
02 沖合底曳網(地元外)	29	45,849.8	118.4	22,455,870	113.6	24,252,351
	30	54,266.0		25,504,665		27,545,042
03 小型底曳網	29	0.0	-	0	-	0
	30	0.0		0		0
04 大中型旋網	29	399,923.0	84.0	94,736,646	61.3	102,315,577
	30	335,946.0		58,057,031		62,701,595
05 中型旋網(地元船)	29	495,295.5	37.7	65,558,279	62.4	70,802,940
	30	186,901.3		40,883,461		44,154,141
06 中型旋網(地元外)	29	0.0	-	0	-	0
	30	0.0		0		0
07 小型いか釣(5t以上)	29	8,793.0	278.4	9,027,070	365.1	9,749,236
	30	24,479.0		32,954,840		35,591,226
08 いか釣(5t未満)	29	678.0	113.0	798,280	126.2	862,142
	30	766.0		1,007,280		1,087,862
09 大型定置網	29	5,568.4	1,307.4	1,146,010	1,305.3	1,237,691
	30	72,799.2		14,958,790		16,155,498
10 小型定置網	29	0.0	-	0	-	0
	30	0.0		0		0
11 しら網	29	0.0	-	0	-	0
	30	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	29	1,434.8	149.3	4,069,055	130.8	4,394,576
	30	2,142.7		5,322,578		5,748,387
13 一本釣(国府)	29	322.7	128.2	845,600	111.0	913,249
	30	413.8		938,510		1,013,594
14 一本釣(長浜)	29	1,086.7	82.9	2,461,065	87.3	2,657,949
	30	900.8		2,147,900		2,319,731
15 一本釣(津摩)	29	779.8	368.5	1,134,900	252.8	1,225,692
	30	2,873.4		2,869,020		3,098,542
16 一本釣(三隅)	29	546.6	231.6	815,310	185.8	880,535
	30	1,265.8		1,514,710		1,635,888
17 一本釣(江津)	29	269.4	1,911.9	464,710	624.8	501,887
	30	5,150.6		2,903,280		3,135,544
18 近隣支所	29	13,396.2	29.3	3,599,850	78.5	3,887,839
	30	3,923.0		2,824,100		3,050,028
19 その他	29	1,709.4	75.1	1,269,810	72.4	1,371,397
	30	1,283.7		919,720		993,299
20 陸送	29	27,905.6	86.0	49,709,440	106.6	53,686,190
	30	23,989.4		53,000,772		57,240,830
合計	29	1,411,339.2	79.2	455,732,237	93.6	492,190,860
	30	1,117,254.9		426,523,253		460,645,175
前年度との増減		-294,084.3		-29,208,984		-31,545,685

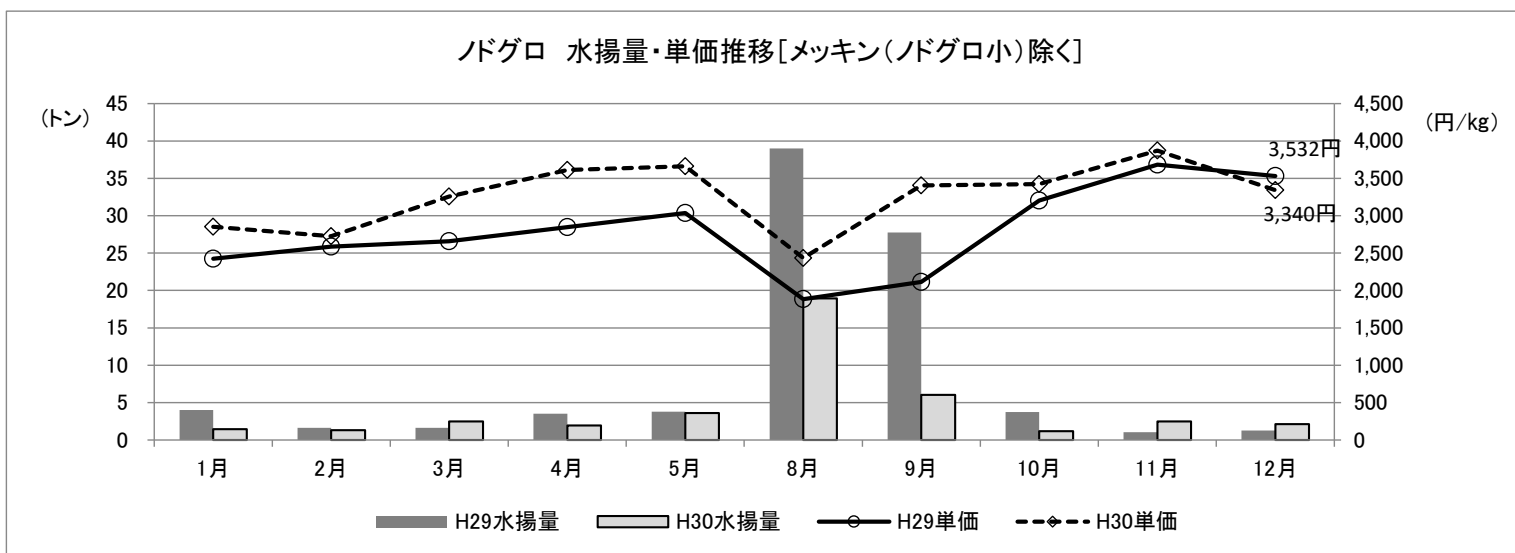
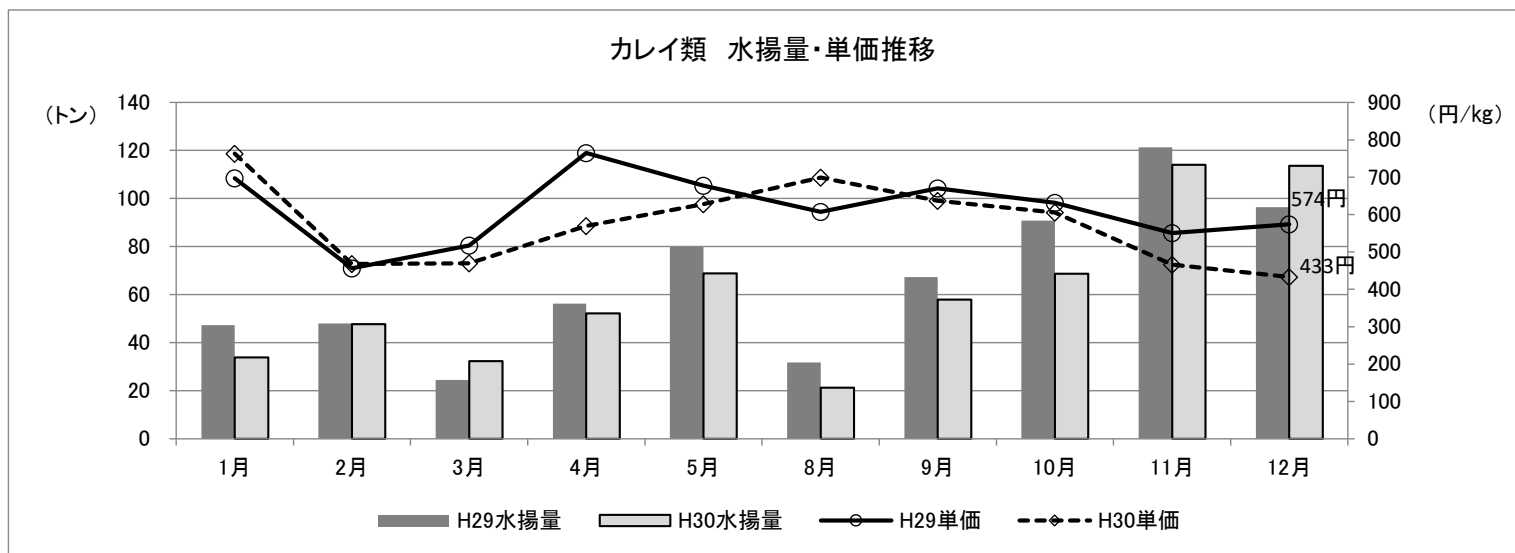
1月～12月累計

数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
3,361,506.5	96.7	1,759,568,101	86.1	1,900,333,936
3,249,216.4		1,515,133,076		1,636,344,085
358,768.7	127.2	184,816,165	114.9	199,601,504
456,484.9		212,427,096		229,421,315
4,960.5	426.6	2,606,010	502.7	2,814,491
21,160.2		13,100,286		14,148,319
7,268,824.0	93.1	1,229,891,528	97.6	1,328,282,853
6,766,604.5		1,200,097,804		1,296,105,631
5,094,998.2	123.9	767,351,914	108.7	828,740,081
6,314,035.8		834,256,496		900,997,037
130,405.0	2,277.1	28,714,675	1,400.6	31,011,847
2,969,407.3		402,166,030		434,339,314
168,610.7	157.5	179,493,510	130.2	193,852,978
265,573.5		233,610,970		252,299,811
8,378.0	125.8	10,078,100	97.5	10,884,347
10,538.0		9,824,090		10,610,013
324,897.6	137.6	73,075,607	142.6	78,921,683
446,946.7		104,197,453		112,533,306
59,505.8	54.4	17,703,854	72.6	19,120,175
32,381.5		12,853,097		13,881,363
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
26,501.8	154.6	37,816,095	147.5	40,841,386
40,976.9		55,762,209		60,223,192
17,750.6	90.1	19,094,613	109.3	20,622,188
15,988.4		20,866,936		22,536,313
31,933.9	74.5	29,088,287	85.4	31,415,350
23,804.1		24,827,798		26,814,035
35,619.8	98.2	30,253,302	99.3	32,673,567
34,977.3		30,035,674		32,438,543
35,755.8	78.8	25,069,000	90.0	27,074,510
28,170.5		22,557,306		24,361,911
4,057.3	463.2	4,327,360	336.7	4,673,552
18,795.2		14,569,098		15,734,632
207,128.0	61.1	58,140,682	72.0	62,791,952
126,561.6		41,857,882		45,206,531
21,178.4	133.2	12,714,819	116.2	13,732,019
28,214.7		14,774,435		15,956,400
287,098.4	71.1	530,185,264	88.8	572,600,112
204,243.2		470,842,889		508,510,322
17,447,879.0	120.7	4,999,988,886	104.7	5,399,988,531
21,054,080.7		5,233,760,625		5,652,462,073
3,606,201.7		233,771,739		252,473,542

平成31年2月4日
議 会 全 員 協 議 会 資 料 No. 2
産 業 経 済 部 水 産 振 興 課

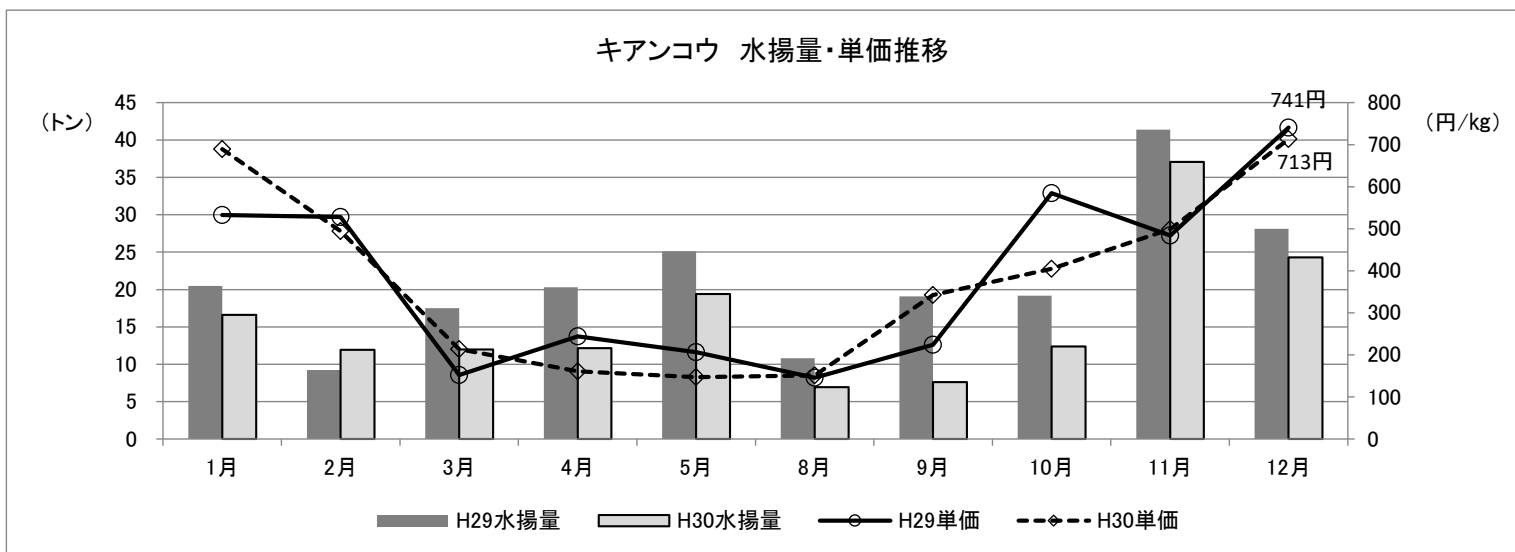
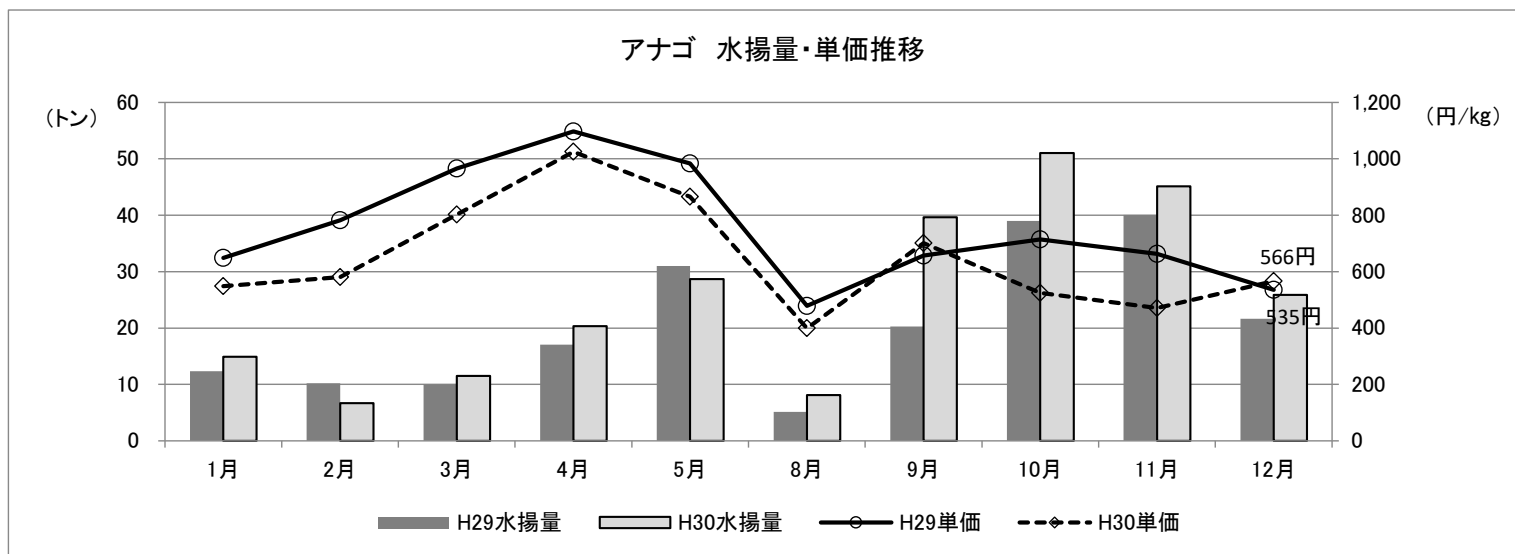
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

平成31年2月4日
議会全員協議会資料No.3
産業経済部水産振興課



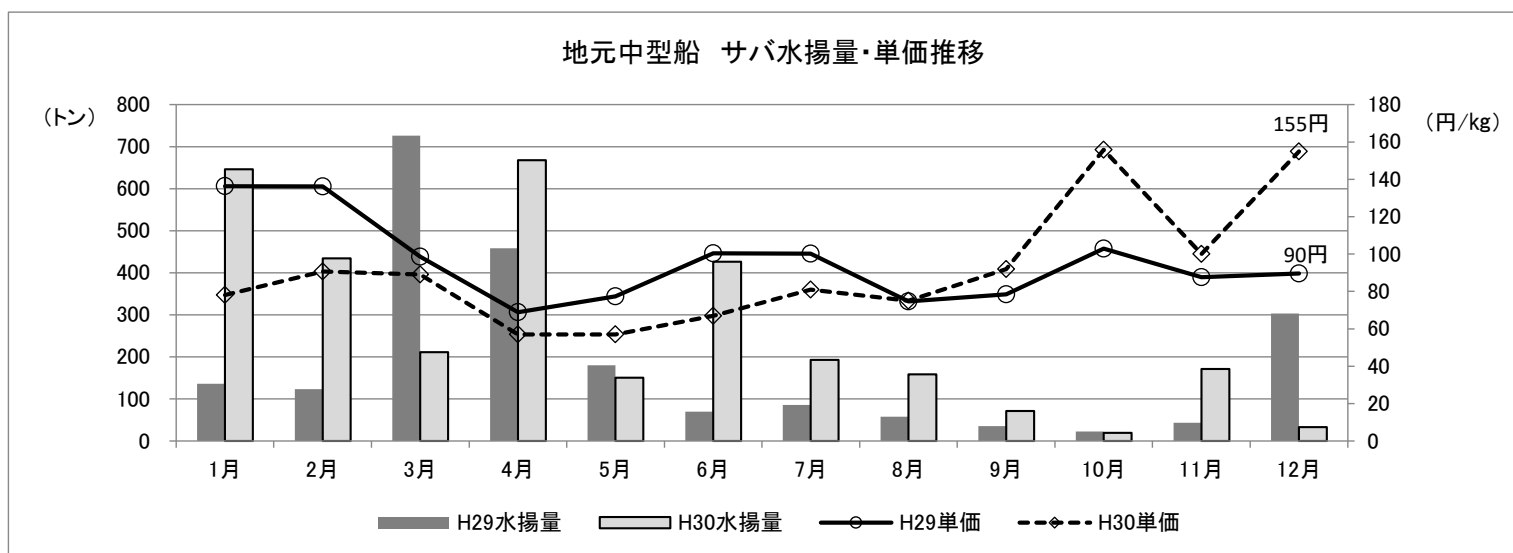
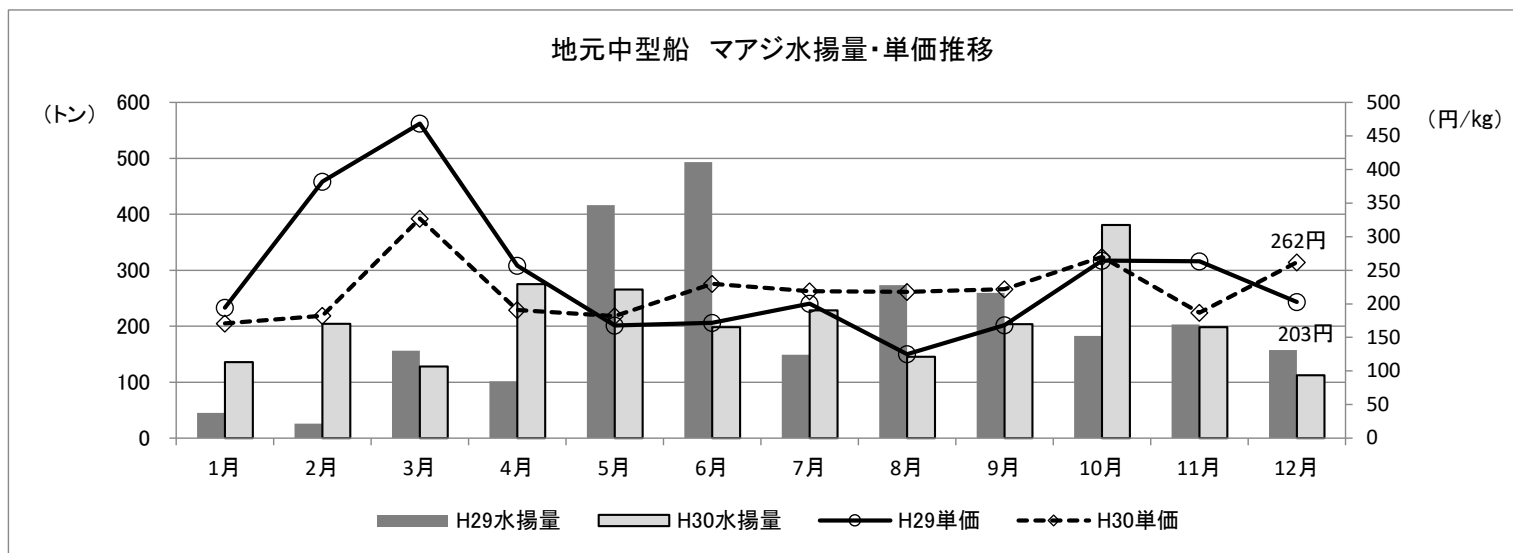
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

平成31年2月4日
議会全員協議会資料No.4
産業経済部水産振興課



地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

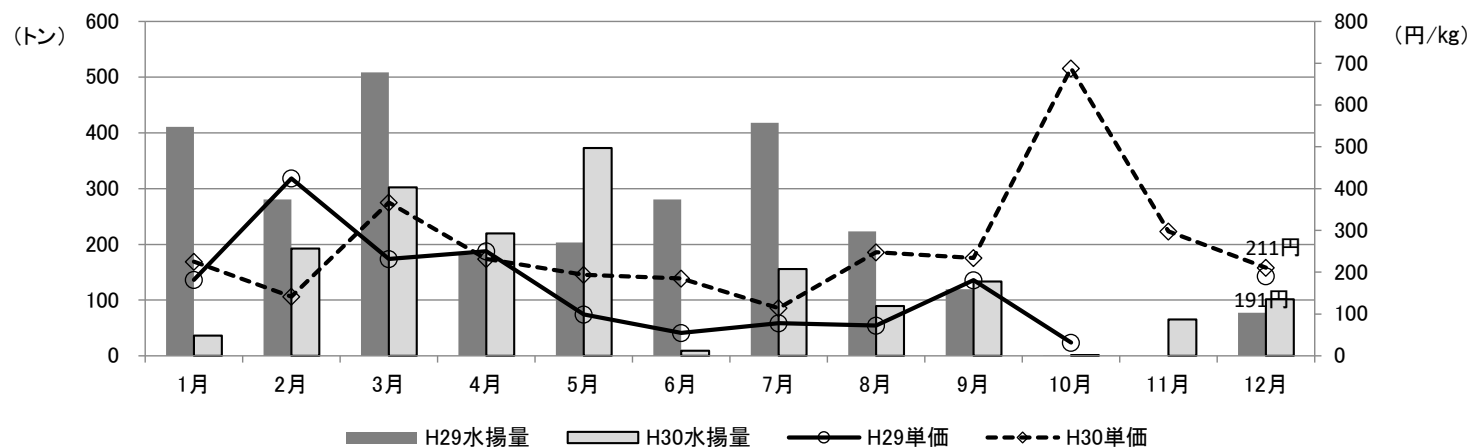
平成31年2月4日
議会全員協議会資料No.5
産業経済部水産振興課



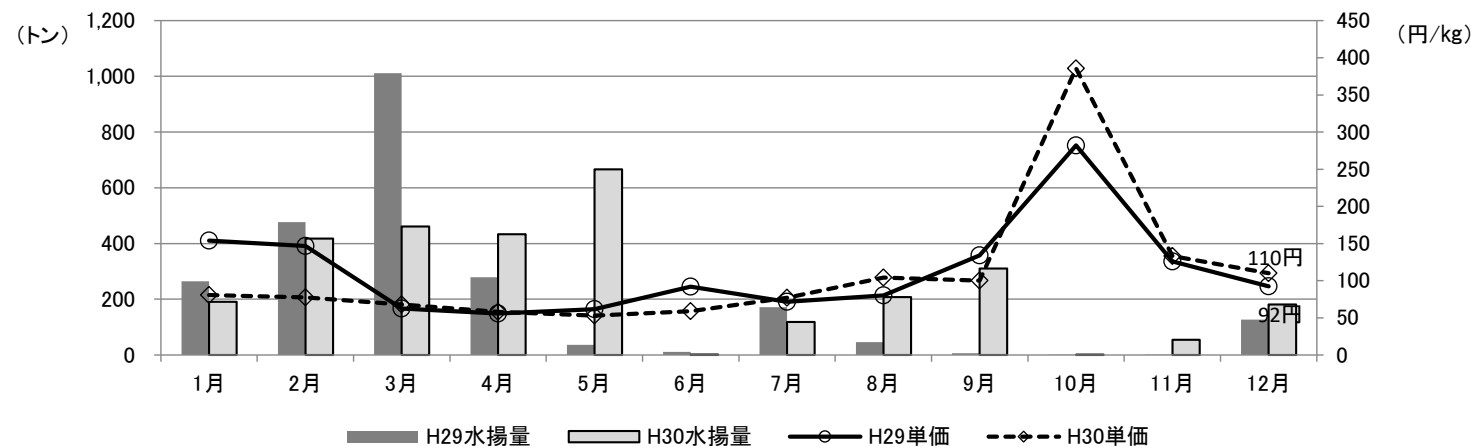
大中小型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

平成31年2月4日
議会全員協議会資料No.6
産業経済部水産振興課

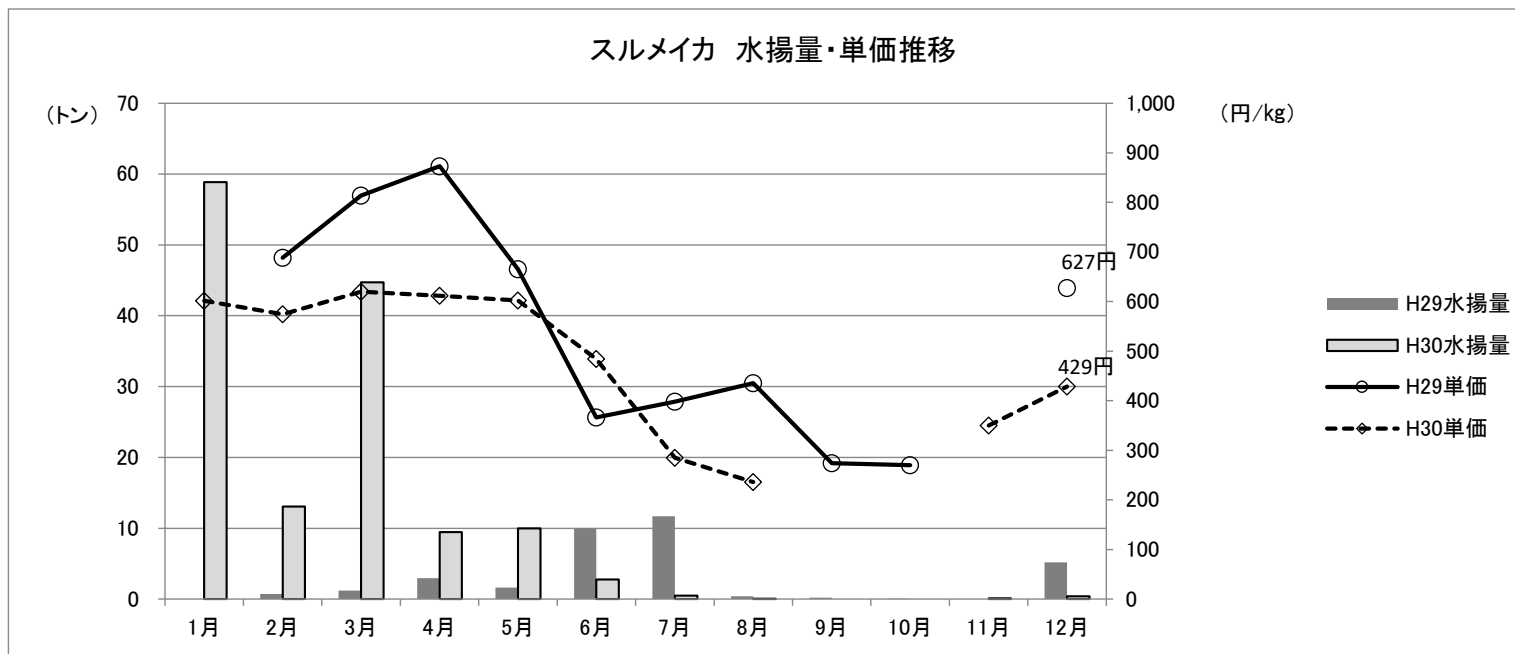
大中小型船 マアジ水揚量・単価推移



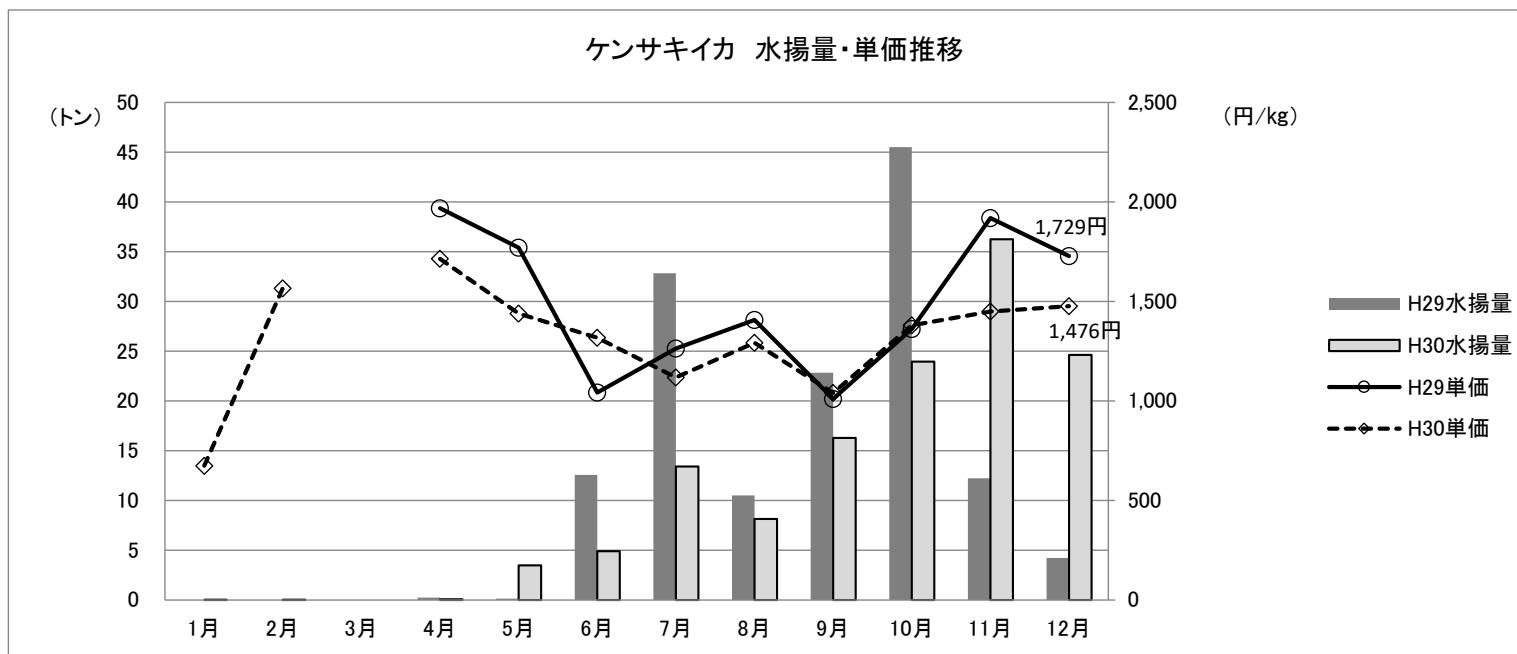
大中小型船 サバ水揚げ量・単価推移



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推



リフレパークきんたの里の現況報告について

リフレパークきんたの里は、当施設を運営するために設立された第三セクターから平成 21 年度に地元事業者で構成する民間セクターに移行した「株式会社リフレッシュかなぎ」が、指名により指定管理者として施設の管理運営を行っています。

1 施設の設置目的

- (1) 都市住民との交流促進
- (2) 農業農村の活性化及び地場産業の振興

2 指定管理期間

平成 26 年度から平成 30 年度まで（5 年間）

3 利用者及び業績

		(単位:人、千円)						
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度上半 期との比較	
利用 者	宿泊客数	6,119	6,449	5,755	4,717	2,252	▲ 297	
	宴会	9,341	8,746	7,910	6,748	2,778	▲ 140	
	レストラン	59,006	56,025	54,263	46,643	21,818	▲ 3,415	
	日帰り入浴	38,473	40,904	33,880	30,378	14,148	▲ 2,239	
	来館者数	83,834	84,368	75,087	65,335	29,859	▲ 4,895	
対前年比(来館者数)		88.5%	100.0%	89.0%	87.0%	80.4%	-	
28年度比(来館者数)		-	100.0%	89.6%	77.9%	88.9%	-	
純売上高		221,831	240,530	218,725	180,441	74,304	▲ 9,101	
当期純損益		▲ 15,720	▲ 13,299	▲ 13,153	▲ 19,263	▲ 8,979	▲ 433	

※1 年度ごとの当期純利益は、市への負担金納付後の金額です。

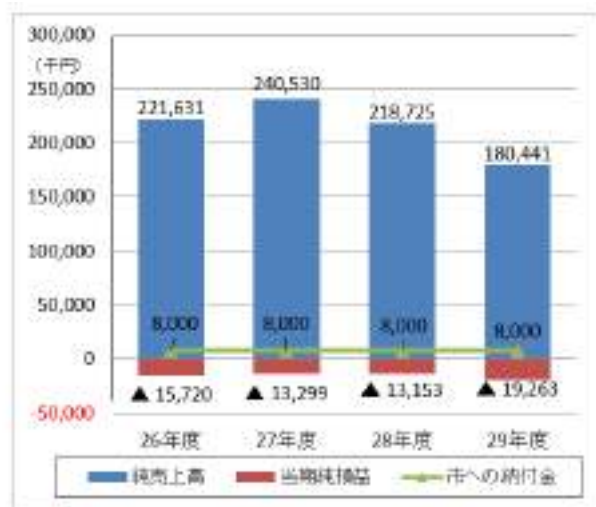
※2 平成26年度から平成29年度までの純利益の合計：▲61,435千円

※3 市への納付金 8,000千円/年

【利用者数の推移】



【純売上高と当期純利益の推移】



2 施設修繕について

- (1) 浴場（タイル、漏水防止）
- (2) 宿泊室、休憩室（壁紙） など

旭温泉あさひ荘の入湯料金の改定について

条例上の利用料金額 または上限額 (H.25.12 議会)	○入浴料 大人 510 円、小学生 250 円 ○回数券(11 回分) 大人 5,100 円、小学生 2,500 円 ○定期券(1 ヶ月) 大人 5,100 円、小学生 2,500 円 ○休憩室(占有して利用する場合に限る)の利用料金		
	休憩室(8 畳) 4 時間	1,540 円に利用者の 数に 200 円を乗じて 得た額を加算した額	4 時間を越えての 利用 1 時間毎に 510 円
	休憩室(17.5 畳) 4 時間	3,080 円に利用者の 数に 200 円を乗じて 得た額を加算した額	4 時間を越えての 利用 1 時間毎に 1,020 円
現在の利用料金額 (リニューアル H.26.8～)	○入浴料(一般) 大人 400 円、小学生 200 円 ※(会員) 大人 350 円 ○回数券(11 回分)(一般) 大人 4,000 円、小学生 2,000 円 ※(会員) 大人 3,500 円 ○定期券(1 ヶ月)(一般) 大人 5,000 円、小学生 2,000 円 ※(会員) 大人 4,000 円 ○休憩室(占有して利用する場合に限る)の利用料金		
	休憩室(8 畳) 4 時間	1,500 円に利用者の 数に 200 円を乗じて 得た額を加算した額	4 時間を越えての 利用 1 時間毎に 500 円
	休憩室(17.5 畳) 4 時間	3,000 円に利用者の 数に 200 円を乗じて 得た額を加算した額	4 時間を越えての 利用 1 時間毎に 1,000 円

【平成 31 年 4 月 1 日からの利用料金額】

利 用 料 金 額	○入浴料(一般) 大人 500 円 、小学生 200 円 ※(会員) 大人 400 円 、小学生 200 円 ○回数券(11 回分)(一般) 大人 5,000 円 、小学生 2,000 円 ※(会員) 大人 4,000 円 ○定期券(1 ヶ月)(一般) 大人 5,000 円、小学生 2,000 円 ※(会員) 大人 4,000 円 ○休憩室(占有して利用する場合に限る)の利用料金		
	休憩室(8 畳) 4 時間	1,500 円に利用者の 数に 200 円を乗じて 得た額を加算した額	4 時間を越えての 利用 1 時間毎に 500 円
	休憩室(17.5 畳) 4 時間	3,000 円に利用者の 数に 200 円を乗じて 得た額を加算した額	4 時間を越えての 利用 1 時間毎に 1,000 円

(仮称) 杵束コミュニティ施設の整備について

浜田市弥栄老人福祉センターと浜田市老人憩いの家は、建設後約 40 年が経過しており耐震化も行われていません。このため、公共施設再配置実施計画に基づき、この 2 施設を複合化し(仮称) 杵束コミュニティ施設として整備を予定しています。

なお、杵束公民館と弥栄図書館は、老人憩いの家の複合施設であるため、今回の建替えに併せ新たに整備を行います。

1 (仮称) 杵束コミュニティ施設の概要

予 定 地	浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 4
建 築 予 定 年 月	平成 33 年 1 月 (2021 年 1 月)
構 造	鉄骨造平屋建て
延 床 面 積	既存施設延床面積の 7 割以下を予定
主 な 用 途	杵束公民館、弥栄図書館、弥栄支所杵束出張所

2 既存施設の概要

(1) 浜田市弥栄老人福祉センター

所 在 地	浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 3
建 築 年	昭和 55 年 (1980 年)
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
延床面積	579.54 m ²

(2) 浜田市老人憩いの家

所 在 地	浜田市弥栄町木都賀イ 528 番地 1
建 築 年	昭和 48 年 (1973 年)
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
延床面積	514.27 m ² (杵束公民館、弥栄図書館を含む)

3 平成 31 年度当初予算要求

実施設計、地質調査に関する予算を要求予定

【裏面へ】

4 整備予定地



5 整備スケジュール

平成 31 年度（2019 年度）

設計業務、地質調査

平成 32 年度（2020 年度）

建物工事、備品購入

平成 33 年度（2021 年度）

供用開始（4 月）、既存施設解体、外構工事

平成30年度卒業（園）式及び平成31年度入学（園）式日程

学校名		卒業（園）式		入学（園）式	
		期日	開始時刻	期日	開始時刻
小学校	原井小学校	平成31年3月16日（土）	9時20分	平成31年4月9日（火）	10時00分
	雲雀丘小学校	平成31年3月16日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	松原小学校	平成31年3月16日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	石見小学校	平成31年3月15日（金）	9時00分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	美川小学校	平成31年3月16日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	周布小学校	平成31年3月16日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	10時00分
	長浜小学校	平成31年3月16日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	10時00分
	国府小学校	平成31年3月15日（金）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	三階小学校	平成31年3月15日（金）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	雲城小学校	平成31年3月19日（火）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	今福小学校	平成31年3月15日（金）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	波佐小学校	平成31年3月15日（金）	9時30分		
	旭小学校	平成31年3月16日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	弥栄小学校	平成31年3月19日（火）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	三隅小学校	平成31年3月16日（土）	9時15分	平成31年4月9日（火）	9時30分
	岡見小学校	平成31年3月15日（金）	9時30分	平成31年4月9日（火）	9時30分
中学校	第一中学校	平成31年3月9日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	13時30分
	第二中学校	平成31年3月10日（日）	9時30分	平成31年4月9日（火）	14時00分
	第三中学校	平成31年3月10日（日）	9時30分	平成31年4月9日（火）	13時30分
	第四中学校	平成31年3月9日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	13時30分
	浜田東中学校	平成31年3月9日（土）	9時30分	平成31年4月9日（火）	14時00分
	金城中学校	平成31年3月10日（日）	9時10分	平成31年4月9日（火）	14時00分
	旭中学校	平成31年3月10日（日）	9時30分	平成31年4月9日（火）	14時00分
	弥栄中学校	平成31年3月9日（土）	9時30分	平成31年4月8日（月）	14時00分
	三隅中学校	平成31年3月9日（土）	9時00分	平成31年4月9日（火）	14時00分
幼稚園	原井幼稚園	平成31年3月14日（木）	9時00分		
	石見幼稚園	平成31年3月18日（月）	9時30分	平成31年4月10日（水）	10時00分
	長浜幼稚園	平成31年3月15日（金）	9時30分	平成31年4月10日（水）	10時00分
	美川幼稚園	平成31年3月18日（月）	9時30分	平成31年4月10日（水）	10時00分

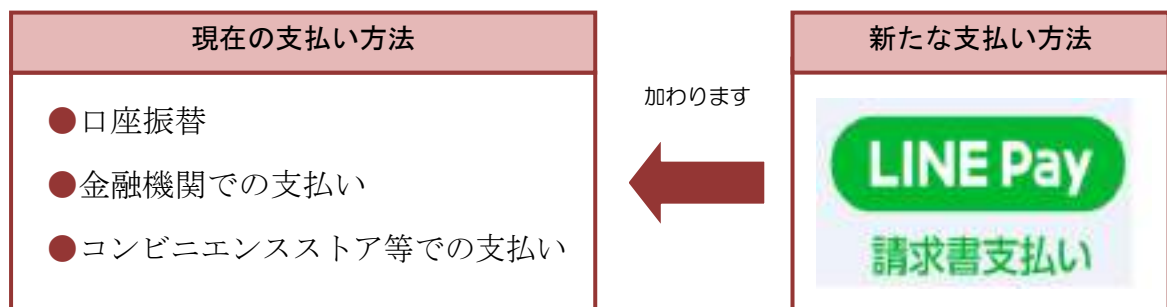
「^{ライン}LINE Pay^{ペイ}請求書支払い」を導入します

水道料金・下水道使用料の支払方法として、LINE Pay 株式会社が提供するモバイル送金・決済サービス「LINE Pay 請求書支払い」を導入し、平成 31 年 2 月 1 日（金）からサービスを開始しました。

平成 30 年 8 月 1 日に神奈川県企業庁が国認可の水道事業者として全国初で導入しました。中国地方では初の導入となります。

1 導入の目的

水道料金・下水道使用料の支払いについて、新たな支払い方法を増やすことによりお客様の利便性を図ります。



なお、「LINE Pay」請求書支払いの収納手数料は、現在導入しているコンビニエンスストア支払いと変わりません。また、水道料金及び下水道使用料の管理システムの改修も不要です。

2 LINE Pay とは

日本国内最大級のコミュニケーションアプリ「^{ライン}LINE」が提供する支払いサービスです。

3 モバイル決済サービスとは

様々な店舗やショッピングサイトなどにおいてキャッシュレスで支払いが可能なサービスで、支払いできる水道料金・下水道使用料は、納入通知書 1 枚あたりの金額が 5 万円未満ですが、上下水道部が発送する納入通知書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み込むことで、納入期限内であればいつでもどこでも支払うことが可能となります。